

序 章

1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」

鎌倉市環境基本計画は、環境基本条例の3つの理念（注1）を実現することを目指して平成17年度までの計画として平成8年2月に策定されました。この計画を受けて、その後の環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、平成18年3月にその一部を改訂し、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする第2期環境基本計画を策定しました。4つの基本方針（注2）を掲げ、鎌倉市の環境保全を市民、事業者、滞在者そして行政が協力・連携して、総合的、計画的に推進していくため、次の表のとおり7つの目標の柱と15の目標の項目にまとめました。

7つの目標の柱		15の目標の項目	
1	地球環境の保全	①	地球環境
2	人の健康の保護と生活環境の保全	②	大気
		③	水・土
		④	化学物質
		⑤	音
3	歴史的文化的環境の確保	⑥	歴史的遺産
4	良好な都市環境の創造	⑦	緑・水辺
		⑧	景観
		⑨	美化
5	健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保	⑩	生態系の保全
		⑪	自然とのふれあい
6	循環型社会の構築	⑫	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
		⑬	水の循環利用
		⑭	エネルギーの有効利用
7	環境教育の推進	⑮	環境教育

「かまくら環境白書」平成24年度版では、計画の15の目標の項目ごとに平成23年度における状況や取組をまとめるとともに、その評価を行いました。

（注1）鎌倉市環境基本条例における3つの理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

（注2）4つの基本方針

- 1 環境の恵みを将来世代に継承します。
- 2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。

- 3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
- 4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

2 平成23年度における「環境」をめぐる動き

気象状況における2011年の世界の年平均気温の1981～2010年平均基準における偏差は、+0.07℃（20世紀平均基準における偏差は+0.44℃）でした。世界の年平均気温は、長期的には、100年当たり0.68℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降は、高温となる年が多くなっています。

また、2011年の日本の年平均気温の1981～2010年平均基準における偏差は+0.15℃（20世紀平均基準における偏差は+0.75℃）でした。長期的には、100年当たり約1.15℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

世界と日本で1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっており、その主な要因は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響に、数年から数十年程度の時間規模で繰り返される自然変動が重なったものと考えられています。

その他、環境についての動向は以下のとおりです。

●国際的な動向

- ・ 2011年11月28日から12月11日まで、南アフリカ共和国ダーバンにおいて、気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)、京都議定書第7回締約国会合(CMP7)等が行われ、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、緑の気候基金及びカンクン合意の実施のための一連の決定という4つの成果がありました。日本政府は2013年以降の枠組みの在り方について、など建設的な提案を行って交渉の進展に貢献しました。他方、京都議定書の第二約束期間については、日本は参加しないとの立場を貫きました。

●日本の動向

- ・ 東日本大震災の影響により電力の需給バランスが悪化したことから、政府の電力需給緊急対策本部において、契約電力500kW以上の大口需要家における対策として、電気事業法第27条に基づき、東京電力管内では2011年7月1日～同9月9日まで、電力使用制限を実施しました。
- ・ 2011年8月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再生可能エネルギー促進法）が成立しました。
- ・ 2011年6月に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されました。

●鎌倉市の動向

- ・ 2011年6月に「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本編(中間見直し)」を策定しました。
- ・ 2011年9月に、「鎌倉市緑の基本計画」を改訂しました。

第1章 地球環境の保全

1 地球環境（目標の項目①）

目標：将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、国際的視野を持って地球環境の保全をすすめます。

◆目標達成するための指標

市域における温室効果ガス排出量（仮数値今後変動の可能性有り）
平成27年度(2015年度)までに平成2年度(1990年度)に比べ、16.1%削減
(平成32年度(2020年度)までに平成2年度(1990年度)に比べ28%削減)

※国の地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップの中期目標値25%に基づき、鎌倉市の産業構造を配慮し目標数値を設定しました。(廃棄物等部門を除く)

なお、目標指標については東日本大震災前のロードマップに基づくものであり、今後国や県の目標値は変更が予想されます。本市の温室効果ガス排出量の削減目標も、情勢を見て変更を検討するものとします。

鎌倉市域における温室効果ガス排出量を、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（2003年度版環境省）の算定方法をベースに既存の統計資料等も参考にしながら推計しました。

平成23年度(2011年度)の温室効果ガス排出量(※電力排出原単位0.463(kg-CO₂/kWh))は、約56万t-CO₂で、基準年の平成2年度(1990年度)に比べ、約16.2%の増加となり、平成27年度における目標指標である16.1%削減を達成するのは難しい状況です。

温室効果ガスの増加の主な要因のひとつとしては、電力排出原単位の増加があり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の影響などにより火力発電の稼働率が増加したことから、電力排出原単位は平成2年度の0.382 kg-CO₂/kWhから平成23年度は0.463 kg-CO₂/kWhと、20%以上の上昇を示しています。

また、電力排出原単位を平成2年度の0.382 kg-CO₂/kWhで置き換えて比較した場合においても、4%の増加(試算値498,225 t-CO₂)となっており、エネルギー等の使用量は実質的にも増加していると考えられます。

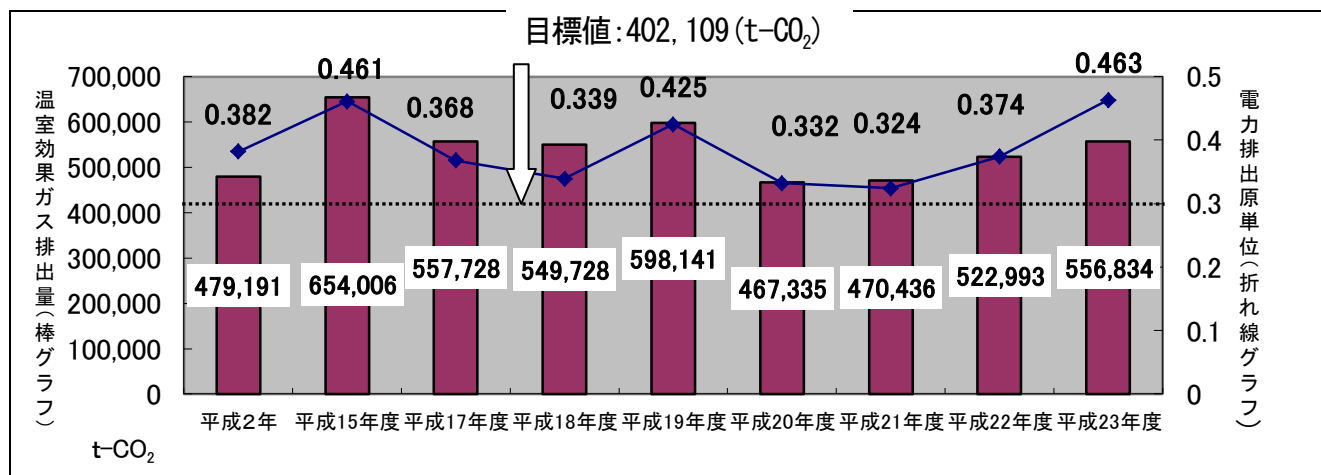
オフィスビル部門、自動車部門、廃棄物等部門の温室効果ガス排出量は、平成2年度に比べ減少しているのに対し、家庭部門は26%の増加と大きく上昇しており、家庭部門の省エネ等をいかに進めていくかが大きな課題になっています。

目標を達成するには、電力排出原単位の低下と、家庭部門の温室効果ガス排出量のさらなる削減が大きな課題になりますが、原子力発電所の稼働停止などに伴い当面は化石燃料消費量の増加が懸念されるなか、電力排出原単位は今後も上昇していくことが予想されます。

家庭部門においては、さらなる再生可能エネルギー等の普及促進と省エネ行動の徹底などが求められますが、原発事故に起因する電力制限に伴い、平成23年度は市民一丸となって省エネ活動に取り組み、前年度比5.1%減となりました。この平成23年度実績値を目標達成のため、さらに20%以上低下させていくのは容易ではない状況です。

現在、国においては新たな状況を踏まえたエネルギー基本計画の見直し作業を進めていますが、鎌倉市においても「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」の見直しなども視野に入れ、現実に即した新たな計画づくり、目標設定が必要になっていると考えられます。

グラフ 1-1 鎌倉市の温室効果ガス排出量



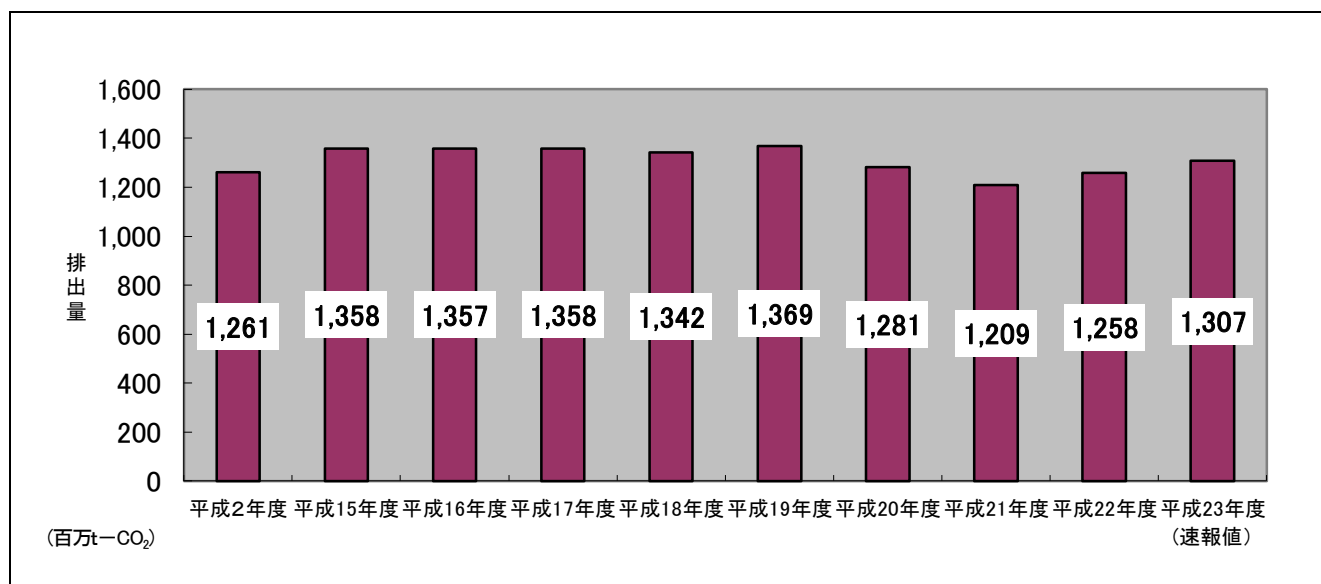
(1) 温室効果ガス等排出量の現状

●わが国の状況

〈環境政策課〉

平成23年度（2011年度）の温室効果ガス総排出量は、速報値で13億700万トンで、平成2年度（1990年度）と比べて排出量で3.6%の増加となっています。平成23年度（2011年度）までのわが国の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ1-2のとおりです。

グラフ 1-2 わが国の温室効果ガス排出量の推移

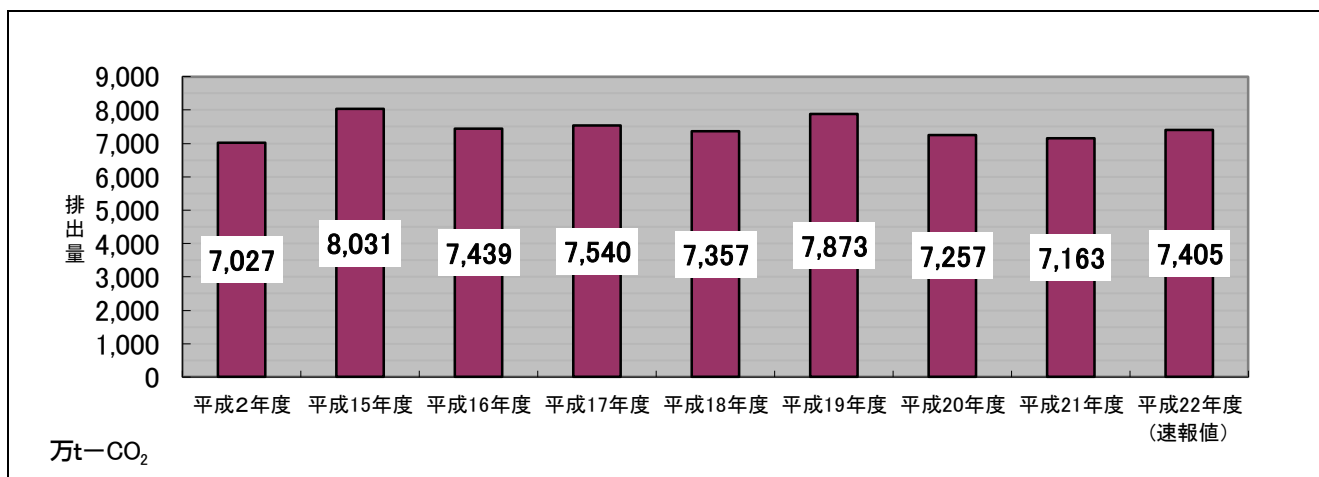


●神奈川県状況

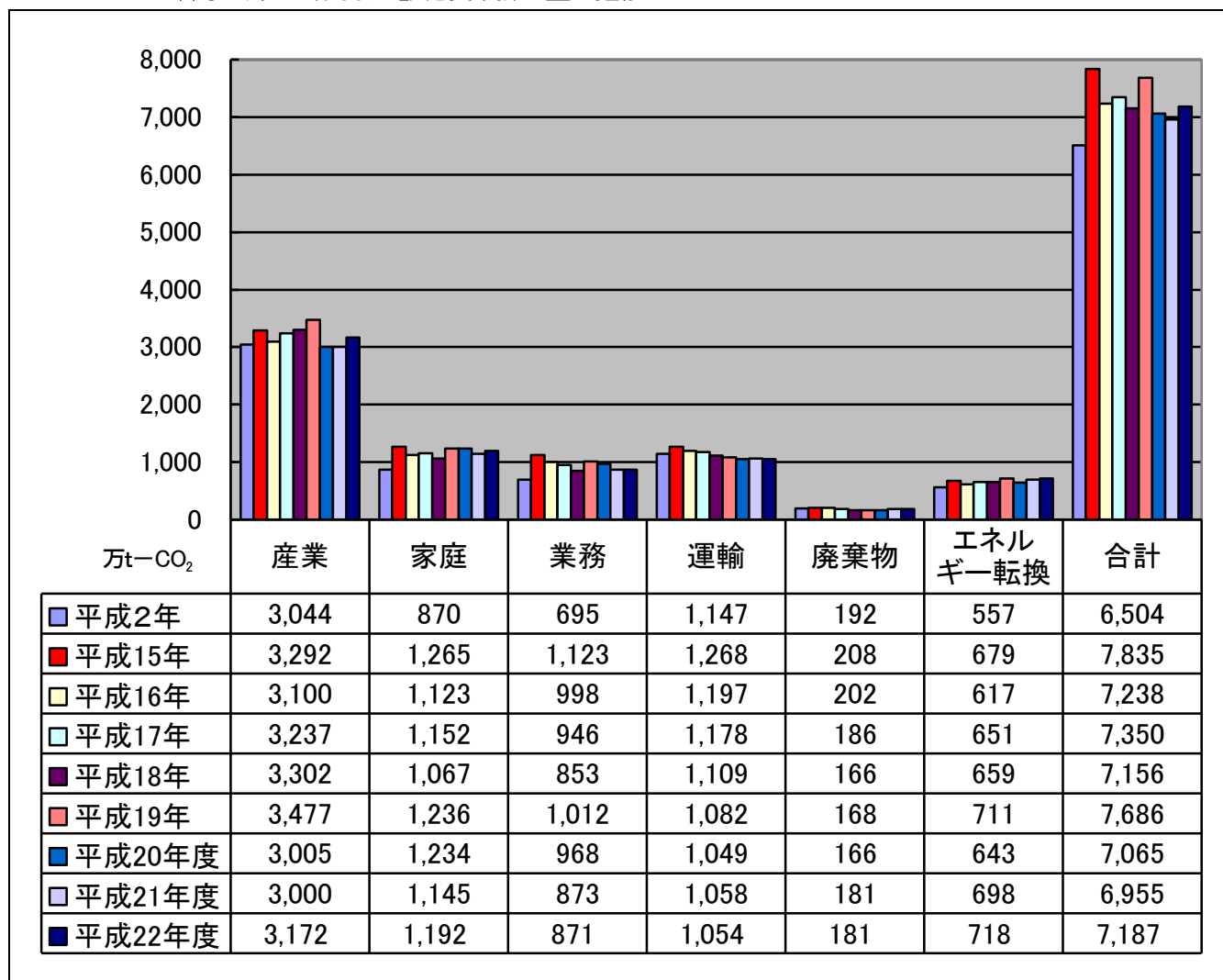
〈環境政策課〉

平成22年度（2010年度）の神奈川県内の温室効果ガス排出量は、速報値で7,405万トン、平成2年度（1990年度）と比べて排出量で5.4%の増加となっています。平成22年度（2010年度）までの神奈川県内の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ1-3のとおりです。また、部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ1-4のとおりです。

グラフ 1-3 神奈川県温室効果ガス排出量の推移



グラフ 1-4 神奈川県部門別二酸化炭素排出量の推移



※ 「神奈川県温室効果ガス排出量推計結果」より(平成22年度は速報値)

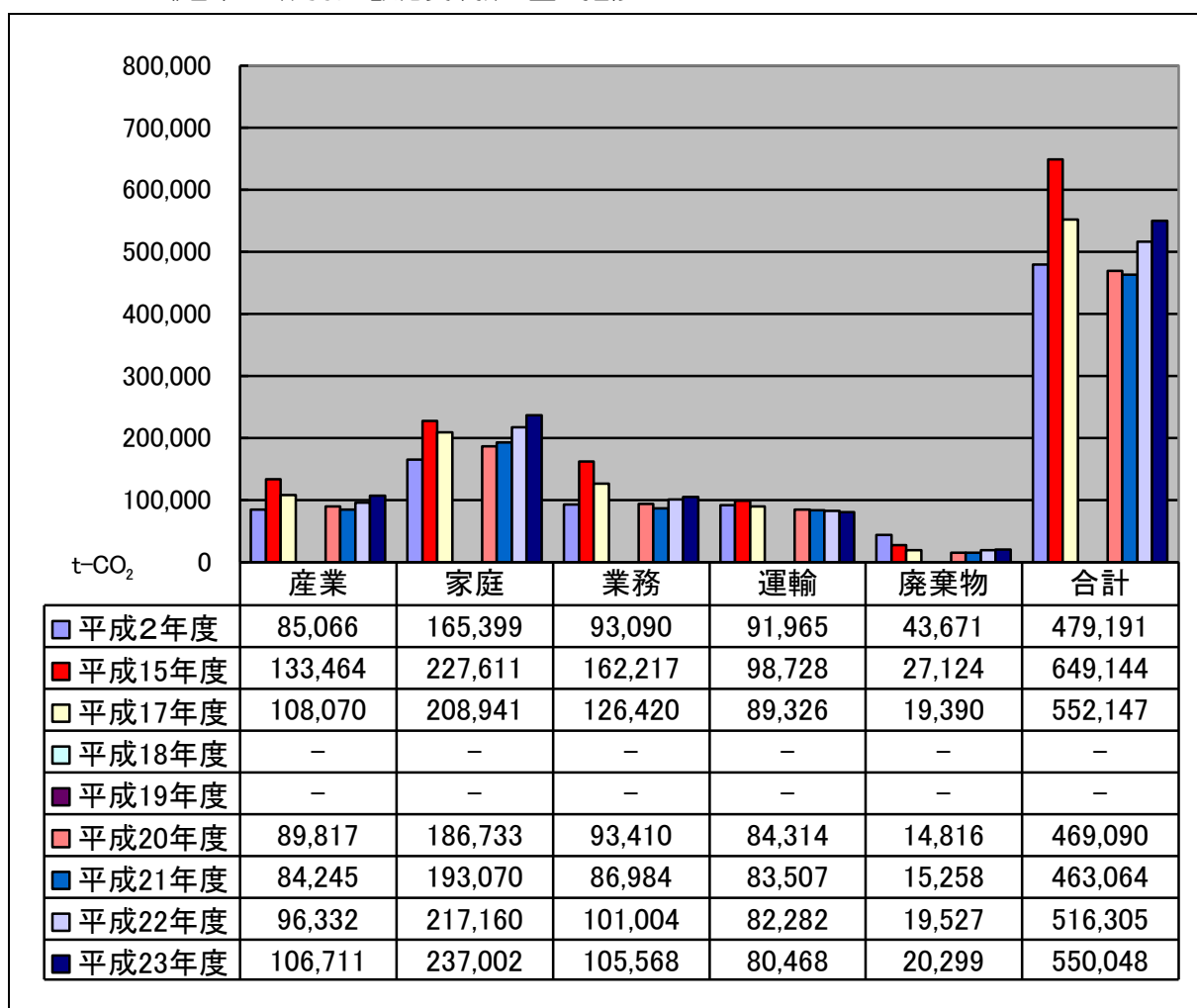
※ 統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

※ 平成19年までは年でしたが、平成20年度から年度で記載しています。

鎌倉市の平成23年度（2011年度）の温室効果ガス排出量（※電力排出原単位0.463（kg-CO₂/kWh）は、7ページ グラフ1-1 鎌倉市の温室効果ガス排出量に掲載のとおり、556,834t-CO₂で前年度より33,841t-CO₂増加、基準年度の平成2年度（1990年度）に比べて約16.2%増加しています。

本市ではグラフ1-5 鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移のとおり、国や県と比べ、家庭部門の占める割合が高いため、家庭部門における省エネルギー行動の実践や住宅の省エネルギー化・再生可能エネルギー等の導入の推進が、さらなる削減につながると考えられます。

グラフ 1-5 鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移



※ 平成18、19年度は電気や都市ガス等入手可能なデータを参考に推計したため、二酸化炭素排出量の部門別データなし
 ※ 平成15、17、20、21、22、23年度の数値は事業者アンケート調査をもとに推計した、部門別二酸化炭素排出量の値

市域の温室効果ガス排出量を算出するために必要な要因となる電気及び都市ガスの使用量は、第6章 循環型社会の構築、3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）88ページグラフ6-6及び89ページグラフ6-7を参照。ごみの焼却量は、第6章循環型社会の構築、1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）76ページ表6-1を参照。自動車保有台数は表1-1のとおりです。

表 1-1 自動車登録台数 (単位：台)

年度	自動車登録台数
平成15年度	67,799 (100.0)
平成17年度	68,285 (100.7)
平成18年度	68,230 (100.6)
平成19年度	68,055 (100.4)
平成20年度	67,285 (99.2)
平成21年度	66,917 (98.7)
平成22年度	66,600 (98.2)
平成23年度	66,526 (98.1)

※ () 内は平成15年度(2003年度)を100とした指数 鎌倉の統計より

(2) 地球温暖化対策の推進

●鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画の推進

〈環境政策課〉

平成17年(2005年)に発効された京都議定書において、わが国は平成2年(1990年)比で平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの平均の温室効果ガス排出量を6%削減することを約束しています。

そこで本市は、排出を抑制するため平成20年3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、その後平成23年3月に同計画を一部見直し、各主体別の温室効果ガスの削減目標を設定して、その目標達成のための具体的な取組及び推進体制を示しました。

地球温暖化対策地域協議会の役割を有するかまくら環境保全推進会議に同計画に基づく3つの行動プロジェクト部会を設置し、市民、事業者、行政などが連携し具体的な取組内容を検討、事業を実施しています。

(詳細は、第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制 126ページ ●かまくら環境保全推進会議参照)

●鎌倉市における環境マネジメントシステム導入の状況

〈環境政策課〉

① ISO14001認証取得事業所

「ISO14001」は、地球温暖化防止のほか幅広い視点からの環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録・点検し、方針などを見直すシステム(環境マネジメント)の国際規格です。現在、全国で約19,300事業所がこの規格を認証取得しています。市内では約26事業所が認証を取得しています。

市内の「ISO14001」認証取得事業所の状況は、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページで確認できます。

②エコアクション21(EA21)認証登録事業所

環境活動評価プログラムの「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントの簡易な方法で、国際標準化機構の「ISO14001」規格をベースとしており中小事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムです。現在、全国で約7,200事業所がこの規格を認証取得しています。市内では約7事業所が認証登録されています。

市内の「エコアクション21」認証登録事業所の状況は、エコアクション21中央事務局のホームページで確認できます。

③かまくらエコアクション21参加登録事業所

「かまくらエコアクション21」は、鎌倉市独自の登録制度で、環境省が策定した「エコアクション21」に準拠する形で、環境マネジメントシステムを構築し、環境活動レポートを作成した事業所が鎌倉市に登録し、市から登録証明書を無料で交付するものです。

環境マネジメントシステムとしては、認知度は低いものですが、規模の小さな事業所の環境への取組としては十分効果的であり、「エコアクション21」あるいは「ISO14001」導入へのワンステップとして取組を開始することもできます。

平成23年3月末現在、表1-2のとおり31業所が参加登録しています。

表 1-2 かまくらエコアクション21参加登録事業所の状況

	かまくらエコアクション21 参加登録事業所	業 種	登録年月日
1	有限会社角喜	専門サービス業 (冠婚葬祭業)	平成16年12月27日
2	東京ガスエネワークス株式会社	建設業 (設備工事業・ガス機器販売)	平成16年12月27日
3	株式会社OA研究所	製造業 (機械装置等製造業)	平成17年1月24日
4	株式会社鎌倉日本土木	建設業 (総合工事業)	平成17年2月10日
5	有限会社尾形管工事店	建設業 (設備工事業)	平成17年2月10日
6	大倉設備工業株式会社	建設業 (設備工事業)	平成17年2月10日
7	有限会社八峠工務店	建設業 (設備工事業)	平成17年2月15日
8	有限会社協伸設備工業	建設業 (設備工事業))	平成17年2月16日
9	鎌倉市管工事業協同組合	複合サービス業 (協同組合)	平成17年2月16日
10	株式会社ヤマノイ	建設業 (設備工事業)	平成17年3月7日
11	鎌倉市役所	公務 (地方公務)	平成17年3月31日
12	鎌倉市立御成中学校	教育・学習支援業 (学校教育)	平成17年10月3日
13	湘南科学株式会社	卸売業・小売業 (理化学機械器具販売業)	平成17年10月3日
14	シンロイヒ株式会社	化学工業 (製造業)	平成17年10月3日

15	田中工務店	建設業 (設備工事業)	平成17年12月28日
16	リネックス有限会社	サービス業 (廃棄物処理業)	平成18年7月11日
17	インターネット株式会社	製造業 (エレクトロニクス検査機器製造)	平成18年7月14日
18	株式会社ルミネウイング	不動産賃貸管理	平成18年8月3日
19	日本ヘルス工業株式会社	下水処理施設維持管理	平成18年12月7日
20	サントリーパブリシティサービスグループ	サービス業 (劇場、貸し館運営管理)	平成19年1月17日
21	湘南モノレール株式会社	鉄道業	平成19年4月4日
22	鎌倉市資源回収協同組合	廃棄物収集運搬業	平成19年4月13日
23	株式会社鎌倉ハム富岡商会	製造業	平成19年5月8日
24	財団法人鎌倉市公園協会	市内公園管理	平成19年8月9日
25	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	社会福祉法人	平成19年12月25日
26	有限会社明成測量調査設計	測量・調査・設計	平成20年4月1日
27	社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター	公共施設管理	平成20年12月25日
28	三菱電機ライフサービス株式会社	管理業	平成21年3月3日
29	株式会社 大川商店	廃棄物処理業・リサイクル業	平成22年11月12日
30	ロミロミ&ヘッドスパ ハウレア	サービス業 (リラクゼーション業)	平成23年4月14日
31	川喜多記念映画文化財団	施設管理業	平成23年5月13日

●鎌倉市役所の「かまくらエコアクション21」への参加登録とその取組

〈環境政策課〉

市役所では、平成14年度に策定した「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」と「グリーン購入基本方針」を柱に、環境省外郭団体である（社）全国環境保全推進連合会の「エコアクション21」に平成16年2月参加登録しましたが、平成17年3月に鎌倉市独自で「かまくらエコアクション21」を立ち上げ、そこに参加登録

しました。平成23年度から、省エネ法の対象範囲を考慮し、指定管理者制度導入施設等にも拡大し、取組を推進しています。

市役所の「かまくらエコアクション21」は、市役所すべての事務事業を対象に、環境負荷の把握、環境目標の設定、目標に向けた取組、実績のチェック、内部環境監査、外部環境監査、計画の見直しを毎年度実施し、「環境マネジメント報告書」にまとめ公表しています。

平成23年度の実績と前年度実績比の主な内容は表1-3のとおりです。

表 1-3 平成23年度の実績と前年度実績比

取組項目	前年度実績比
公共施設における電気使用量の削減	-10.1%
公共施設における燃料（灯油・A重油・都市ガス・液化石油ガス・ガソリン・軽油）の使用に伴う温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	-12.4%
公用自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	-13.4%
公共施設における上水使用量の削減	-3.4%
紙購入量の削減	+7.8%
一般廃棄物処理業における温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	-29.5%
公共下水道事業における温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	-4.2%
市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	-18.5%

●エコショップ・エコ商店街認定制度

＜環境政策課＞

地球環境への負荷軽減を考慮し、ごみの減量化、資源化の推進に取り組む市内事業者をエコショップ・エコ商店街として認定する制度を平成21年度から開始しました。

エコショップは、事業活動に伴う物品の購入や運送・売買、冷暖房の温度設定、省エネ対策、環境教育の実施などの認定要件42項目中3項目以上実施している事業所を認定します。

エコ商店街は、ごみの適正排出処理の主体的実施、買い物袋持参奨励、ペットボトルなど資源化物の回収事業の実施、エコイベントの開催、環境教育の実施などの認定要件6項目中2項目以上を実施し当該商店街団体加盟事業者の5割以上がエコショップの認定要件を満たしていることが前提です。

認定された事業者や商店へ認定証とステッカーを交付し市のホームページなどで紹介するなど積極的な周知を行い、環境に配慮している事業所の普及に努めています。

平成23年度のエコショップ認定数は、表1-4のとおり34事業所です。

表 1-4 エコショップ認定事業所の状況

	エコショップ認定事業所	業種	認定年月日
1	リサイクルハウスWith友	リサイクル品小売	平成21年7月8日
2	鎌陽洞	鎌倉彫	平成21年7月28日
3	有限会社トップアート鎌倉	画材、額縁製造販売	平成21年7月28日
4	鎌倉丸山亭	フランス料理店	平成21年7月28日
5	株式会社紀ノ国屋鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年7月28日
6	ハスクラ	民芸品、婦人用品等販売	平成21年7月28日

7	有限会社ティアンドワイビジネスクリエイション	婦人服販売	平成21年7月28日
8	鎌倉Alice	ダンス用品、パーティファッ ション等販売	平成21年7月28日
9	株式会社石長	墓石販売	平成21年7月28日
10	スズキヤ西鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年12月22日
11	株式会社カトレア	ビル管理	平成22年2月15日
12	鎌倉とうきゅう	小売業	平成23年1月1日
13	生活協同組合コープかながわ西鎌倉店	生活協同組合	平成23年1月26日
14	二楽荘	中国料理店	平成23年2月1日
15	クリエイトS・D鎌倉玉縄店	小売業	平成23年2月2日
16	クリエイトS・D鎌倉手広店	小売業	平成23年2月2日
17	クリエイトS・D鎌倉津西店	小売業	平成23年2月2日
18	クリエイトS・D鎌倉大船店	小売業	平成23年2月2日
19	紳士服はるやま鎌倉手広店	小売業	平成23年2月9日
20	生活協同組合コープかながわ玉縄店	生活協同組合	平成23年2月9日
21	ハワイアンリラクゼーションハウレア	サービス (美容・リラクゼーション)	平成23年3月10日
22	八百文商店	青果物小売販売業	平成23年3月23日
23	北鎌倉ベルタイム珈琲	コーヒー豆自家焙煎の販売	平成23年6月24日
24	有限会社カインドリーセンター	一般廃棄物処理業、リサイク ルショップ	平成23年10月17日
25	リサイクルブティック ジュリアン	リサイクル品の委託・販売	平成23年10月17日
26	今昔きもの きたの屋	小売業	平成23年10月17日
27	カイビー	小売業	平成23年10月18日
28	浪漫亭	着物、帯、古布のリサイクル 販売、骨董	平成23年10月24日
29	セカンドハンズ そうすけ	小売業	平成23年10月24日
30	ヴェール21 鎌倉	婦人服小売業	平成23年10月24日
31	リサイクルハウス・みどりショップ	リサイクルショップ	平成23年11月4日

32	有限会社クレー	小売業	平成23年11月4日
33	鎌倉ブルースリー	リサイクル&アンティーク (小売業)	平成23年11月14日
34	鎌倉山下飯店	飲食業	平成24年1月17日

●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）

＜環境政策課＞

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、「グリーン契約」とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。通称グリーン購入法）が平成13年4月に施行されました。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号、通称環境契約法）が平成19年11月に施行されました。このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などへ調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することが求められています。

鎌倉市役所では、平成14年12月に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定し、平成23年3月に環境配慮契約の内容を含め、一部見直しを行いました。

平成15年度に81品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、平成23年度の調達方針の改正により241品目としました。平成23年度の分野別の調達率は表1-5のとおりです。

表 1-5 市役所における平成23年度グリーン購入調達方針の分野別調達率

項目	分野	紙類	文具類	オフィス家具等	OA機器	移動電話	家電製品
平成23年度 適合品調達率		93.73%	94.9%	92.5%	88.2%	74.2%	100%
項目	分野	エアコン ディショ ナー等	温水器等	照明	自動車等	消火器	制服・作業服
平成23年度 適合品調達率		100%	50.0%	81.5%	100%	90.4%	33.3%
項目	分野	インテリア ・寝装寝具	作業用手袋	その他 繊維製品	設備	防災備蓄 用品	役務
平成23年度 適合品調達率		68.3%	31.7%	47.5%	100%	100%	94.9%
項目	分野	公共工事 (資材)	公共工事 (建設機械)	公共工事 (目的物)	—	—	—
平成23年度 適合品調達率		100%	100%	100%	—	—	—

(3) その他地球環境問題への対応

●使用木材の適正な選定

〈建築住宅課〉

違法伐採による生産国における森林の減少・劣化からの生物多様性の喪失や、地球温暖化の進行が、世界的な問題となっており、合法性のある木材の使用を推進していくことが、地球環境の保全に寄与するとされています。

鎌倉市でも、建築工事等の際にコンクリートの型枠や下地材、仕上げ材等の木材について、グリーン購入調達方針に基づいた材料の調達を働きかけるなどして、合法性のある木材の使用を推進しています。

●特定フロン回収事業

〈資源循環課〉

特定フロン等については、地球温暖化防止の観点からも回収事業を進めています。

名越・今泉のクリーンセンターで回収されたフロンは、専用のボンベに一時保管後、ボンベが満杯になると、専門事業者が分解処理を行っています。なお、特定フロン処理量の推移は表1-6のとおりです。

表 1-6 特定フロン処理量の推移

	CFC-12 (kg)	HCFC-22 (kg)	混合 (kg)	HFC-134a (kg)
平成17年度	—	—	—	—
平成18年度	—	—	26.7	—
平成19年度	—	—	—	—
平成20年度	30.9	22.6	—	16.6
平成21年度	20	20	—	40
平成22年度	—	—	—	—
平成23年度	—	28.3	—	8

※CFCはクロロフルオロカーボンを表し、HCFCはハイドロクロロフルオロカーボン、HFCはハイドロフルオロカーボンを表します。CFCが削減されるとオゾン層の保護に寄与し、HFCを削減することで地球温暖化対策に寄与します。特定フロン処理量は、家電リサイクル法の対象外の家電から回収し、処理したものです。

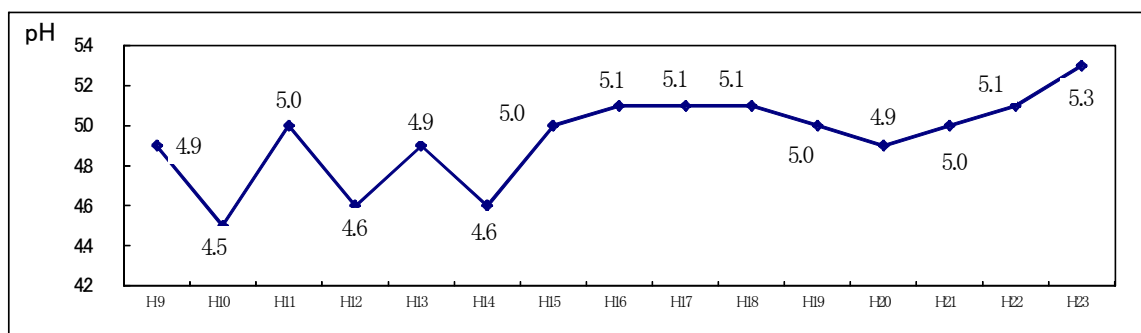
●酸性雨の状況

〈環境保全課〉

酸性雨とは、水素イオン濃度指数(pH)が5.6以下の雨をいい、主に工場のばい煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物が原因とされています。

本市では平成6年度から簡易測定による調査を実施しており、市役所中庭で雨水の採取を行っています。平成23年度の測定結果はグラフ1-6のとおりで、長期的には酸性の度合いが横ばい傾向にあります。

グラフ 1-6 pH測定結果



(4) 地球市民としての環境活動

● かながわ地球環境保全推進会議への参加

〈環境政策課〉

かながわ地球環境保全推進会議は、地球サミットにおける「アジェンダ21」の採択を受け、わが国で初めて採択されたローカルアジェンダ「アジェンダ21かながわ」の推進母体として平成5年（1993年）に設置されました。

その後、推進会議では、県民、企業、NPO等、行政の協働によって、神奈川地球環境保全行動指針国内外の環境問題に関する状況の変化に対応するために、平成15年(2003年)に「新アジェンダ21かながわ～持続可能な社会への道しるべ～(新アジェンダ)」が新たに採択されました。鎌倉市もマイアジェンダに登録しています。

● 持続可能な都市のための20%クラブへの参加

〈環境政策課〉

平成7年11月、横浜市で環境庁、神奈川県及び県内37の市町村の主催並びに国連開発計画(UNDP)及び国連環境計画(UNEP)との共催による「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議」が開催され、環境に悪影響を与えるものの20%削減や環境にやさしいものの20%増加を目指す「持続可能な都市のための20%クラブ」の設立が提案され、平成9年1月に正式な組織として設立されました。国内自治体41、海外自治体26、合計67の自治体が加盟しています。鎌倉市も20%クラブの設立と同時に加盟しています。

● 地域間交流

〈秘書広報課〉

平成23年度は、姉妹都市であるフランス共和国ニース市を訪問し、観光政策の情報交換及や市内視察する中で、現地のごみ対策についても視察しました。

第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

1 大 気（目標の項目②）

目標：誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

二酸化窒素などの大気汚染物質	環境基準の達成
ベンゼンなどの有害大気汚染物質	環境基準の達成
大気中のダイオキシン類	環境基準の達成

鎌倉市における大気環境は、例年どおりほぼ横ばいの状況が続いています。**二酸化窒素などの大気汚染物質は、概ね環境基準を達成しています。また、ベンゼンなどの有害大気汚染物質、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。**ただし、光化学オキシダントについては、県内他都市と同様に環境基準を達成していませんでした。引き続き、自動車排出ガス等による大気汚染を防止する施策の推進が必要です。

(1) 工場等からの固定発生源対策の推進

大気汚染は、燃料その他、物の燃焼や化学処理、機械処理などにより排出される物質に起因し、その主な発生源は、工場・事業場(固定発生源)や自動車(移動発生源)などです。

大気汚染状況の判断基準として、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に規定する環境基準(人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)があります。

市内で測定された二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成していました。

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐら環境(平成23年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 I大気、III化学物質をご参照ください。

●神奈川県生活環境の保全等に関する条例における取組

〈環境保全課〉

神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)では、公害の防止や二酸化炭素の排出抑制など環境全般に関する規定のほか、様々な環境問題に対応するものとなっています。例えば、一定規模以上の事業所の設置や設備の変更にあたっては、二酸化炭素の排出抑制を含む6つの環境保全配慮事項を記載した「環境配慮書」を提出することになっています。

この条例に基づく、平成23年度の市内の指定事業所数、環境管理事業所認定数、環境配慮書提出件数は、表2-1のとおりです。

※指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある事業所で、規則で定める作業を行うものです。
※環境管理事業所とは、一定の環境管理・監査を行っている事業所が、県への申請に基づき認定を受けたものです。設備の変更等を行う場合、手続が簡略化されます。

表 2-1 指定事業所数等年度末現在数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定事業所	179	175	167	164	161
環境管理事業所	7	7	6	6	6
環境配慮書提出件数	1	2	0	0	0

●一般環境大気測定

＜環境保全課＞

①一般環境大気測定局による測定

鎌倉市役所屋上には神奈川県的一般環境大気測定局があり、二酸化窒素などの大気汚染状況を常時監視しており、環境基準の適合状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
二酸化硫黄 SO ₂	○	○	○	○	○
二酸化窒素 NO ₂	○	○	△	○	△
浮遊粒子状物質 SPM	△	○	△	○	○
光化学オキシダントOX	×	×	×	×	×

※環境基準に対して○は適合、△は一部不適合、×は不適合を示す。

②鎌倉市による測定

市では、神奈川県的一般環境大気測定局と同じく市役所屋上において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質について測定を行っています。平成23年度の環境基準の適合状況については表 2-3 のとおり、いずれも環境基準を達成していました。

表 2-3 一般大気環境基準の適合状況

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。

※ジクロロメタンは平成13年4月20日、その他のものは平成9年2月4日に環境基準が設定されています。

●大気ダイオキシン類調査

＜環境保全課＞

市では大気環境中のダイオキシン類等について、市役所屋上で、平成10年度から調査を実施してきましたが、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行により、平成12年度からは県が実施することになりました。

平成23年度のダイオキシン類の濃度調査結果は、表 2-4 のとおり、全て環境基準を達成していました。

表 2-4 ダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m³

項 目	濃 度			環 境 基 準
	夏 季	冬 季	年 平 均 値	
ダイオキシン類	0.025	0.025	0.025	0.6以下

※平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン(CDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第68号をもってダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m³以下と規定されています。

※pg(ピコグラム)：重量を表す単位で、1兆分の1グラムを指します。

※TEQ(毒性等量)：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算した量を表します。

● クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査

〈環境センター〉名越・今泉クリーンセンター担当

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガス等に含まれているダイオキシン類の濃度を調査しています。(一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類測定結果については、29ページの「一般廃棄物処分場の地下水等のダイオキシン類調査」でまとめています。)

調査の結果、表2-5のとおり、排出ガスのダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

(名越・今泉両クリーンセンターでは、ダイオキシン類等削減対策工事として、既設炉の排出基準(5ng-TEQ/m³N)より低い1ng-TEQ/m³Nを目指した改修を行いました。)

表 2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果 単位：ng-TEQ/ m³N

調査年月日	名越クリーンセンター		今泉クリーンセンター		排出基準
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
排出ガス	0.027	0.037	廃止	0.028	5以下

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積

※ng(ナノグラム)：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

※排出ガス：ごみ焼却施設から排出されるガス。

● 山崎浄化センターの汚泥焼却ガスのダイオキシン類調査

〈浄化センター〉

山崎浄化センターでは、汚泥焼却ガスに含まれているダイオキシン類の測定をしています。

平成23年度の測定結果は、表2-6のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-6 汚泥焼却ガスのダイオキシン類測定結果 単位：ng-TEQ/ m³N

検体	測定値	排出基準
汚泥焼却ガス	0.0016	5以下

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積

※ng(ナノグラム)：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

● 固定発生源対策の推進

〈環境保全課〉

市内事業所に設置されている廃棄物焼却炉及びボイラーの維持管理状況を把握するため、市では県と共同で立入検査を実施しています。その結果、調査を実施した3事業所は、すべてにおいて適正な管理がなされていることが確認されています。

●光化学スモッグの発生状況

〈環境保全課〉

光化学スモッグは、工場の煙突や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素などに太陽からの紫外線が当たることにより発生する光化学オキシダントによるものです。

光化学オキシダントが環境基準(1時間値が0.06ppm)の2倍を超えた場合に発令される光化学スモッグ注意報の状況をみると、表2-7のとおり、平成23年度には県内で5回の発令があり、鎌倉市を含む湘南地域では4回の発令がありました。

表 2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発令日数県全体(日)	20	11	4	10	5
湘南地域(日)	7	5	2	7	4
被害者数県全体(人)	4	14	5	26	1
湘南地域(人)	1	0	2	18	0
本市(人)	1	0	0	13	0

(2) 自動車交通公害対策の推進

●自動車排出ガス等環境調査

〈環境保全課〉

①自動車排出ガス測定局による測定

神奈川県自動車排出ガス測定局は岡本の大船フラワーセンター前にて常時監視を行っています。平成23年度の環境基準の適合状況は表2-8のとおりです。なお、平成15年10月1日から、県内では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によりディーゼル車の運行規制を実施しています。

表 2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
二酸化窒素	△	△	○	○	○
浮遊粒子状物質	△	○	○	○	○
一酸化炭素	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、△は一部不適合、×は不適合。

②鎌倉市による測定

市では市内主要道路7地点で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの自動車排出ガス等の調査を年4回実施しています。

平成23年度の測定結果については、すべての地点で環境基準に適合した結果となっており、年間平均値もほぼ例年なみでした。

表 2-9 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（二酸化窒素）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
鎌倉青少年会館	○	○	○	○	○
消防長谷出張所	○	○	○	○	○
腰越行政センター	○	○	○	○	○
手広交差点	○	○	○	○	○
大船警察署	○	○	○	○	○
フラワーセンター	○	○	○	○	○
関谷小学校	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、△は一部不適合、×は不適合。

表 2-10 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（浮遊粒子状物質）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
鎌倉青少年会館	○	○	○	○	○
消防長谷出張所	○	○	○	○	○
腰越行政センター	○	○	○	○	○
手広交差点	○	○	○	○	○
大船警察署	○	○	○	○	○
フラワーセンター	○	○	○	○	○
関谷小学校	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、△は一部不適合、×は不適合。

●鎌倉地域の地区交通計画

＜交通計画課＞

鎌倉地域の地区交通計画は、自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり、歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり、活力と賑わいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくりを目標として、現在ある道路や駐車場などを活用した交通需要管理（TDM）施策を推進してきました。

交通事業者、駐車場事業者などの協力により、平成13年10月から「七里ガ浜パーク&レールライド」及び「鎌倉フリー環境手形」、同年12月から「由比ガ浜パーク&ライド」、平成18年4月から「江の島パーク&レールライド」、平成20年3月から「稲村ガ崎パーク&レールライド」を開設しました。

利用状況は、表2-11のとおりです。

表2-11 パーク&ライド等の利用状況

施策名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況
七里ガ浜パーク&レールライド	303	4,841	303	5,163	303	3,880	304	3,529
由比ガ浜パーク&ライド	300	3,025	300	2,921	300	2,363	301	2,626
江の島パーク&レールライド	303	2,401	303	3,009	303	3,228	304	3,664
稲村ガ崎パーク&レールライド	303	1,672	303	1,985	303	2,292	304	2,577
鎌倉フリー環境手形A(頼朝きっぷ)	362	11,649	362	13,160	362	11,036	363	9,872
鎌倉フリー環境手形B(義経きっぷ)	362	1,432	362	1,093	362	904	363	942

※パーク&ライドの単位は「台」、鎌倉フリー環境手形の単位は「枚」。

①七里ガ浜パーク&レールライド

鎌倉地域から西へ約4km離れた七里ガ浜にある国道134号沿いの駐車場(約350台)を利用し、徒歩約1分の江ノ電七里ヶ浜駅で電車に乗り換え鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。駐車料金と電車料金を合わせて手頃な価格とすることにより、混雑する鎌倉地域の外側で公共交通への乗り換えを促すものです。

運用開始日	平成13年10月6日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～16時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,500円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～七里ヶ浜駅・JR鎌倉駅～北鎌倉駅の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリーきっぷの追加購入は、大人1枚500円・小人1枚250円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	東日本旅客鉄道(株)・江ノ島電鉄(株)・鎌倉プリンスホテル

②由比ガ浜パーク&ライド

鎌倉地域の南側に位置する国道134号沿いの由比ガ浜地下駐車場(約200台)を利用し、鎌倉駅、鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス(フクちゃん号)や江ノ電に乗り換えてもらうシステムです。シャトルバスをはじめ江ノ電鎌倉駅から長谷駅間や「鎌倉フリー環境手形」と同じバス路線を自由に利用することができます。

運用開始日	平成13年12月1日(土)
運用日等	1月1日～3日、7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～15時) (土・日曜、祝日はシャトルバスを運行)
利用対象	普通乗用車
利用料金	○自動車1台当たり1,600円 【内訳】 ○4時間分の駐車料金 ○由比ガ浜地下駐車場～鎌倉駅・鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス、5指定バス路線及び江ノ電鎌倉駅～長谷駅間の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○4時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚440円、小人1枚230円
事業主体	京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)・神奈川県

③江の島パーク&レールライド

鎌倉市と接する藤沢市片瀬にある国道134号沿いの駐車場(約200台)を利用し、徒歩約10分の江ノ電江ノ島駅で電車に乗り換え鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。

運用開始日	平成18年4月29日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,500円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～江ノ島駅の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー乗車券の追加購入は、大人1枚400円・小人1枚200円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)

④稲村ガ崎パーク&レールライド

稲村ガ崎の国道134号沿いの駐車場(約50台)に自動車を利用し、徒歩約3分の江ノ電稲村ヶ崎駅で電車に乗り換え鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。6時間分の駐車料金と江ノ電フリーきっぷ『のりおりくん』が2枚セットされています。

運用開始日	平成20年3月1日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,800円 【内訳】 ○6時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～藤沢駅の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○6時間を超えた場合の駐車料金は300円/1時間 ○同乗者のフリー乗車券の追加購入は、大人1枚580円・小人1枚290円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県道路公社・江ノ島電鉄(株)

⑤鎌倉フリー環境手形

鎌倉地域内の電車及びバスの乗車料金をセットにして手頃な価格の乗車券を販売することにより、出発地から公共交通を利用してもらうとするシステムです。鎌倉駅を起点とし、主な観光スポットへ向かう5つの指定バス路線及び電車の一定区間が一日自由に乗り降りできます。

都心方面から鎌倉を訪れる観光客は、JR横須賀線を利用する人と小田急線藤沢駅経由で江ノ電を利用する人がいるため、「鎌倉フリー環境手形」も「A(頼朝きっぷ)」、「B(義経きっぷ)」の2種類を販売しています。

種類	環境手形A(頼朝きっぷ)	環境手形B(義経きっぷ)
発売開始日	平成13年10月1日(月)	
発売日	通年(ただし、正月三が日は除く)	
料金	550円(小人280円)	500円(小人250円)
発売場所	JR鎌倉駅・北鎌倉駅みどりの窓口、江ノ電鎌倉駅 長谷駅 ※平成24年12月から販売場所が変更されています。	小田急各駅 小田急トラベル
切符の概要	利用範囲 《電車》 ○江ノ電鎌倉駅～長谷駅 《バス》 ○鎌倉駅～北鎌倉駅 ○鎌倉駅～大塔宮 ○鎌倉駅～浄明寺 ○鎌倉駅～大仏前 ○鎌倉駅～名越	利用範囲 《電車》 ○JR鎌倉駅～北鎌倉駅 《バス》 ○鎌倉駅～北鎌倉駅 ○鎌倉駅～大塔宮 ○鎌倉駅～浄明寺 ○鎌倉駅～大仏前 ○鎌倉駅～名越
	【特典】協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス	
事業主体	東日本旅客鉄道(株)・小田急電鉄(株)・京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)	

●オムニバスタウン計画

＜交通計画課＞

オムニバスタウン計画は、鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造を基本理念として、利用者の立場に立ったバスサービスの充実、バス走行環境の総合的向上、移動制約者(高齢者や障害者等)が利用しやすいバス交通の実現などの基本方針に基づき、施策を推進してきました。

ミニバスについては、平成12年から「鎌倉駅西口線」、平成13年から「新鎌倉山循環線」及び「小動線」(平成22年4月から休止中)、平成15年から「城廻循環線」、平成16年から「教養センター循環線」の運行を開始しました。

●公用車の低公害車導入

＜管財課＞

低公害車とは、大気汚染物質の排出が少なく環境負荷が少ない自動車です。主に、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車等です。

平成23年度における市役所所有の低公害車は、電気自動車2台、ハイブリット自動車1台、天然ガス自動車2台、マイルドハイブリット自動車2台の計7台です。利用状況は、表2-12のとおりです。

表2-12 公用車の低公害車導入状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
電気自動車	—	2台	2台	2台
ハイブリット自動車	—	1台	1台	1台
天然ガス自動車	8台	2台	2台	2台
マイルドハイブリット自動車	3台	3台	2台	2台
バイオディーゼル自動車	—	2台	—	—
合計	11台	10台	7台	7台
導入率	5.3%	5.0%	3.6%	3.6%

2 水・土（目標の項目③）

目標：人や水辺の生物が住みやすい良好な水質と土壌を確保します。

◆目標達成するための指標

河川水質	環境基準の達成
海域水質	環境基準の達成
地下水質	環境基準の達成
ダイオキシン類(水質、底質、土壌)	環境基準の達成
市街化調整区域の下水道整備率	平成27年度(2015年度)までに下水道法事業認可済の市街化調整区域で75%
河川の水生生物	水質階級Ⅱ以上

河川的环境は、公共下水道整備の推進に伴い、年々、水質の改善が見られています。

河川水質は、「人の健康の保護に関する項目」についてはすべて環境基準を満たしています。また、「生活環境の保全に関する項目」であるBOD(生物化学的酸素要求量)、pH(水素イオン濃度)等も全て環境基準を達成しています。環境基準、各物質の測定データは、「かまくらの環境(平成23年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 Ⅱ水質をご参照ください。

海域水質(由比ガ浜沖・七里ガ浜沖、A類型)、地下水質、ダイオキシン類(水質、底質、土壌)についても環境基準を達成しています。

平成23年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は2.59ha、4.7%です。

河川の水生生物による水質調査は、二又川(神戸川)において水質階級Ⅱです。

(1) 水質の改善

水質汚濁の原因としては、工場などの事業活動による排水と一般家庭からの生活排水があります。事業活動による排水で水質に影響を与えるおそれのあるものとして、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質と食物残さなど有機物による汚濁物質があります。こうした物質が排出されないように事業活動による排水は、法律等により厳しく規制されています。

一方、生活排水の汚染源には有機物質が挙げられますが、公共下水道の普及とともに、水質汚濁は改善されてきています。今後も、水環境を把握するために監視パトロールを行っていきます。

※pH: 溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。

※BODはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。

●市内8河川水質調査(BOD経年変化)

＜環境保全課＞

水質調査の主な項目はBOD・COD等の生活環境の保全に関する項目など全21項目で、平成23年度の水質汚濁の指標となるBODの環境基準との適合状況は表2-13のとおりです。

「人の健康の保護に関する項目」及び「生活環境の保全に関する項目」について水質調査を実施しました。その結果、調査を実施した市内すべての河川で、環境基準を達成していました。

さらに、月1回16河川について河川パトロールを実施しています。温度計、透視度計、水質チェッカーを使用した8項目(pH、電気導伝率、濁度、DO、水温、塩分、気温、透視度)の簡易測定と異常の有無等の監視を行っています。(巻末資料の調査マップ参照)

※DO: Dissolved Oxygen(溶存酸素)の略。水中に溶け込んでいる酸素の量。一般に汚れが多いと値が小さくなる。

表 2-13 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

河川名	平成23年度	河川名	平成23年度
豆腐川	パトロールのみ	新川	○
滑川	○	梶原川	○
稲瀬川	パトロールのみ	町屋川	○
極楽寺川	パトロールのみ	山崎川	○
音無川	パトロールのみ	小袋谷川	○
行合川	パトロールのみ	砂押川	○
神戸川	○	玉縄雨水幹線	○
大塚川	○	土腐川	パトロールのみ

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※滑川・神戸川の判定には、いずれも県管理の河川なので、神奈川県での測定値を使用しました。

※環境基準の類型指定については、滑川・神戸川はB類型(BOD3mg/1以下)、大塚川・新川・梶原川・町屋川・山崎川・小袋谷川・砂押川・玉縄雨水幹線はD類型(BOD8mg/1以下)。

●水質の改善

＜下水道河川課＞

公共下水道は、市街地における雨水を排除し、汚水を処理するための施設で、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠です。

市が実施した水質調査の結果においても、下水道整備が進んだことから、河川の水質の改善が見られています。平成23年度末現在の水洗化普及・接続状況は表2-14のとおりですが、今後、更なる河川水質の改善には、市街化調整区域における下水道の普及率とともに、全市内の下水道の接続率を高めていくことが重要です。

平成23年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は2.59ha、4.7%です。市街化区域の下水道整備率は表2-15のとおりです。

表 2-14 水洗化普及・接続状況(平成23年度末)

処理区	行政区域内人口(a)	処理区域内人口(b)	水洗化人口(c)	普及率 (b/a)×100	処理区域内接続率 (c/b)×100
鎌倉処理区	73,843人	72,792人	70,541人	99%	97%
大船処理区	100,318人	95,772人	85,798人	95%	90%
計	174,161人	168,564人	156,339人	97%	93%

表2-15 市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況(平成23年度末)

	市街化区域	市街化調整区域
事業認可時期	昭和33年3月	平成20年6月
整備面積	2,591.1ha	2.59ha
整備率	99.5%	4.7%

●水質保全のための啓発

〈環境保全課〉

地元の河川において水辺の生き物の観察や水質調査を体験することは、環境問題を身近なものとして捉えることができ、今後の環境保全行動へ向けた有効かつ重要な啓発手法の一つです。市としては、学校教育等との連携など、多様な展開を図りつつあります。

平成23年度は、市立第一小学校4年生（141名）が二階堂川源流付近で、市立関谷小学校5年生（75名）が関谷川で水質調査と水生生物調査を行いました。

(2) 土壌・地下水汚染対策の推進

●水質・土壌等のダイオキシン類調査

〈環境保全課〉

県ではダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成12年度からダイオキシン類の調査を実施しています。平成23年度の測定結果は表2-16、表2-17のとおりです。

表 2-16 河川（水質）のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.070	0.013	1以下

表 2-17 河川（底質）のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/g

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.52	1.2	150以下

※底質についての環境基準は、平成14年9月1日以降150pg-TEQ/gが適用されるようになりました。

●一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類調査

〈環境施設課〉

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガスに含まれるダイオキシン類調査のほか、一般廃棄物最終処分場の地下水などのダイオキシン類についても調査を実施しています。平成23年7月27日に実施した調査の結果は表2-18のとおり、環境基準を達成しています。

なお、焼却残さは、平成12年4月以降、溶融固化処理をされており、関谷最終処分場に埋立てを行っていません。溶融固化処理されたものは、道路の路盤材などに加工され、利用されています。また、溶融固化の際に分離される重金属類は、精錬所に運ばれ、有価物としての金属になります。

表 2-18 最終処分場地下水等のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

検体	調査結果	環境基準
6号地モニタリング井戸	0.16	1以下
保有水等	0.16	※

※ 6号地保有水は公共用水域へ排出していないため、基準の適用はありません。

●山崎浄化センターの放流水のダイオキシン類調査

<浄化センター>

山崎浄化センターでは、放流水に含まれているダイオキシン類の測定をしています。平成23年度の調査の結果は、表2-19のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-19 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

検体	測定値	排出基準
放流水	0.0016	10以下

※p g (ピコグラム)：重量をあらわす単位で1兆分の1グラムを指します

●工場・事業所への立入検査等

<環境保全課>

市では神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行っており、排水の規制基準を超えている施設への指導や未然防止のための啓発を行っています。

平成23年度には4事業所を対象として立入検査を実施したところ、全ての事業所において条例の排水基準を満たしていることを確認しました。

(3) 地盤沈下の監視

●地盤沈下調査

<環境保全課>

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより生ずると言われています。本市では昭和52年から柏尾川周辺の工業地域を中心に水準測量調査を行っています。平成23年度の調査結果は表2-20のとおりです。

調査地点は、平成13年度に加えた5地点と平成15年度から新たに加えた4地点に既存の5地点を加えた14地点と、市内の国家水準点1地点の合計15地点で水準測量を行っていましたが、平成22年度に玉縄青少年会館横歩道の水準点について亡失が認められたため、現在は14地点で水準測量を行っています。

平成23年度の調査では、全ての地点で著しい沈下が認められました。沈下地点の最高変動量は4.61cm、全地点の変動量は3.5cm以上あり、調査を開始した昭和52年から平成22年度までの経年データと平成23年度の調査結果を比較すると、平成23年度の地盤沈下の変動量が大きいことがわかります。これは平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、調査地点に限らず、東日本全体で大きく地盤が沈下した結果であると考えられます。

※地盤沈下調査のデータは、「かまくらの環境（平成23年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 V地盤沈下をご参照ください。

表 2-20 地盤沈下調査水準測量結果

		チュリス鎌倉マンション	神戸製鋼(藤沢市)	三菱電機鎌倉製作所	県立フラワーセンター	電気化学工業
標高(m)	平成22年度	7.6062	8.0169	8.2903	7.6330	9.4546
	平成23年度	7.5698	7.9803	8.2499	7.5981	9.4150
変動量(cm)		△3.64	△3.66	△4.04	△3.49	△3.96

		鎌倉市大船行政センター	大和橋横歩道	鎌倉市大船体育館	玉縄青少年会館横歩道	市立玉縄小学校
標高 (m)	平成22年度	9.2533	10.3292	9.9408	-	8.5792
	平成23年度	9.2072	10.2940	9.9035	-	8.5422
変動量(cm)		△4.61	△3.52	△3.73	-	△3.70

		三菱電機情報技術総合研究所	深沢派出所横歩道	神鋼橋横歩道	山崎浄化センター横歩道	玉縄橋横歩道
標高 (m)	平成22年度	10.5039	7.8213	9.3964	9.6726	10.2528
	平成23年度	10.4585	7.7851	9.3597	9.6356	10.2158
変動量(cm)		△4.54	△3.62	△3.67	△3.70	△3.70

3 化学物質（目標の項目④）

目標：化学物質を適正に管理し、安全に使用します。

◆目標達成するための指標

揮発性有機化合物(VOC)	排出量の削減
有害な化学物質(大気・水質・土壌)	環境基準の達成（再掲）
ダイオキシン類(大気・水質・土壌・底質)	環境基準の達成（再掲）

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。

このような中、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているかを知るとともに化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らす制度の一つとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」)が制定されました。市民、事業所、行政などが化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るというリスク・コミュニケーションが重要視されています。

平成23年度に事業所から届出された平成22年度の届出排出量（大気、公共用水域など）は、14,465(kg/年)で、前年度に比べ14,911(kg/年)減少、また同じく平成22年度の届出移動量（下水道、廃棄物）は、111,060(kg/年)で前年度に比べ3,390(kg/年)増加しました。

ベンゼンなどの有害な化学物質（大気・水質・土壌）、ダイオキシン類（大気・水質・土壌・底質）は、環境基準を達成しています。環境基準、各物質の測定データは、「かまくらの環境（平成23年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 III化学物質をご参照ください。

(1) 化学物質に関する情報の収集、提供

●化学物質等に関する情報の収集・提供

〈環境保全課〉

PRTR法に基づき、事業者は個別事業所ごとの化学物質の環境への排出量・移動量を把握し国へ届出をしています。国は、そのデータを用途別に集計し、またPRTR法の届出義務対象外の排出源からの排出量も推計し併せて公表しています。

神奈川県では、国から通知されたデータをもとに各市町村別等に詳細なデータ推計し結果を公開しています。

神奈川県における排出割合を見ると製造業からの届出排出量・移動量は、全体の96.4%を占めています。総届出排出量・移動量において割合が大きい化学物質は、トルエン、キシレンで全体の約5割を占めています。

鎌倉市の平成23年度の報告事業所数は、29事業所で届出された平成22年度の届出排出量は14,465(kg/年)、でした。前年度に比べ14,911(kg/年)減少しました。

同じく届出移動量は、111,060(kg/年)で前年度に比べ3,390(kg/年)増加しました。

届出排出量のほとんどは、大気や公共用水域へ排出され、届出移動量は、下水道や廃棄物へ移動します。

(2) 化学物質対策

●建築材料等の使用制限

〈建築住宅課〉

市の建物の新築や改修等に際し、室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書を設けています。建築材料の使用制限の原則、施工中の安全管理、測定について定め、厚生労働省の指針値等により措置や監督を行いシックハウス対策に努めています。

●アスベスト対策

〈管財課・関係各課〉

平成17年に兵庫県尼崎市においてアスベストに起因する健康被害が発生しているとの新聞報道がなされた以降、各メディアが健康への影響を連日報じ、社会的に大きな問題となりました。このことから、鎌倉市においても全庁的に情報の共有化を図るとともに、市民からの問い合わせへの対応や、市の管理施設における吹き付け材の使用状況を調査することについて基本的な方針を協議し、平成8年度以前に竣工した建築物において文部科学省と厚生労働省の調査基準に準拠し調査を実施しました。

その結果、8施設についてアスベスト含有が認められました。平成18年度末において6施設については、アスベストの除去が済み、残りの2施設、野村総合研究所跡地本館及び七里ガ浜浄化センター(第4試験室の天井、A系排風機室)については、閉鎖をしています。

平成20年1月に、今まで国内で使用がないとされてきた3種類のアスベスト(アクチノライト、アンソファイト、トレモライト)の使用が確認され、また、同年6月には、平成17年当時、公式なアスベスト含有率測定方法がなかった「バーミキュライト(ひる石)」という物質について、日本工業規格による測定方法が定められました。

そのため、市では平成17年度に市が管理する施設の調査を実施していますが、改めてアスベストの含有が確認されなかった本庁舎関連の16施設19箇所及び学校関連施設13施設38箇所、分析調査を実施しました。

その結果、3施設についてアスベスト含有が認められ、全ての施設で除去工事を実施しました。

～放射性物質について～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題が新たな懸案となっています。

平成23年度から、市では、子ども関連施設(市立小中学校、市立・私立保育園等)、スポーツ施設、海水浴場、公園、浄化センターや一般廃棄物処理施設等において、空間放射線量の測定や、給食食材等の放射性物質濃度の測定を行っています。51の子ども関連施設では、地表10センチで毎時0.19マイクロシーベルト以上の場所については、土砂や落ち葉などを除去し、対応後は、空間放射線量は目安以下の数値になりました。

平成23年10月25日には専門家による鎌倉市内の放射線量を測定し、測定結果を市のホームページで公表しています。

また、平成24年1月23日からは、市民向けに簡易放射線測定器の貸し出しを始めました。

引き続き、市民生活の不安を解消するために、これらの取り組みを継続して行い、ホームページ等で随時情報提供を行っていくなど、情報の収集と提供に努め、適切に対応する必要があります。平成24年度は、環境基本計画〈第2期改訂版〉の見直しを行い、放射性物質についても市の姿勢を追記しました。今後かまから環境白書の中でも放射性物質対策について取り扱っていきます。

4 音（目標の項目⑤）

目標：自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。

◆ 目標達成するための指標

環境騒音	環境基準の達成
自動車騒音	要請限度の達成

騒音は工場・事業場・建設作業などの固定発生源と自動車による移動発生源から発生するものとに大別されます。移動発生源では自動車などの交通騒音が依然として全県的な問題となっています。本市では、市域における騒音環境の実態を把握するため、道路交通騒音調査と環境騒音調査を実施しています。なお、騒音には、用途地域や時間帯ごとに自動車騒音の限度値や環境基準等が定められています。

環境中の騒音は、環境基準と比較して100%（昼間）の適合率です。（表2-21参照）

自動車騒音は、要請限度と比較して83%（昼間）の適合率です。（表2-20参照）

（1） 工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

●騒音に対する配慮

〈環境保全課〉

これまでの調査の結果、生活環境に影響を及ぼす主な騒音は自動車などの移動発生源によるもので、道路に面する地域ではその影響が顕著に見られます。自動車交通に伴う騒音は、車両の改良、道路構造の改善など、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図ることが求められます。また、建設工事現場からの騒音についても苦情が寄せられています。工事における特定建設作業は騒音規制法（昭和43年法律第98号）・振動規制法（昭和51年法律第64号）により届出が義務付けられており、適正な騒音・振動対策のもとで作業が行われるよう指導を行っています。さらに、身近な生活騒音問題については、一人ひとりの自覚や近隣とのコミュニケーションを図ること、相手の立場を尊重した思いやりの気持ちを持つことが大切です。

（2） 交通騒音振動対策の推進

近年の生活環境における騒音は、道路交通騒音が大きな比重を占めています。道路交通騒音の調査結果は、例年ほぼ横ばいで推移しています。

●道路交通騒音調査

〈環境保全課〉

道路交通騒音調査は、住居系地域を中心とした主要幹線道路の沿道に12ヵ所の調査地点を設けて、騒音レベルの測定調査を実施しています。平成23年度は道路に面する地域6地点、その背後地の6地点で調査を行い、調査結果は表2-21のとおりです。

調査結果を騒音規制法に定められた自動車騒音の限度値と比較すると、昼間においては6地点中5地点が限度値を満足していました。夜間においては、6地点中3地点で限度値を満足していました。道路に面する地域における騒音の状況は、ここ数年、騒音レベルに大きな変化はありませんが、従来型の沿道対策と同時に、車両単体の低騒音化や交通環境政策の一層の進展が望まれます。

一方、背後地について環境基準を達成していなかったのは、昼間は、1地点でしたが夜間は6地点全部でした。

表 2-21 道路交通騒音調査結果

測定地点(平成23年度調査)		道路に面する地域		背後地	
路線名	住所等	昼間	夜間	昼間	夜間
一般県道204号 金沢鎌倉線	浄明寺(第一種中高層住居専用地域)	○	×	○	×
主要地方道21号 横浜鎌倉線	山ノ内(第一種中高層住居専用地域)	×	×	○	×
主要地方道21号 横浜鎌倉線	岩瀬(第一種住居地域)	○	○	○	×
一般国道301号 大船停車場線	小袋谷(第二種住居地域)	○	○	○	×
市道027-000号線	佐助(第一種中高層住居専用地域)	○	×	○	×
主要地方道32号 藤沢鎌倉線	笛田(準住居地域)	○	○	×	×

※道路に面する地域は騒音規制法に定められた自動車騒音の限度値に対して、背後地は環境基準に対して、○は適合、×は不適合を示す。

(3) 近隣騒音等に関する対策の推進

●近隣問題対策の推進

〈環境保全課〉

市に寄せられた全苦情件数11件のうち騒音に関する苦情件数は7件で、全体の64%を占めています。原因については門扉の開閉音、人の声、機械音等さまざまで、建設現場における重機については、特定建設作業の届出書提出時や騒音苦情の連絡があった際に近隣への配慮や、日曜日・祝祭日作業禁止などの作業時間帯遵守を厳しく指導しています。

苦情に対しては早急な解決に向けた取組を行うほか、市広報紙による呼び掛けを実施するなど、苦情等の未然防止に努めています。

●環境騒音調査

〈環境保全課〉

環境騒音調査は、市内全域の主要道路に面しない一般地域に38カ所の調査地点を設けて、簡易的な騒音レベルの測定調査を実施しています。平成23年度は19地点で調査を行い、環境基準適合状況は表2-22のとおりです。全調査地点の測定結果から、測定値が環境基準を達成した地点の割合で環境騒音の評価をすると、昼の時間帯での適合率は100%、夜の時間帯に調査を行った10地点での環境基準への適合状況も100%でした。

昼間の調査では、主に鳥のさえずりなどの自然音の影響がみられ、夜間の調査では、自動車の交通に伴う影響がみられました。

表 2-22 環境騒音の環境基準適合状況

	調査地点 調査地点 (平成23年度調査)	類型 類型 ※	調査結果			調査地点	類型 ※	調査結果	
			昼 ※	夜 ※				昼 ※	夜 ※
1	二階堂257-20	A	○	—	11	岡本2-18-4	B	○	○
2	長谷5-8-2	A	○	—	12	材木座3-16-22	C	○	—
3	極楽寺4-1-7	A	○	○	13	材木座3-3-34	C	○	—
4	山ノ内304	A	○	—	14	台2-8-5	C	○	—
5	台5-11-18	A	○	○	15	岩瀬1137-1	C	○	—
6	手広2-23	A	○	—	16	笛田1-6-12	C	○	—
7	笛田5-10	B	○	○	17	山崎1390-30	C	○	—
8	西鎌倉2-5-7	A	○	○	18	腰越2-10-7	C	○	—
9	七里ガ浜2-12	A	○	—	19	岡本1342	C	○	—
10	城廻360隣	A	○	—					

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B類型：主として住居の用に供する地域

C類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

●深夜花火の禁止

＜環境保全課＞

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れており、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、様々に海を楽しんでいます。

一方、夏の深夜に、若者などにより音の大きい花火が行われることがあり、近くの住民の安眠を妨げるなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市は平成16年3月に「深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。

これにより、夜10時から翌朝6時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要があるとして、平成16年7月1日には七里ガ浜海岸の一部（鎌倉高校下から七里ヶ浜有料駐車場東端までの海岸部分の砂浜と駐車場）を「深夜花火特別対策区域」に指定しました。

特別対策区域では、看板の設置、ポケットティッシュの配布による啓発を図るとともに、7月と8月の2カ月間、金、土曜日の午後10時から午前0時までの2時間、地域住民の協力のもと深夜花火の防止のため、夜間パトロールを実施しました（実施回数15回）。

また、平成23年度は7月1・2週目の週末及び7月15日～8月31日の52日間の午後9時から翌朝5時まで、警備員によるパトロールも同時に行いました。

周知啓発については、市内歩道橋6カ所への横断幕の設置、啓発用ポケットティッシュの配布、ポスター・ステッカーの掲示及び配布を行いました。なお、平成23年度における「鎌倉警察署管内」・「鎌倉市役所」への深夜花火における苦情件数及び110番件数（7、8月）は、市への苦情0件、110番への通報12件でした。110番通報は前年度の10件に比べ2件増加しました。

写真 2-1 啓発用の看板(七里ガ浜 国道134号沿い)



●航空機騒音に関する情報収集・国への要請

<環境保全課>

市では、航空機騒音に関する情報収集・提供を行っています。航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、騒音の削減に努めています。特に、横須賀基地に米軍空母ジョージ・ワシントンが帰港し、米軍によるNLP(夜間連続離発着陸訓練)が実施されている期間は騒音被害が多く発生します。神奈川県総務部基地対策課は、市町村の苦情状況を取りまとめ、それらの資料等をもとにして、基地周辺7市(大和市、綾瀬市、座間市他)とともに米軍や政府等への抗議及び飛行訓練中止等の要請を行っています。

第3章 歴史的文化的環境の確保

1 歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、世界遺産に登録されることをめざします。

◆目標達成するための指標

世界遺産への登録	早期登録の実現
史跡の公有地化	平成27年度(2015年度)までに236,798.93㎡

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

世界遺産委員会等における動向を勘案しながら、世界遺産登録に向けた準備を進めています。

史跡の公有地化取得面積は、198,379.17㎡、取得率は83.78%（追加指定含む78.25%）です。

(1) 歴史的遺産とこれをとりまく自然環境の保全

●歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定

<都市計画課・みどり課・都市調整課>

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民が等しくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。平成23年度末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町材木座地区約167ha、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約982haが国または県により指定され、歴史的風土保存計画において区域内の行為が規制されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、歴史的風土特別保存地区に国または県により指定されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は県に買入れの申し出を行うことができます。平成23年度は72,970.40㎡が買入れられました。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

歴史的風土特別保存地区名	指定面積(ha)	平成23年度買入面積(㎡)	取得面積累計(ha)
建長寺・浄智寺・八幡宮	約172.0	4,489.30	約34.8
永福寺跡	約5.7	—	—
護良親王墓	約2.0	—	約0.8

瑞泉寺	約119.0	16,032.51	約52.7
浄妙寺	約8.1	—	約1.3
妙本寺・衣張山	約67.0	—	約13.2
大仏・長谷観音	約110.0	51,704.85	約45.6
寿福寺	約18.0	—	約1.7
円覚寺	約29.0	—	約0.4
朝比奈切通し	約7.0	—	約0.6
名越切通し	約20.0	—	約6.1
極楽寺	約9.8	743.74	約5.7
稲村ヶ崎	約6.0	—	約0.1
合 計	約573.6	72,970.40	約163.0

(2) 歴史的遺産の指定の推進

●文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

<文化財課>

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(平成17年3月条例第13号)に基づき指定された文化財は、平成23年度末現在、表3-2に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、文学館本館及び国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

種 別	国 宝	国指定	県指定	市指定	合 計	
有形文化財	建 造 物	1	20	13	32	66
	絵 画	4	29	9	48	90
	彫 刻	1	37	25	81	144
	工 芸	6	21	14	27	68
	書 跡	3	44	2	19	68
	典 籍	—	—	—	4	4
	古 文 書	—	7	—	7	14
	考古資料	—	4	2	11	17
	歴史資料	—	2	—	2	4
無形文化財	—	—	—	2	2	
民俗文化財(資料)	有 形	—	—	2	21	23
	無 形	—	—	1	—	1
記 念 物	史 跡	—	31	2	9	42
	名 勝	—	3	—	—	3
	天然記念物	—	—	—	33	33
合 計	15	198	70	296	579	

(3) 文化財の保護・活用

●国指定史跡の公有地化

<文化財課>

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等については公有地化を進めており、平成23年度末現在の取得状況は、表3-3のとおりです。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

史跡名	指定年月日	指定面積 (m ²)	取得計画面積 (m ²)	既取得面積(m ²)	取得率
永福寺跡 ※1	昭和41年6月14日	87,463.54	70,833.08	60,703.83	85.70%
鶴岡八幡宮境内 ※2 (御谷地区)	昭和42年4月24日	193,345.51	31,107.41	28,929.73	93.00%
	計画外面積→		5,452.86	5,452.86	100%
亀ヶ谷坂	昭和44年6月5日	32,925.16	3,666.62	3,666.62	100%
北条氏常盤亭跡	昭和53年12月19日	115,033.28	111,878.50	69,589.52	62.20%
名越切通 ※3	昭和41年4月11日	62,625.11	4,721.32	4,721.32	100%
東勝寺跡	平成10年7月31日	50,132.18	8,983.29	8,448.03	94.04%
朝夷奈切通 ※4	昭和44年6月5日	97,098.87	957.35	957.35	100%
大町釈迦堂口遺跡	平成22年8月5日	16,142.25	15,909.91	15,909.91	100%
合計	—	—	253,510.34	198,379.17	78.25%

※1 追加指定/平成20年7月28日

※2 追加指定/平成17年8月29日

※3 追加指定/昭和56年10月13日・昭和58年11月26日・平成20年7月28日・平成21年7月23日

※4 追加指定/平成15年8月27日・平成19年7月26日・平成20年7月28日

●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

<文化財課>

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって多くの埋蔵文化財包蔵地の存在が知られており、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が発掘されています。平成23年度の国庫補助に基づく緊急調査の実施状況は、表3-4のとおり、平成22年度からの継続も含めて8件で、調査面積は711.50m²でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

遺跡名	所在地	面積(m ²)	遺跡名	所在地	面積(m ²)
桑ヶ谷療病院跡	長谷	107.00	今小路西遺跡	扇ヶ谷一丁目	120.00
米町遺跡	大町二丁目	72.00	円覚寺門前遺跡	山ノ内	120.00
報国寺遺跡	浄明寺二丁目	72.50	若宮大路周辺遺跡群	小町二丁目	104.00
名越ヶ谷遺跡	大町三丁目	58.00	若宮大路周辺遺跡群	小町一丁目	58.00
合 計					711.50

●文化財の維持・補修

＜文化財課＞

国、県、市では、指定文化財の修理等について補助を行っています。平成23年度の文化財修理補助事業は、表3-5のとおりです。

表 3-5 平成23年度文化財修理補助事業

補助対象文化財	事業内容
建長寺唐門（宗教法人建長寺）	銅板平葺の葺き替え、塗装の漆の塗替え、金具の修理
竺仙梵僊墨蹟 他（財団法人常盤山文庫）	宇陀紙の総裏打ち
天然記念物タブノキ（宗教法人御霊神社）	倒木防止処理
旧内海家住宅（宗教法人覚園寺）	茅葺き屋根及び建物部材の修理、雨落ち溝設置

また、毎年度4月1日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の通常的な維持管理に係る奨励金を交付しており、平成23年度の交付件数は183件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年に発足した鎌倉文化財防災連絡協議会が、年3回防火防災設備保守点検等を実施しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財を所有する27社寺1法人で構成されています。

●文化財の保護についての普及、啓発の推進

＜文化財課＞

市教育委員会は、市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「文化財めぐり」を実施しており、平成23年度は永福寺跡を会場に実施しました。

●市民団体による史跡案内

＜市民・事業者＞

NPO法人鎌倉ガイド協会は、鎌倉および周辺の自然・歴史・文化を学習したほぼ60歳以上、鎌倉近所に住む会員101名が鎌倉を中心とした寺社、史跡、名所等を案内し、地域の魅力を伝え、文化の普及、社会教育及びまちづくりの推進に寄与しています。

当協会は、鎌倉近辺の観光ガイドを希望される方を対象として実施する「一般ガイド」と協会が独自に企画して案内する「史跡めぐりガイド」、小中学校や旅行会社からの依頼により案内する「総務ガイド」を行っています。

平成23年度は「一般ガイド」は3,700名、「史跡めぐりガイド」は9,800名、「総務ガイド」は11,000名、合計では24,500名の方々のご案内をしました。

当協会では、会員を対象とした研修会を毎月開催して、史跡や自然を学び、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境の保全・啓発に努めています。

NPO法人鎌倉ガイド協会は、鎌倉を訪れ、鎌倉観光をされる人々に古都鎌倉の良さや自然環境の大切さを伝えています。そのために、「ごみ」の持ち帰り、周りの生物を大切にする、周りの環境を壊さないようにする、植樹の協力、散策路の整備、大正時代に設置された石碑の清掃・リペイント、さらには歩行中の人や近隣の皆様、社寺等に迷惑のかからないようにするなど、環境に対する保全と啓発活動を行っています。

(4) 世界遺産への登録

●世界遺産登録推進事業

〈世界遺産登録推進担当〉

候補資産が所在する横浜市、逗子市及び広域行政を担当する神奈川県との連携を強化して事業の推進を図るために設置された「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」に置かれた『「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会』及びプロジェクトチームにおいて、推薦書の作成を進め、平成24年1月に国からユネスコ世界遺産センターへ世界文化遺産としての推薦書を提出しました。

啓発事業としては、パンフレット「武家の古都・鎌倉」の改訂や、神奈川県教育委員会との共催による世界遺産登録啓発ポスターの募集事業を実施しました。

さらに、市民活動団体、宗教関係団体、商工関連団体、学校関係団体、行政等が協働する「鎌倉世界遺産登録推進協議会」に参加し、会報「武家の古都・鎌倉ニュース」の発行や「武家の古都・鎌倉マップ」の改訂、ワークショップ「住んでよく、訪れてよい、鎌倉のまちづくり」等イベントの開催など様々な取組を進めました。

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：公園や緑地、市街地の樹木などの緑や水辺地を保全・整備・創造・管理し、うるおいとやすらぎのあるまちをつくりまします。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に約188ha
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に約12㎡

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、地球温暖化対策や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、神奈川県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

平成23年度末、都市公園等の施設緑地の面積は99.77ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は5.73㎡です（都市計画決定しているが、未供用の都市公園約103haは除く）。

（1） 保全すべき緑地の確保

●首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域・特別保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。平成23年度末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約1,096haが指定され、このうち鎌倉市分は約294haです。また、本市域における近郊緑地保全区域のうち、重要な部分を構成している約131haについては、平成23年10月18日に神奈川県により、「鎌倉近郊緑地特別保全地区」として指定（都市計画決定）されており、区域内の行為が規制されています。

●都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定

〈都市計画課・みどり課・都市調整課〉

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条に基づいて都市計画に定める地区です。平成23年10月18日に神奈川県により、常盤山特別緑地保全地区で約1haが拡大指定され、平成23年度末現在、8地区(城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田)、面積約42.4haが指定(都市計画決定)されており、区域内の行為が規制されています。

●緑地保全契約の締結等による保全の推進

〈みどり課〉

「緑地保全契約」は、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、土地所有者の同意を得て締結するものです。緑地の所有者等に対しては、保全のための奨励金を交付しています。なお、平成23年度末現在の契約面積は約70.9haになります。

●緑地保全基金による緑地の買入れ等

〈みどり課〉

「緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年3月条例第21号)に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年4月に設置されたものです。市費による積立て、運用利子の積立て、寄付金による積立てが歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。平成23年度末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

平成元年度から平成23年度末までに約25.9haの緑地を基金の処分により買入れました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市費積立	運用利子積立	寄付金積立	基金処分	基金現在額
11,850,000,000	933,935,238	651,070,451	11,827,824,418	1,607,181,271

●森林法に基づく保安林の指定

〈みどり課〉

森林法(昭和26年法律第249号)は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、平成23年度末現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約171ha(重複指定含む)の保安林が、国または県により市内で指定されています。

●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

〈産業振興課〉

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)は、「農業の健全な発達を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において47.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

●生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定

〈都市計画課・産業振興課〉

生産緑地法(昭和49年法律第68号)では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。平成23年度末現在、139カ所、約17.4haが生産緑地地区として都市計画で定められています。この地区においては、建築などの行為が規制されています。

(2) 都市公園等の整備

●都市公園等の整備

〈公園課〉

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。平成23年度末で242カ所、合計面積99.77haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は5.73㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(23.7ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」などがあります。さらに、街区公園が229カ所(合計面積21.2ha)、都市緑地が6カ所(合計面積6.2ha)あります。このほか市が所有する緑地が96haあります。

平成23年度は、街区公園である「岡本ゆずりは公園(0.09ha)」、「梶原やまぼうし公園(0.02ha)」を供用開始しました。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
平成20年度	237	92.88	5.35
平成21年度	239	99.42	5.71
平成22年度	240	99.66	5.72
平成23年度	242	99.77	5.73

●鎌倉広町緑地

〈公園課〉

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりのある樹林地等について、平成15年12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様性の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年8月に(仮称)鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年7月に基本設計を策定しました。また平成17年6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に第一工区(約35.0ha)の事業認可を取得し、整備事業に着手しました。

現在は、用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全作業に取り組んでいます。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

●(仮称)山崎・台峯緑地の保全

<公園課>

平成18年7月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成19年6月に基本計画を、同年12月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し用具庫、トイレや展示案内スペースがある必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

また、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園(風致公園)の都市計画については、平成19年11月に都市計画の変更決定、平成20年1月に事業認可を取得、事業に着手し、用地取得を進めています。

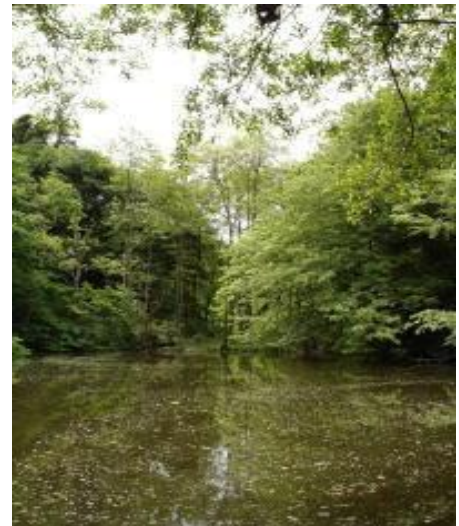


写真 4-2 (仮称)山崎・台峯緑地

●開発事業等における手続及び基準等に関する条例(旧開発事業指導要綱)に基づく空地の確保

<道水路管理課>

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号)では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』(旧開発事業指導要綱では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとする場合、事業者は原則として歩道の用に供するまちづくり空地、通り抜け歩道の用に供するまちづくり空地などを設置するように努めなければならない』)とされています。この制度は平成8年1月から施行されており、平成23年度末現在、大船駅や鎌倉駅の周辺を中心に67カ所、旧開発事業指導要綱で設置された部分と合わせて計約1,903㎡の「まちづくり空地」が確保されています。なお、平成23年度における鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づく「まちづくり空地」確保の設置実績は、44㎡でした。

(3) 緑化の推進

●風致地区・開発事業区域内での緑化誘導

<都市調整課・みどり課>

風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしています。

●生け垣等の接道緑化に対する補助(市民の緑化活動への支援)

<みどり課>

まち並みのみどりの奨励事業として敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助しています。平成23年度は表4-3のとおり17件、距離にして161.4mの接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして15,749.6mに達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

項目 年度	件数(件)	延長(m)		本数(本)
		総延長	道路面	
平成22年度	17	208.2	192.6	637
平成23年度	17	176.2	161.4	534
累計	1,233	23,730.4	15,749.6	65,329

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和55年度～平成12年6月)」の実績が含まれています。

●公園、道路などの公共用地の緑化

<みどり課>

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和47年度からの実績は、延べ170施設、延べ113,296本となっています。

(4) 市民との連携の推進

●トラスト運動「鎌倉風致保存会」

<市民・事業者><みどり課>

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機となった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「公益財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には430人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。平成23年度には、日本のナショナルトラストの第1号となった御谷山林の手入れをはじめ、笹目緑地、十二所果樹園などで緑地保存活動を行いました。この他、鎌倉の世界遺産登録を目指す活動や中学生の「緑のボランティア」体験など、約80回の行事・活動を実施しました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和58年3月条例第27号)により、毎年寄付を受け入れています。平成23年度の積立金は、480千円で同額を基金から公益財団法人鎌倉風致保存会に寄付しています。

●鎌倉市緑化まつり

〈市民・事業者〉〈みどり課〉

平成23年11月5日(土)、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区及び鶴岡八幡宮境内において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及を図ることを目的として、市と緑化関係団体で構成する鎌倉市緑化まつり実行委員会との共催による「第23回鎌倉市緑化まつり」を開催しました。(来場者は約3,200人)

(5) 公園・緑地等の管理

●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

〈公園課〉

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。平成23年度は、浄明寺・十二所地区で行いました。

●保存樹林の指定

〈みどり課〉

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年条例第5号)に基づき、健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れている500㎡以上の樹林を所有者等の承諾を得て「保存樹林」として指定し、その保全の支援のため、奨励金を交付しています。平成23年度末現在の指定は210件、約286.2haになります。

(6) 親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

●クリーンアップかまくら―海・まち・山―の実施

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

クリーンかまくら連絡会・鎌倉の海を守る会と市は、「みんなで作るごみの散乱のない美しいまち」に向け「クリーンアップかまくら2011―海・まち・山―」として市内一斉清掃を行いました。当日は午前10時から11時まで清掃活動を行い、自治会、子供会、商店会などの皆様も参加していただきました。詳細は表4-4のとおりです。

表4-4 クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	5月5日(木)「海の部」	886人	3,801kg
	5月29日(日)「まち・山の部」	中止	—
秋 季	9月23日(木)「海の部」	1,319人	6,640kg
	9月25日(日)「まち・山の部」	413人	3,205kg

●道路、河川などの清掃

〈作業センター〉

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表4-5のとおりです。

表 4-5 河川清掃実績

年 度	(委託)		(直営)	
	清掃河川数	清掃距離(m)	清掃河川数	清掃距離(m)
平成19年度	21	16,110	24	7,615
平成20年度	22	17,140	25	7,715
平成21年度	26	19,086	25	7,840
平成22年度	31	22,962	18	3,975
平成23年度	29	21,795	23	5,860

※平成19年度から、「清掃河川数」、「清掃距離」に変更しました。

●海岸清掃

＜環境保全課＞

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体(8市5町)を中心に企業・団体等の参画を得て、平成3年4月1日に(財)かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約150kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表4-6のとおりです。

表 4-6 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況

単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
平成21年度	213	25	3,466	3,704
平成22年度	229	6	2,565	2,801
平成23年度	281	20	3,862	4,163

●河川維持管理協力団体による河川清掃

＜市民・事業者＞＜道水路管理課＞

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。

平成23年度に活動した団体と河川名は表4-7のとおりです。

表 4-7 維持管理協力団体

協力団体名	委嘱河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐助川
かまくら環境会議	扇川
鎌倉ホテル保存会	逆川
関谷川を守る会	関谷川

2 景観（目標の項目⑧）

目標：豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承・発展させ、魅力的な都市景観へと高めます。

◆目標達成するための指標

景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定	平成27年度(2015年度)までに4地区
市民・NPOによる景観形成組織の育成	平成27年度(2015年度)までに2組織
違反屋外広告物の除却	屋外広告物法に基づく未申請物件数をゼロ (平成27年度(2015年度)までに87件以下)
風致地区の指定拡大	指定拡大

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成7年9月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成16年6月の景観法制定を受け、**平成19年1月に市全域を対象とした景観計画の策定**、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成20年3月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約232haを景観地区に指定しました。

平成23年度末景観形成の詳細なルールを定めている地区は4地区、市民・NPOによる景観形成組織の育成については、市民活動の支援を行いながら検討しています。

違反屋外広告物の除却件数は1,122件でした。

鎌倉風致地区は、現在2,194haが指定されており更なる拡大に向けて検討しています。

(1) 良好な都市景観形成の誘導

●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

〈都市景観課〉

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度です。

これまでの地区指定等の状況は表4-8のとおりです。

表 4-8 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定	景観形成の方針等
		基準等策定	
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	平成10年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用
		平成13年8月1日	
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	平成11年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限
		平成12年3月15日	
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区※	平成14年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 ・広告物の周辺との調和
		平成14年7月15日	
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	平成17年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用 ・広告物の周辺との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保
		平成18年11月7日	

※印のある地区は、平成19年1月1日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

<都市景観課>

鎌倉市では、平成8年から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。平成23年度の届出状況は、表4-9のとおりです。

表 4-9 景観法に基づく届出状況

種別	内容	件数
宅地開発	300㎡以上の土地の区画形質変更など	57
建築物	共同住宅、商業ビルの新築など	49
工作物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	203

●景観地区における建築物の認定制度

<都市景観課>

平成20年3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。平成23年度の申請件数は20件です。

●都市計画法に基づく風致地区の指定

〈都市計画課・都市調整課〉

神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。平成23年度末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

●良好な屋外広告景観の形成

〈都市景観課〉

良好な屋外広告景観の形成を図るため、市では平成11年4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について神奈川県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制や誘導を行っています。

平成23年度の屋外広告物の許可物件数は、3,092件、違反屋外広告物除却件数は、1,122件です。市では、平成15年9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

〈都市景観課〉

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例に引き継がれ、表4-10のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-10 景観重要建築物等一覧

指定No	建築物の名称	所在地	指定年月	備考
第1号	鎌倉文学館(旧前田家別邸)	長谷	平成2年10月	公共施設
第2号	伊藤邸(旧望洋楼)	大町	平成2年12月	住宅
第3号	篠田邸(旧村田邸)	由比ガ浜	平成3年3月	住宅
第4号	寸松堂	笹目町	平成4年2月	店舗併用
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成4年3月	教会
第6号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成4年3月	教育施設
第7号	かいひん荘鎌倉	由比ガ浜	平成4年8月	ホテル
第8号	石川邸(旧里見弴邸)	西御門	平成6年2月	住宅
第9号	平成15年指定解除	—	—	—
第10号	川合邸	雪ノ下	平成7年1月	住宅
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小町	平成7年1月	教会
第12号	鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)	長谷	平成7年1月	公共施設
第13号	白日堂	長谷	平成8年3月	店舗併用

第14号	小池邸	大 船	平成8年3月	住 宅
第15号	石島邸	雪 ノ 下	平成9年3月	住 宅
第16号	旧安保小児科医院	御 成 町	平成9年3月	事 務 所
第17号	高野邸	扇 ガ 谷	平成10年4月	住 宅
第18号	村上邸	西 御 門	平成11年12月	住 宅
第19号	旅館対僊閣	長 谷	平成12年10月	旅 館
第20号	笹野邸	佐 助	平成13年1月	住 宅
第21号	のり真安齋商店	長 谷	平成13年5月	店舗併用
第22号	三河屋本店	雪 ノ 下	平成14年4月	店舗併用
第23号	東勝寺橋	小 町	平成14年4月	橋 梁
第24号	榑亭	鎌 倉 山	平成15年3月	店 舗
第25号	湯浅物産館	雪 ノ 下	平成15年3月	店舗併用
第26号	ホテル・ニューカマクラ	御 成 町	平成16年3月	ホ テ ル
第27号	去来庵	山 ノ 内	平成16年3月	店 舗
第28号	平井家住宅・長屋門	城 廻	平成18年4月	住 宅
第29号	旧華頂宮邸	浄 明 寺	平成18年4月	公共施設
第30号	野尻邸（旧大佛次郎茶亭）	雪 ノ 下	平成21年3月	住 宅
第31号	加賀谷邸	長 谷	平成21年3月	住 宅
第32号	成瀬家住宅	手 広	平成21年9月	住 宅
第33号	極楽洞	極 楽 寺	平成22年11月	坑 門

●景観重要建造物の保存・活用(都市景観資源)

<都市景観課>

景観重要建造物とは、景観法に基づく制度で、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図るものです。平成22年9月1日に、表4-11のとおり旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）を「景観重要建造物」に指定しました。

表 4-11 景観重要建造物一覧

第1号	旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）	雪 ノ 下	平成22年9月	公共施設
-----	---------------	-------	---------	------

●かまくら景観百選事業の実施(普及、啓発)

〈都市景観課〉

景観づくりに対する市民の関心を高め、地域の景観資源を明らかにしていくことを目的に、平成11年8月に、表4-12のとおり「かまくら景観百選」の選定を行いました。

また、平成12年度に、鎌倉のまちの魅力を広く紹介し、地域の景観づくりについての意識向上を図るため、ガイドブックを作成しました。今後は、選出された「百選」が地域固有の景観資源であることの認識を深めるとともに、これらの景観資源を活かした地域の景観づくりを積極的に進めていきます。

表 4-12 かまくら景観百選

系	区 分	番 号	百 選 の 表 題
自然系	見晴らし	1～6	富士の眺め ほか
	海、渚、岬	7～10	材木座海岸 ほか
	背景となる緑	11・12	裏山 ほか
	多様な水環境	13～17	二階堂川 ほか
	動植物との出会い	18・19	花の楽しみ、木の風格 ほか
歴史系	城塞都市のなごり	20～26	切岸(きりぎし) ほか
	中世の都市計画	27～30	釈迦堂口 ほか
	歴史の生きる空間	31～36	高野の切通 ほか
	寺社	37～52	明王院 ほか
生活系	農の風景、漁の風景	53～55	関谷の田園風景 ほか
	格調高い建物	56～61	神奈川県立近代美術館 ほか
	並木・プロムナード	62～65	鎌倉ハイランドの桜並木 ほか
	歩く楽しみ	66～74	天園ハイキングコース ほか
	憩いの場	75・76	源氏山公園 ほか
	乗り物バラエティー	77～80	江ノ電極楽寺駅 ほか
	鎌倉の文化	81～85	八幡宮の行事 ほか
	音の風景	86	杉本寺の晩鐘(聞く)

(2) 都市景観形成事業の推進

●電線類の地中化

〈道路課〉

電線類の地中化については、現在小町通りの電線類の地中化事業に取り組んでいるところです。

事業は、平成19年度に工事に着手し、平成21年度には全延長の内、駅前広場側の不二家前から瀬戸橋までの約70メートル区間が、景観舗装を含めて完成しました。

引き続き、瀬戸橋から鉄の井までの区間について、平成24年度末までに電線類地中化工事を、平成25年度には景観舗装工事を行い、事業の完成を目指し進めていきます。

●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

〈再開発課〉

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しく桜並木を守り伝えていくため、プロムナードの桜の保全再生に向けた「砂押川桜保全再生計画」を策定し、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。

(3) 市民、事業者への啓発、支援

●景観づくり賞の実施

〈都市景観課〉

景観づくり賞は、都市景観の形成に貢献したと認められる者及び団体を表彰する制度です。これを広く紹介することにより、景観づくりへの市民の意識を高めるとともに、景観づくりに関する市民相互の連携を深めることを目的としています。

第4回景観づくり賞の受賞樹木を、都市景観に重要な役割を果たしている樹木の事例として広く周知を図るため、パンフレットやホームページを作成しました。

鎌倉市景観形成推進委員（第3期）の募集・選考を行い、第5回景観づくり賞の実施に向けて検討を進めました。

3 美化（目標の項目⑨）

目標：住む人と訪れる人との協力で、散乱ごみと落書きのないまちをめざします。

◆目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	平成27年度(2015年度)に95%以上
自治町内会のまち美化クリーンデー実施率	平成27年度(2015年度)に100%
まち美化推進重点区域	平成27年度(2015年度)までに6区域
アダプト・プログラムの実施地区	平成27年度(2015年度)までに5地区

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成13年3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定を行ったり、クリーン・キャンペーン、市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成17年度から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成20年9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）が制定されました。

平成23年度末、飲料用自動販売機回収容器設置率は93%、自治町内会のまち美化クリーンデー実施率は62%、まち美化推進重点区域は4区域、アダプト・プログラムの実施地区は9地区です。

（1）散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組として、「まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

平成20年度からは平成23年までを計画期間とする第2次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙やにおいによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、路上喫煙禁止区域（鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域）を指定しそこでの路上喫煙を禁止しています。

●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

〈環境保全課〉

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りの呼びかけを掲載し、観光客等に啓発。平成7年6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ガ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所、平成21年11月に大船駅西口に同様の大型ごみ容器を設置しました。これらのごみの収集回数は、平日は1日2回、土・日・祝祭日、1月2・3日は1日3回です。観光ごみの収集量は、表4-13のとおりです。

表 4-13 観光ごみの収集量

	観光客	観光ごみ収集量
平成21年度	1,883万人	70,267kg
平成22年度	1,950万人	77,091kg
平成23年度	1,811万人	66,490kg

●不法投棄の防止

〈環境保全課〉

鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例（昭和47年10月条例第24号）に基づいて市内の山林、道路際、谷戸等、不法投棄されやすい場所をパトロールするとともに、不法投棄防止看板を設置するなど、その未然防止に努めています。不法投棄物は警察と協議のうえ、投棄した者に処理させていますが、個人の土地（空地等）へ投棄されている場合で投棄した者が不明のときは、土地所有者へ連絡し、処理を要請するとともに、日頃から周囲を清潔に保つなど不法投棄されないよう指導しています。

表 4-14 タイヤ・鉄くずなどの不法投棄処理状況と費用

タイヤ		鉄くず・廃棄プラスチック	
16本	12,339円	6 m ³	78,750円
			合計 91,089円

表 4-15 家電4品不法投棄物処理状況と費用

エアコン		テレビ		冷蔵庫		洗濯機等	
0台	0円	58台	135,900円	7台	32,738円	4台	10,080円
				3品	合計 69台	合計 178,718円	

表 4-16 不法投棄物処理件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
平成22年度	39件	75件	114件
平成23年度	40件	62件	102件

●落書きの防止

〈環境保全課〉

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年12月に鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）が制定され、平成17年4月から施行されました。

その後、平成20年度から23年度までを計画期間とする「落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組んでいます。

平成23年度には、通報などにより、679件679箇所の落書きが発見され、管理者及び市民活動団体の協力等により673箇所の落書きが消去されました。

写真4-3 市内の落書き状況



(2) 美化活動の実施

●まち美化統一クリーンデーの実施

〈環境保全課〉

市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。平成23年度の実施団体数は113団体で、これらの団体には、表4-17のとおり奨励金を交付しています。

表 4-17 奨励金交付状況

年 度	実施団体数
平成21年度	109
平成22年度	111
平成23年度	113

●あき地の適正管理

〈環境保全課〉

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和47年10月条例第23号)に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表4-18のとおりです。

表 4-18 あき地の調査状況

単位：件

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調査件数	495	475	467	410
指導件数	269	209	215	194

●愛護会による公園や街路樹の清掃

〈市民・事業者〉〈公園課〉

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。平成23年度に活動した団体数と箇所数は表4-19のとおりです。

表 4-19 愛護会による清掃実績

種 類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	93	155
街路樹愛護会	22	38

●アダプト・プログラム

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を平成12年10月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードを設置し、清掃活動に必要な用具等を提供しています。

表 4-20 アダプト・プログラム実施団体一覧

実施団体名	実施場所	発足年月日
ロジマンクリーン ファイターズ	フラワーセンター付近市道	平成14年 7月20日
常盤道普請の会	長谷隧道付近市道	平成18年11月 1日
玉縄城址まちづくり会議	玉縄 七曲坂	平成19年10月 1日
腰越まちづくり市民懇話会	神戸川・二又川	平成20年 5月 1日
※グリーンバード鎌倉	若宮大路	平成22年 1月 9日
かまくら緑の会	若宮大路	平成22年 2月 1日
トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS	天園ハイキングコース等	平成22年10月 1日
東御門ボランティアグループ	西御門	平成23年 1月 1日
三菱電機株式会社電子システム 事業本部鎌倉地区	三菱電機株式会社鎌倉製作所 周辺	平成23年 3月 1日

※グリーンバード鎌倉については平成24年2月28日をもって鎌倉市アダプト・プログラム実施団体としての活動は終了しました。



写真 4-4 アダプト・プログラム実施団体活動の様子

第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

1 生態系の保全（目標の項目⑩）

目標：さまざまな生物とともに生きられるよう、貴重種をはじめ市内に生息・生育する野生動植物の保全に努めます。

◆目標達成するための指標

野生動植物の生態調査・研究の推進
生態系の保全体制の整備

野生生物が急速に地球上から姿を消しはじめています。その理由は、都市開発や森林開発で棲みかが奪われたり、生活排水やその他の原因で生息環境が汚染されたりと様々な理由が考えられますが、どの理由にも共通するのは人間の活動が彼らの生命を脅かしていることです。生態系は植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く土壌、水、空気などの微妙なバランスから成り立っており、このバランスが崩れると生物の種類数や個体数にも影響がでてきます。人もこの生態系の中に組み込まれており、生態系の保持は重要な課題となっています。

鎌倉市では、自然環境調査を行い市民団体等と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。

（1）緑地の保全のための市内に生息・生育する野生動植物に関する調査・研究、情報の収集

●鎌倉市自然環境調査

<みどり課>

鎌倉市緑の基本計画で保全対象に位置づけた市内22箇所の緑地を対象に、平成12年度から14年度にかけて、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。

この調査の結果は、平成15年3月に報告書にまとめられ、その概要は表5-1（22地区の位置図は図5-1）のとおりで、概要版を作成し、市内の小中学校に配布するとともにホームページで公開しています。

また、平成23年度末現在で、22箇所の緑地のうち12箇所の緑地が特別緑地保全地区等の法制度の適用を受けて保全されています。

表 5-1 鎌倉市自然環境調査結果概要

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
(仮称) 関谷公園 約2.90ha	69科138種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：17科25種 爬虫類：カナヘビ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：79科201種 底生動物：13科16種	(仮称) 関谷公園は、湧水の水質は良く、周辺自然環境も豊かです。一部に水を溜めるなど、湿地の再活用を検討することで、動物生息空間としての価値が、さらに高まる可能性があります。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
城廻地区 約4.5ha	66科166種	哺乳類：モグラ他3科3種 鳥類：17科24種 爬虫類：ヒバカリ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル、アマガエル、 ニホンアカガエル3科3種 昆虫類：77科152種 魚類：1科1種 底生動物：12科14種	城廻地区の水質は悪化の傾向にあります。周辺が住宅地に囲まれており、生活排水等が流入していると推察されます。しかし、池周辺では、カワセミの繁殖の可能性もある他、コガモ、アオサギが飛来するなど、人があまり訪れない池に水鳥が集まっているようであり、適切な管理をしながら、維持していくことが望まれます。
玉縄城址地区 約3.56ha	55科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：18科22種 爬虫類：アオダイショウ1科1種 昆虫類：61科121種	玉縄城址地区、(仮称)植木地区は、周辺の開発により、林縁部が増大し、林床にアズマネザサが密生する場所が多くあります。玉縄城址地区、(仮称)植木地区は単独緑地としてではなく、龍宝寺などの周辺緑地と一体として扱い、保全していくことが重要です。なお、市民からの情報では、植木周辺でフクロウが数年前に巣をつくっていたということです。
(仮称) 植木地区 約4.60ha	46科86種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：55科114種	
(仮称) 龍宝寺地区 約13.31ha	62科129種	哺乳類：ヒミズ、モグラ他2科3種 鳥類：15科20種 昆虫類：65科151種	(仮称)龍宝寺地区は、寺の裏山に当たる部分で、比較的まとまりのある緑地となっています。平地部分は住宅地や神社仏閣が、尾根部分には学校が建設されており、複雑な地形をした斜面林が帯状に伸びています。面積が大きい割に種数はあまり多くありません。しかし、岡本地区、(仮称)観音山地区、城廻地区、玉縄城址地区、(仮称)植木地区と隣接し、かつその中央に位置していて、各緑地をつなぐ位置にあるので重要です。これらの緑地は一体として扱い、その連続性に注意して保全することが重要です。特に龍宝寺はその中心として、また、緑地同士をつなぐ回廊として保全していくと効果的です。
岡本地区 約5.19ha	45科80種	哺乳類：2科2種 鳥類：11科14種 昆虫類：35科80種	岡本地区及び(仮称)観音山地区の平地部分はほとんど開発されてしまい、丘陵部分に島状にある緑地です。龍宝寺などの周辺緑地と一体として捉え、保全していくことが重要です。
(仮称) 観音山地区 約2.55ha	50科98種	哺乳類：アカネズミ他2科2種 鳥類：18科23種 昆虫類：48科96種	

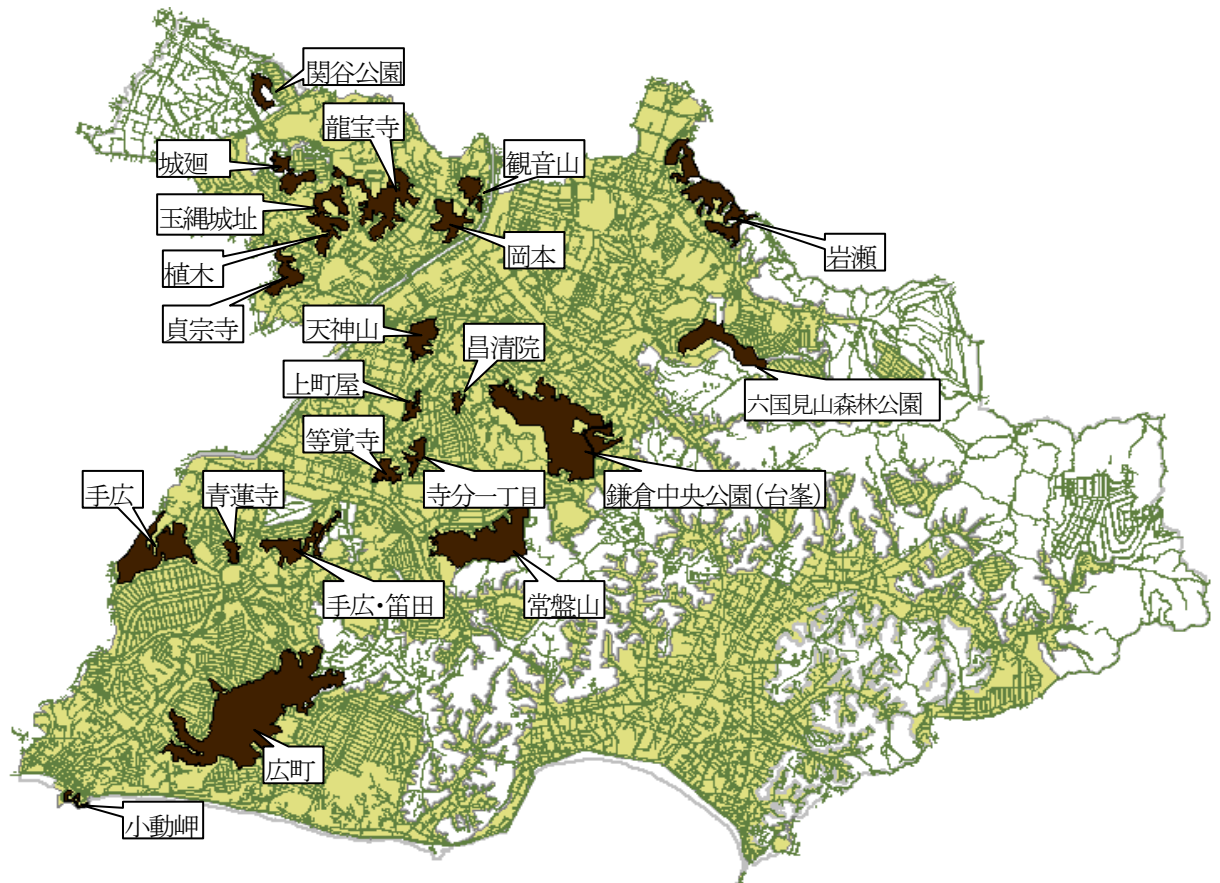
地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
岩瀬地区 約15.62ha	94科270種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、タヌキ 他5科5種 鳥類：17科26種 爬虫類：3科4種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：85科226種 底生動物：9科10種	岩瀬地区は関東ローム層が堆積し、耕作に適しています。スギ、ヒノキ植林、竹林、アカマツ植林、クヌギ植林、オニシバリーコナラ群集などが生育し、一部畑作が行われています。樹林は今も管理がなされています。また、東側（横浜市側）及び南側に緑地が続いているので、比較的多くの哺乳類が確認されて、市民からニホンザルを見たとの情報も寄せられております。岩瀬地区の周辺は、湧水が豊富で多数の井戸があります。
(仮称) 貞宗寺地区 約4.91ha	46科88種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ他17科26種 昆虫類：44科84種	(仮称) 貞宗寺地区では、複数の猛禽類の飛翔が確認されました。あまり大きな緑地ではありませんが、鳥類にとって比較的良好な自然環境が維持されているものと考えられます。
天神山地区 約5.42ha	63科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：56科115種	天神山地区は、丘陵部分に島状にある緑地で、確認種はあまり多くありませんが、面積が比較的に大きく、市民からの情報では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのこと、動物の移動経路として重要です。
六国見山森林公園 約9.74ha	65科145種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、アカネズミ他4科4種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：51科131種	六国見山森林公園の北側は住宅地となっており、急な斜面には植木類が植栽されています。西側、南側の緑地は割合広く、緑地が連続していますので、中型哺乳類のノウサギが生息しています。公園西側、南側は今回の調査の対象外ですが、市民からの情報では野草の種類は多いそうです。また、六国見山周辺は、秋期、タカの渡りの重要な休息所となっています。
(仮称) 上町屋地区 約1.66ha	60科125種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：13科19種 昆虫類：31科78種	(仮称) 上町屋地区は、住宅地に囲まれた小面積の斜面で、大部分が針葉樹の植林となっていて、生物相も単純です。しかし、この緑地も動物の移動には重要なので、緑地の質を高め、周辺緑地との連続性を高めるような整備を行うことが重要です。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
昌清院地区 約1.02ha	70科136種	哺乳類：1科1種 鳥類：17科21種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：53科106種 魚類：1科1種 底生生物：7科7種	昌清院地区は社寺林で、ため池があり、鎌倉中央公園（台峯）と連続しています。そのため、面積は小さいですが、比較的多くの動物種が確認されました。昌清院のため池には、枯木が倒れ込み、落ち葉が底に堆積し、水深が浅くなっています。
(仮称) 鎌倉中央公園 （台峯） 約36.69ha	104科361種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：フクロウ他21科38種 爬虫類：4科6種 両生類：4科6種 昆虫類：127科453種 魚類：モツゴ、ホトケドジョウ、 クロヨシノボリ他3科3種 底生生物：25科30種	(仮称)鎌倉中央公園（台峯）は、全体的に確認個体数が多く、特に爬虫類、両生類は多く確認されました。(仮称)鎌倉中央公園（台峯）は、他地区と比べて面積が大きく、そのうえ尾根と谷が織りなす変化に富んだ自然環境が形成され、湧水、ため池、湿地、素ぼりの水路など、多様な水系が存在し、立地に特有な植生も保たれていて、動物にとっては良好な生息環境が維持されていると言えます。
(仮称) 等覚寺地区 約2.73ha	76科157種	哺乳類：1科1種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：46科98種	(仮称)等覚寺地区、寺分一丁目地区は、丘陵部が島状に残された小面積の樹林地で、確認種も少ない状況です。住宅地を挟んで隣接する両者を一体として考え、効果的な保全を行う必要があります。
寺分一丁目地区 約2.45ha	60科119種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：14科17種 爬虫類：ヤモリ、トカゲ、 カナヘビ3科3種 昆虫類：43科93種	
(仮称) 手広地区 約15.40ha	75科179種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他5科5種 鳥類：フクロウ他22科36種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 シマヘビ3科3種 両生類：3科5種 昆虫類：130科485種 魚類：3科4種 底生動物：21科24種	(仮称)手広地区は企業の敷地内であり、一般の立ち入りが制限されているため、動物にとって静かで好適な環境が保たれています。また、藤沢市との境に位置し、藤沢市側に川名緑地、新林公園と緑地が広がっており、比較的良い環境が維持されているものと思われます。藤沢市側の緑地と一体として扱い、一般の立ち入りを制限して保全することが、より効果的であると考えられます。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
青蓮寺地区 約1.44ha	64科129種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他4科4種 鳥類：15科18種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：59科110種	(仮称) 青蓮寺地区は、常緑広葉樹の自然林が生育する社寺林でいわゆる鎮守の森です。面積は小さいもののタヌキの糞が確認されるなど、比較的多様な動物が観察されました。(仮称) 青蓮寺地区は、手広・笛田地区から連なる緑地と道路を隔てて隣接しており、さらに住宅地や学校が間にあるものの、(仮称) 手広地区と比較的近くに位置します。これらの緑地間を行き来できるので、タヌキのような中型哺乳類の生息が可能になっていると考えられます。
手広・笛田地区 約7.06ha	66科141種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：チョウゲンボウ 他19科28種 爬虫類：トカゲ1科1種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：75科180種	手広・笛田地区の南西には畑が広がり、東側には住宅を挟んで、水田が広がっています。緑地全体としては、道路による分断はあるものの、鎌倉山へと連なり、帯状にかなりの広がりを持っています。この緑地の広がり、周辺にある耕作地との連続性を考慮に入れ保全していけば、生物相がより豊かになると考えられます。
常盤山地区 約21.60ha	80科206種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 ジムグリ3科3種 昆虫類：68科185種	常盤山地区の植物は、関東地方を北限とするカラタチバナやカゴノキ等が確認され、温暖な気候下の植物相の特徴を表している一方で、関東地方を南限とするツクバトリカブトも多く確認されました。また、サルシナが確認されましたが、市民からの情報によると市域西部には大変少ないとのこと。さらに、昔は、フクロウの巣があったという市民情報も得られました。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
(仮称) 広町地区 約59.05ha	101科404種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：オオタカ、ノスリ、フクロウ 他21科38種 爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、 ヤマカガシ2科3種 両生類：4科5種 昆虫類：122科462種 魚類：ホトケドジョウ、 シマヨシノボリ2科2種 底生動物：29科38種	(仮称) 広町地区は、22地区 で一番広い緑地で、緑地内に 複数の谷戸が存在し、多様な 水辺環境が形成されていま した。そのため、多くの種が 確認されました。しかし、一 部の谷戸では乾燥化が進行 しており、その対策が急がれ ます。(仮称) 広町地区は鎌 倉市西部地域を代表する緑 地の中心として保全してい くことが重要です。
小動岬地区 約0.83ha	35科62種	哺乳類：イタチ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：35科74種	小動岬地区は22地区中唯一、 海からの風を直接受ける地 区で、海岸地区特有のイソギ クハチジョウススキ群集 やマサキトベラ群集が生 育していました。他では生育 しない海岸植物も多く確認 されました。また、ユリカ メ、ウミネコなど、海岸に特 有のカモメ類も確認されま した。市民からは、アオバト が時々休憩しているとの情 報が得られました。

図 5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図



(2) 野生動植物の保全

●天然記念物の樹木の保護

<文化財課>

健全な生態系の保持のため、市では神奈川県文化財保護条例及び鎌倉市文化財保護条例等によって天然記念物の樹木等を保護しています。

鎌倉市指定の天然記念物としては、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど33件があります。

●傷病野生動物の保護

<環境保全課>

傷病野生鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法第88号）に基づき神奈川県が策定する鳥獣保護事業計画の一つの施策事業として位置づけられています。

市では、平成4年度から傷病野生鳥獣の保護を行っており、治療等を必要とする野生鳥獣を横浜市立金沢動物園内にある動物病院に搬送しています。

平成23年度の実績は表5-2、表5-3のとおりです。

表 5-2 傷病野生鳥獣保護通報実績

	種類	通報内容及び件数				合計
		病気	傷害	幼鳥獣	その他	
鳥類	10	1	11	5	4	21
獣類	1	23	1	—	1	25
その他	—	—	—	—	—	—
合計	11	24	12	5	5	46

表 5-3 傷病野生鳥獣保護処理実績

	種類	処理内容及び個体数					合計
		搬送	放野	死亡	指導	その他	
鳥類	10	12	7	3	—	—	22
獣類	1	21	2	4	—	2	29
その他	—	—	—	—	—	—	—
合計	11	33	9	7	—	2	51

●鎌倉メダカ

<環境保全課>

環境省の絶滅危惧種に指定されたメダカは、市内では昭和60年頃に滑川の源流近くで生息していることが観察されて以来、確認できない状況でした。その後、佐助在住の方が昭和40年代前半頃、滑川支流近くの水田で採取した「鎌倉メダカ」を大切に育てていることがわかりました。

市ではこの鎌倉メダカ55匹を平成11年8月に譲り受け、市役所敷地内の池で繁殖させ、児童の手により扇川に放流するほか、平成23年度までに、市内の小中学校等に合計1,120匹を配布し、育てています。また、鎌倉自主探鳥会グループでは、飼育環境等の条件を満たせば、希望する市民の方にも配布し、里親になってもらっています。

メダカは河川の水系ごとに「しりびれ」の軟条数の遺伝的な差異が見られます。滑川水系のメダカの軟条数は17.30本で、他市の水系に棲息するメダカとは軟条数が異なるため、「鎌倉メダカ」（写真5-1）と呼ばれています。

写真 5-1 鎌倉メダカ



●特定外来生物対策

〈環境保全課〉

タイワンリスやアライグマなどの特定外来生物は、その繁殖力の高さなどから生息域を拡大し、生態系等に重大な影響を与えると懸念されています。このため、市では平成21年4月「鎌倉市クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画」を策定、また、県においても平成18年4月に「神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定し、生態系の保全や生活被害の軽減を図るため、「個体数の削減」等を目標に取組を行っています。市が主体となり、生活被害に遭った市民を中心に自治町内会等にも呼びかけ、捕獲などを実施しています。また、三浦半島全域に生息範囲を拡大していることから近隣市町と連携して広域的な取組も行っています。

(3) 野生動植物の生息・生育に重要な場所(ビオトープ)の保全

●ビオトープ

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

ビオトープとは、ドイツ語で、野生の生き物たちが互いに関係を持って暮らしていける空間を指します。本来は幅広い自然生態系のことを指しますが、ここでは人の手で作り出されたものについて記します。

市では、環境教育を目的に平成13年市役所に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備しました。

現在、市立第一小学校・西鎌倉小学校・山崎小学校・今泉小学校・鎌倉女子大大船キャンパス・鎌倉女学院・県立鎌倉高校の7校においてビオトープが完成しています。



写真 5-2 鎌倉市立山崎小学校

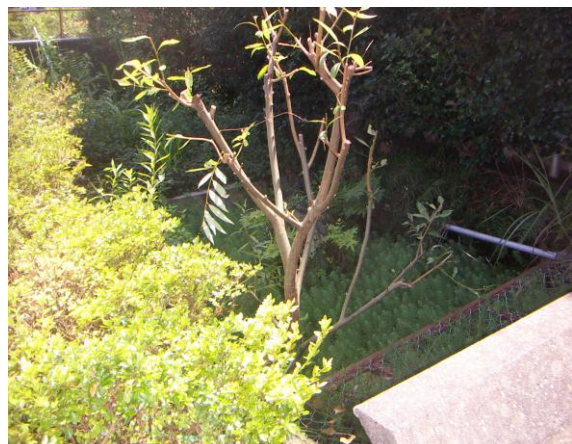


写真 5-3 鎌倉市役所

(4) 生物の多様性を高めるエコアップ

●エコアップ活動

〈市民・事業者〉

生態系を健全に保持するには、第4章で述べられているような都市公園等の整備をはじめとした緑地の確保・保全が大切な条件となってきます。また、下水道の普及による河川の浄化も不可欠なものです。さらに、開発や災害等で失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積の中により多くの野生生物が生息できるよう、生息環境の向上と多様化を図る「エコアップ」にも取り組む必要があります。市内では様々な市民団体が、表5-4のとおり公園や河川などにおいて野生生物の生息環境を整えるなどの活動を行っています。

表 5-4 市内におけるエコアップの活動事例

場 所	目 的 と 作 業 内 容 の 例
源氏山公園	公園のオーバーユースによる野鳥生息地の荒廃を防ぎ、貴重な植物の保護を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥誘致施設の水場の清掃・管理 ・林内の下草刈りの制限等により、生息環境の多様化を図ると共に、アオゲラ・フクロウなどの営巣している木の保全など
佐助稲荷	谷戸環境の保全と復活したゲンジボタルの生息環境の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・水源環境の保全と流れの維持管理 ・水路周辺の草を間引き、開水面を確保することにより、トンボ類の産卵場所を確保
鎌倉中央公園	公園の整備に伴う生息環境の変化の影響を受けやすい動植物をできるだけ保全する。 <ul style="list-style-type: none"> ・カエル類の産卵用に湿地を整備 ・池や湿地の水質・水位の管理 ・トンボ類の産卵場所を確保するために草を間引く。 ・公園内で採種した種子から育てた野草の苗を植え、保護増殖させる。 ・間伐や下草刈りによる雑木林の保全 ・各調整池や湿性花園の取水口の清掃 ・特定外来種のブルーギル等の駆除
佐 助 川	二面護岸された川の水生生物の生息環境の多様化を図り、ヨシノボリの遡上数とモクズガニの生息数を増やす。 <ul style="list-style-type: none"> ・重量ブロックを利用し、生息環境を創出した区域の維持管理作業 ・水質と水生生物の調査 ・草刈り・ごみの清掃
御 谷 川	多自然型河川改良整備が実施された川の生息環境の維持管理、ゲンジボタル・モノサシトンボ・ツチガエル等の保護増殖 <ul style="list-style-type: none"> ・水質と水生生物の調査 ・草刈り ・ごみの清掃
逆 川	ホタルの生息環境の維持管理と保護増殖 <ul style="list-style-type: none"> ・水質調査 ・カワニナの放流、セリを植える。 ・草刈り

2 自然とのふれあい（目標の項目⑪）

目標：海、山、川、池などで自然にふれあい、自然から学び癒される機会を増やします。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に188ha（再掲）
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に12㎡（再掲）
生き物観察広場の数（小・中学校）	平成27年度（2015年度）に10箇所追加

自然には、生態系の保持、環境の保全や資源の提供など、様々な働きがあります。その一つに私たちに潤いや安らぎを与えてくれるという働きがあります。私たちは自然と触れ合うことにより、自然から様々な知見を得るとともに自然の大切さを学ぶことができます。

また、市民団体等によるボランティア活動が環境保全や環境教育を進める上で大きな力となっています。

平成23年度末、都市公園等の施設緑地の面積は99.77ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は5.73㎡です。生き物観察広場の数（小・中学校等）は7箇所です。

（1）ふれあいの場の確保

●鎌倉中央公園

<市民・事業者><公園課>

自然とのふれあいや農作業体験などができるようになりました。平成9年6月に修景池周辺の約8.5ha、平成16年4月には更に約15.2haが開園しました。園内には庭園植物園や食材園、子供の森、田畑や湿地など、自然を生かし緑と水が中心になった施設を配置しています。

公園化される以前からこの場所では市民団体が独自に環境保全活動を行っていましたが、開園後も引き続き、自然観察会、農芸体験などを通じて、積極的に公園の環境保全や市民に対する環境教育に寄与しています。鎌倉中央公園で環境保全・環境教育に取り組んでいる「山崎・谷戸の会」は、平成20年度に特定非営利法人となり活動を発展させています。（111ページ参照）

①市民による農業体験

（財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。

田んぼ体験（4月3日～3月25日）は延べ614人、畑体験（4月3日～3月25日）は延べ377人の参加者がありました。

写真 5-4 市民による農業体験



②教室・講座の開催

(財)鎌倉市公園協会主催で表5-5のとおりミニ園芸教室や、大人の講座・こどもの講座を開催しました。講座では、樹木の剪定や自然観察を通じて、自然に対する関心を深めてもらうことを目的としています。

表 5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催

	開催日	テーマ	対象と参加者数
ミニ園芸教室	4月2日～3月30日の108回	樹木の剪定、害虫防除法など	延べ780人
大人の講座	4月1日～3月18日の26回	自然観察会、木っこりーズ、土つきりーズなど	延べ289人
こどもの講座	4月9日～2月25日の11回	こどもエコパーク、ちびっこチャレンジなど	小学生など、延べ286人

●鎌倉広町緑地

<公園課>

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりある樹林等について、その生物相の豊かな自然環境の保全・活用を図るため、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として整備することとなり、平成17年度から第一工区(約35.0ha)の整備を進めています。基本コンセプトを、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出を目指す、古都の自然ふれあい都市林～広町の森」として、現在では、世代を超えた多くの市民が市と協働で田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全活動に取り組んでいます。

また、里山の身近な生き物とのふれあいの場や環境教育の場としての価値が高く、保全を前提とした上で、自然環境の容量に応じた活用を図っていきます。



写真5-5 鎌倉広町緑地

●市民農園の整備

〈産業振興課〉

市では、市民が野菜や草花の栽培を通して自然とふれあい、農業への親しみと理解を深めるため、「鎌倉市市民農園」を開設しています。公開抽選により、1世帯当たり1区画(概ね15㎡)の農園を23ヶ月間利用することができます。また、平成23年9月、今泉台に土地所有者自らが運営する市民農園が開設され、その整備を支援しました。現在の市民農園の区画数及び面積は、表5-6のとおりです。

表 5-6 市民農園の区画数及び面積

	区画数	面積(㎡)
大船地域	160	3,599
合計	160	3,599

●ハイキングコース

〈観光商工課〉

市内には表5-7のとおり、自然とのふれあいが楽しめる3つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

表 5-7 ハイキングコース

No	コース名	経路	距離(km)
1	天園ハイキングコース	建長寺—天園—瑞泉寺	約5.5
2	葛原岡・大仏ハイキングコース	浄智寺—葛原岡神社—高德院(大仏)	約3.0
3	祇園山ハイキングコース	高時腹切りやぐら—祇園山—八雲神社	約1.5

(2) 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

● 自然の中で行うスポーツ・観察会等の振興

〈スポーツ課〉

市民の皆さんがともに自然とふれあう機会を楽しむものとして、表5-8のような催しが実施されています。

表 5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等

	実施日(参加人数)	実施主体
材木座海岸子ども教室 「砂浜でかけっ子」	平成23年5月～平成24年3月(7・8月を除く) 月1回 (71人)	市民活動部
山崎谷戸子ども教室 「山野でかけっ子」	平成23年6月～平成24年3月(8・1月を除く) 月1回 (63人)	市民活動部
青空の下で健脚づくり	平成24年2月4日、3月3日 (14人)	市民活動部
マリンスポーツ体験教室 (ウインドサーフィン・ヨット・スタンダップバトルボード)	平成23年7月9、10日 (40人)	市民活動部
健康ウォーク	平成24年2月26日 (236人)	市民活動部

●環境にやさしい観光の推進

＜観光商工課＞

良好な環境を保全するため、鎌倉を訪れる観光客に対し、公共交通機関の利用と「歩く観光」をアピールし、環境にやさしい観光を推進しています。なかでも、歩いてまわりたくなるような道づくりを推進するため、自然、歴史、文化等のテーマ性をもったモデルコースとして11コースの「かまくらの道」を選定し、市民・観光客へのPRに努めています。

また、「かまくらの道」のリーフレットをはじめ、観光地図「鎌倉」や毎月発行する「かまくら四季のみどころ」、観光商工課ホームページにおいても、環境保全の呼びかけやマナー啓発に取り組んでいます。

●震災復興支援project!・鎌倉中央公園フェスティバルの開催

＜市民・事業者＞＜公園課＞

(財)鎌倉市公園協会が主催して、平成23年4月29日に鎌倉中央公園において、東日本大震災の被災地復興支援の義援金を募るため、公園サポーターや外部団体とともに、チャリティイベント「震災復興支援project」を開催し、参加者は約1,500人でした。

また、平成23年7月16日～18日の3日間、午前7時30分から午前8時30分まで「おはよう花市」を開催し、参加者は約260人でした。

さらに、平成23年10月30日には、防災公園として位置付けられている鎌倉中央公園で、「はしご車乗車体験」や「ちびっこ消防士体験」など、市民に対する防災意識の高揚と緑に関する各種事業のPRを行う「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催し、参加者は約1,800人でした。

なお、参加・協力団体は、近隣町内会・自治会、大船消防署、消防分団、参加協力団体、社会福祉団体などでした。

(3) 自然とふれあうための指導者など人材の養成及び確保

●緑の学校の開講

＜みどり課＞

緑豊かなまちづくりをめざし、樹木に親しみ、緑の大切さなどの普及を図るために昭和58年度から、毎年度「緑の学校」を開催しています。平成23年度は4月25日から11月28日まで表5-9のとおり10回の講座を開講し、延べ340人の受講者がありました。

※平成20年度から、「緑の学校」は、緑化啓発事業事務委託の一部として、緑化推進団体へ委託しており、平成20～23年度は(財)鎌倉市公園協会に委託しました。

表 5-9 平成23年度緑の学校プログラム

	開催日	講座名	場所
1	平成23年4月25日(月)	講義「鎌倉時代の花」	鎌倉市役所講堂
2	平成23年5月16日(月)	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉中央公園・台峯
3	平成23年6月6日(月)	野鳥観察	散在ガ池森林公園
4	平成23年6月13日(月)	講義「緑との共生」	鎌倉市役所講堂
5	平成23年7月4日(月)	講義「緑の現状」	鎌倉市役所講堂
6	平成23年9月12日(月)	自然観察会「ネイチャートレイル鎌倉横浜」	鎌倉霊園・ハイキングコース・横浜自然観察の森
7	平成23年10月3日(月)	自然観察会「鎌倉ハイキング」	浄智寺・源氏山公園・ハイキングコース・佐助稲荷神社

8	平成23年10月17日（月）	講義「源実朝の金櫛和歌集の花と緑」	鎌倉市役所講堂
9	平成23年11月7日（月）	自然観察会「海辺の動植物」	夫婦池公園・七里ヶ浜プロムナード・鎌倉海兵公園（新井ヶ崎地区）
10	平成23年11月28日（月）	自然観察会「鎌倉の紅葉」	永福寺跡・二階堂川支流・獅子舞・ハイキングコース・回春院・建長寺

●緑の学校等を通じた指導者の育成

<みどり課>

緑の学校の修了者等を対象に緑化講習会を開催し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者の育成を図っています。

昭和60年度からの延べ参加者は932人になります。

●緑のレンジャーの育成

<みどり課>

市では、公園緑地等の樹林地を管理するボランティア等の人材養成と確保を目的として、緑のレンジャー（小学校4・5年生を対象としたジュニアレンジャーと大人を対象としたシニアレンジャー）を育成しています。平成23年度の緑のレンジャーの活動は表5-10、5-11のとおりです。

※平成20年度から、当該事業は、緑化啓発事業事務委託の一部として、緑化推進団体へ委託しており、平成20～23年度は（財）鎌倉市公園協会へ委託しました。

表 5-10 ジュニアレンジャー平成23年度活動プログラム

	日程	活動内容	活動場所
1	平成23年4月9日（土）	八幡宮の自然	鶴岡八幡宮
2	平成23年5月14日（土）	磯の生きもの観察	和賀江嶋
3	平成23年6月11日（土）	川と水の生きもの	二階堂川
4	平成23年7月9日（土）	池のタニシを数えよう	鎌倉中央公園
5	平成23年9月10日（土）	秋の野草観察とハイキングコースのパトロール	祇園山
6	平成23年10月8日（土）	ビーチコーミング	由比ガ浜海岸
7	平成23年11月12日（土）	野鳥の巣箱づくりとエコクラブ壁新聞づくり	鎌倉中央公園
8	平成23年12月10日（土）	野鳥の巣箱かけかえ	鎌倉文学館
9	平成24年1月14日（土）	森の手入れを体験しよう	源氏山公園
10	平成24年2月11日（土）	川と海の野鳥観察	江の島
11	平成24年3月10日（土）	早春の里山とカエルの卵	鎌倉中央公園



写真 5-6 祇園山ハイキングコース見晴台から鎌倉を眺めるジュニアレンジャー

表 5-11 シニアレンジャー平成23年度活動プログラム

	日程	活動内容	場所
1	平成23年4月16日(土)	講義「自然のしくみ」	鎌倉中央公園
2	平成23年5月21日(土)	講義「森林のはたらき」	鎌倉中央公園
3	平成23年6月18日(土)	道具の使い方	鎌倉中央公園
4	平成23年7月2日(土)	樹木の手入れ	鎌倉中央公園
5	平成23年7月16日(土)	救命講習会	鎌倉消防署
6	平成23年9月17日(土)	公園・緑地の巡回	散在ガ池森林公園
7	平成23年9月24日(土)	管理作業	散在ガ池森林公園
8	平成23年10月15日(土)	管理作業	源氏山公園
9	平成24年1月28日(土)	公園管理作業	鎌倉中央公園
10	平成24年2月4日(土)	レンジャーOG・OBとの協働	源氏山公園
11	平成23年2月18日(土)	講義「まとめ」	鎌倉中央公園

シニアレンジャー自主活動

シニアレンジャー講座修了者の有志により、ボランティアによる公園緑地の保全管理活動が実施されているもので、市では、当該活動を支援するため、その育成に係る事業を平成20年度から緑化啓発事業事務委託として、公的な緑化推進団体へ委託しています。

第6章 循環型社会の構築

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：生産や消費に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用・再生利用等により資源を有効に利用します。

◆目標達成するための指標

一般廃棄物焼却量（家庭・事業所）	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ30%削減
ごみ・資源物の総排出量	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ5%削減維持

わが国は国土が狭く、大都市地域においては土地の高密度利用により、埋立処分に適した土地の確保が困難であることから、これまで増え続けるごみに対応するためには「燃やして埋め立てる」という処理方式を廃棄物行政の基本としてきました。この処理方式は、ごみの減量化や公衆衛生の見地からはすぐれているものの、焼却による大気環境への影響や二酸化炭素の排出による地球温暖化への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。平成9年度から、ごみの分別収集方法を従来の3分別（可燃・不燃・粗大）から5分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組を始めました。当初は飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成9年7月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も平成12年11月からはペットボトル、平成16年2月から月2回だった収集回数を増やし資源物の毎週収集を始め、平成17年10月からは容器包装プラスチック、平成19年4月からは使用済み食用油の資源化に取り組んできました。

鎌倉市は、市民の方々のご理解とご協力のもと、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16年度から5年連続で、リサイクル率日本一（人口10万人以上の都市）を達成しました。平成21年度から2年間は第2位でしたが、依然高い割合を維持しています。

計画目標を達成するためには、一層のごみの減量化・資源化を進める必要があります。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表6-1のとおりです。

平成23年度末現在では、焼却量は39,853トンで、基準年度の平成15年度と比較して4,002トン、9.1%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は、基準年度の平成15年度と比較して2,880トン、4.0%の減少となっています。

表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移

単位：トン

	平成15年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総排出量	71,873 (100)	73,634 (102.5)	73,573 (102.4)	69,349 (96.5)	69,761 (97.1)	70,040 (97.4)	68,993 (96.0)
焼却量	43,855 (100)	41,008 (93.5)	42,275 (96.4)	39,698 (90.5)	40,835 (93.1)	41,096 (93.7)	39,853 (90.9)
総資源化量	33,249 (100)	36,827 (110.8)	35,051 (105.4)	33,118 (99.6)	32,491 (97.7)	32,719 (98.4)	32,937 (99.1)
リサイクル率	46.3%	50.0%	47.6%	47.8%	46.6%	46.7% ※46.5	47.7% ※47.6

() 内は平成15年度を100とした指数

国のリサイクル率は※印の数値も公表しています。

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

●中が見えるごみ袋での排出及び5分別排出の推進

<資源循環課>

平成9年4月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年10月からは、市内全域で従来の3分別収集（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた5分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量化を推進するため、資源物は、平成16年2月から収集回数を月2回から毎週1回にしています。

現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみの区分などで、資源物で12品目、ごみで8品目の合計20品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成16年2月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

●生ごみ処理機の普及

<資源循環課>

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成3年4月から実施しています。（助成率は、電動型＝75%、非電動型＝90%で、1台当たりの限度額は40,000円です。）また、助成制度利用者アンケートを実施し、市民の声をホームページなどに掲載するとともに、生ごみ処理機の購入動機や感想などをたずね、普及施策の参考としました。

更に、生ごみの減量及び資源化を促進し、意識の高揚を図るため、団体に生ごみ処理機を無償貸与するモデル事業を平成23年度から開始し、3団体60世帯に生ごみ処理機を配布しました。なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表6-2のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

	平成3年度～ 平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累 計
助成件数	13,062	319	323	524	467	14,695
助成台数	14,490	337	345	631	568	16,371

※平成2年度以前のモニター・既普及台数の数値(870台)は累計に含めない。

●地域における大型生ごみ処理機の設置

〈資源循環課〉

地域における生ごみの減量及び資源化を図るため、地域のモデル事業として平成23年度に西御門自治会に1台大型生ごみ処理機を設置しました。



西御門自治会の大型生ごみ処理機

●市施設及び事業所の大型生ごみ処理機の設置

〈資源循環課〉

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は表6-3のとおりです。

また、事業所における大型生ごみ処理機の設置モデル事業として、平成23年度に医療法人湘和会湘南記念病院に1台設置しました。

表 6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況

	名称
市役所	市役所本庁舎
市立小学校	第二小学校、深沢小学校、玉縄小学校、大船小学校、山崎小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、富士塚小学校
市営住宅	岡本市営住宅
合 計	10施設

●啓発活動の実施

〈資源循環課〉

ごみの減量、資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（生ごみ処理機や分別啓発パネルの展示）、ごみの減量に関するキャンペーン（生ごみ処理機の展示など）、施設見学会、保育園・幼稚園児及び小学生・中学生を対象にした環境教育、鎌倉ごみ減量通信の発行などにより啓発活動を実施しています。

活動の実施状況は表6-4のとおりです。

表 6-4 啓発活動の実施状況

啓発事業の名称	平成23年度		
	活動回数等 (A)	参加人数等 (B)	平均参加人数 (B/A)
自治町内会、各種団体等を対象とした説明会	47回	1,410人	30人
ごみダイエット展	264日	—	—
ごみの減量に関するキャンペーン（イベント、販売店）	27回	—	—
生ごみ処理機展示説明会	4回	135人	33.8人
施設見学会	6回	104人	17.3人
小学生、中学生を対象にした環境教育	12校	1,154人	96.2人
保育園、幼稚園児を対象にした環境教育	8園	645人	80.6人
ごみ減量通信の発行（特集号含む）	3回	120,000部	40,000部

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

＜資源循環課＞

ごみの減量・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成5年度に25人に委嘱し、その後順次増員し、平成23年度には、194人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●3R推進事業奨励金交付制度

＜資源循環課＞

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生抑制、減量・資源化事業に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付しています。奨励金の対象事業は、ごみの発生抑制、減量・資源化に係る勉強会やイベント、定期的なクリーンステーションにおける分別の啓発、生ごみ処理機の普及の促進などです。平成23年度にご協力いただいた自治・町内会（奨励金交付団体）は133団体でした。

●リユース食器利用費補助金交付制度

＜資源循環課＞

限りある資源を有効利用するために、イベントでのごみの発生及び減量を図るとともに、イベントの参加者等に対してリユース意識の普及啓発を図るため、平成23年度からリユース食器の借上げに必要な費用の一部を補助しています。平成23年度の実績は、10件です。

●資源物分別収集の推進

＜資源循環課＞

限りある資源を有効利用するために、平成9年度から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。

資源物収集量の推移は、表6-5のとおりです。

表 6-5 資源物収集量の推移

単位：トン

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
紙類等資源物	10,574	10,289	9,357	8,696	8,455	8,695
紙パック ミックスペーパー	2,800	2,859	2,840	2,768	2,703	2,632
ペットボトル	466	484	474	471	487	498
容器包装 プラスチック	2,230	2,269	2,211	2,163	2,158	2,162
植木剪定材	4,849	5,028	5,075	4,953	5,119	5,118
カン・ビン	2,216	2,184	2,137	2,122	2,115	2,117
使用済み食用油	0	28	36	38	38	37
合計	23,135	23,141	22,130	21,211	21,075	21,259

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●植木剪定材の堆肥化

＜資源循環課＞

事業者が持ち込む植木剪定材について、減量化・資源化を図るため平成4年8月から堆肥化を試行したところ、この堆肥が、有機栽培の専門家や農協から高い評価を得ました。そこで、植木剪定材の堆肥化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量化・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、山梨県にある堆肥化事業場に運搬して堆肥化しています。

これらの堆肥は、市内の有機農家に配布するほか、市役所、腰越行政センター、各クリーンセンター、笛田リサイクルセンター等で市民に無料配布しています。

また、自治会・町内会による様々な催し物会場等でも配布しています。なお、植木剪定材の搬入量と市民堆肥出荷量は表6-6のとおりです。

表 6-6 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受入量	11,120	11,200	11,065	11,177	11,439	11,226
堆肥出荷量	2,432	2,103	2,112	2,110	1,922	1,663

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化

＜環境センター＞笛田リサイクルセンター担当

資源循環型社会を形成するため、平成9年度から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

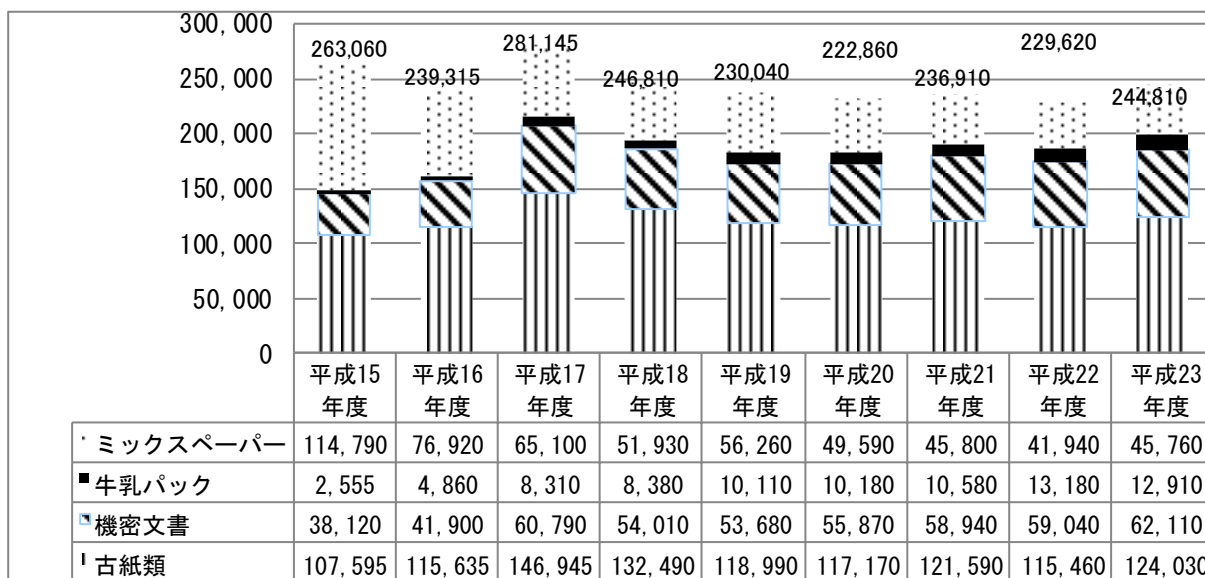
●オフィス紙ごみの分別収集

＜環境政策課＞

平成3年度から本庁舎で排出される新聞、雑誌、事務用紙等について分別回収を行い、さらに平成7年度からは、シュレッダーごみ、あるいは金属付着の紙、カーボン紙なども回収し、より一層の減量化・資源化を図っています。

また、平成8年7月からは、市の全ての施設で定期的に回収を実施し、燃やすごみとの分別をさらに徹底しました。本庁舎及び本庁舎以外の施設における紙類回収量の実績はグラフ6-1のとおりです。

グラフ 6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移 (単位：kg)



●不用品登録制度

＜市民相談課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和54年2月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成20年度からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表6-7のとおりです。

表 6-7 不用品登録制度利用状況 単位：件

年度	登録件数			成立件数		
	譲ります	譲ってください	計	譲ります	譲ってください	計
平成19年度	514	100	614	204	17	221
平成20年度	557	173	730	255	10	265
平成21年度	535	207	742	299	14	313
平成22年度	1,038	169	1,207	614	34	648
平成23年度	926	340	1,266	566	107	673

●「図書リサイクル」の実施

＜中央図書館＞

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し、廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-8 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計
図書館不要本	26,532	10,094	19,763	21,832	78,221
無料配布した本	20,492	5,103	6,658	15,556	47,809

●不用品家具や古着などのリサイクル

＜市民・事業者＞

「特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。平成23年度に開催したマーケット等の実績は表6-9のとおりでした。

表 6-9 リサイクルマーケット等の開催状況

	実施日	実施内容	来場者数
リサイクルマーケット こどもリサイクルマーケット	平成23年5月22日、 7月24日、9月25日、 11月27日	出店数 合計175	合計 1,760人
古着・古本 リサイクル市	平成24年3月25日	古着 寄付数 1,778kg 引取数 1,222kg 古本 寄付数 3,832kg 引取数 1,809kg	合計 450人

(2) 再生資源利用製品・材料の選択促進

●グリーン購入（再掲）

＜環境政策課＞

16ページ第1章 地球環境の保全、1地球環境、(2)地球温暖化対策の推進の●グリーン購入を参照。

2 水の循環利用（目標の項目⑬）

目標：上水の節水のため一度利用した水や雨水の有効利用に取り組むとともに、雨水の地下浸透をすすめます。

◆目標達成するための指標

上水使用量 (m ³ /人・年)	平成27年度 (2015年度) に 平成16年度 (2004年度) に比べ5%削減
雨水貯留槽購入費補助件数	平成27年度 (2015年度) に延べ380件
浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数	平成27年度 (2015年度) に延べ140件

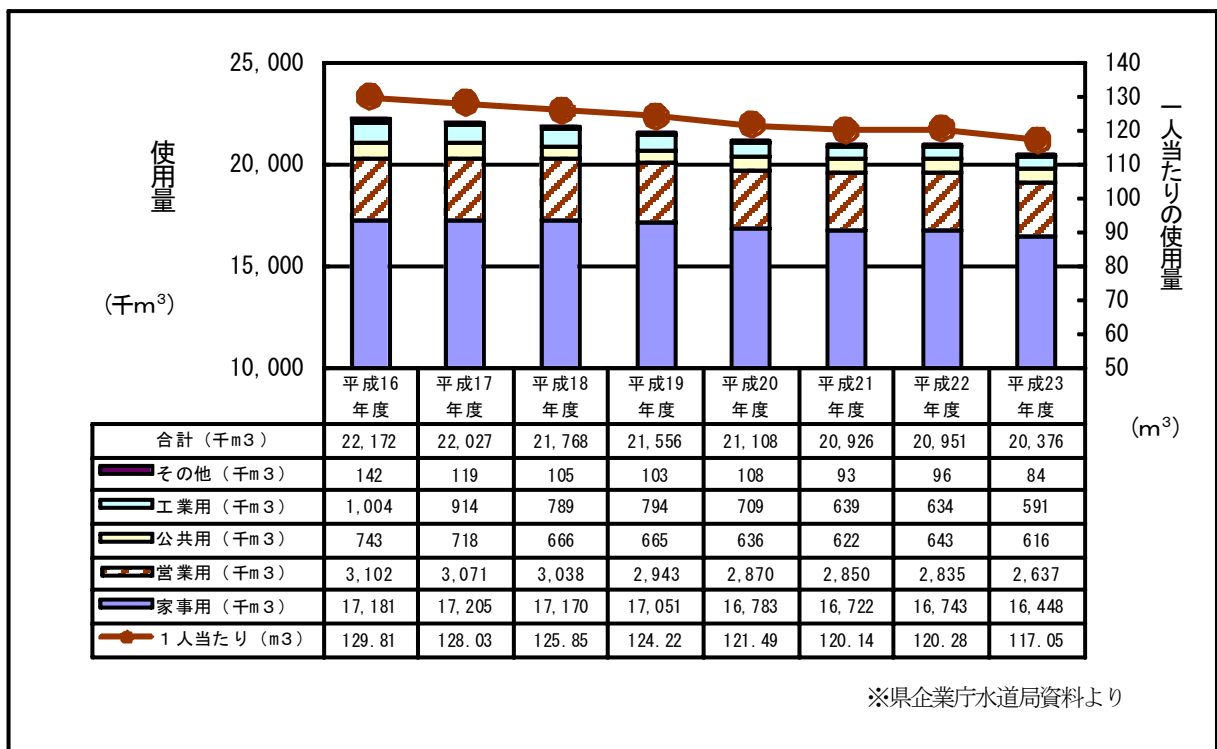
水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

特に災害時に避難場所となる施設や普及啓発効果の高い公共施設については、新築・改修時に雨水利用システムの導入を図っています。

平成23年度の1人当たりの上水使用量は、グラフ6-2のとおり基準年の平成16年度 (2004年度) と比べ12.76m³、約9.8%の減少となっています。

平成23年度末、雨水貯留槽購入費補助件数は累計301件、浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数は累計129件です。

グラフ 6-2 上水使用量の推移



(1) 上水の節水の推進

雨水貯留槽などの雨水利用設備の導入により、植木の散水などの雑用水として有効に利用することは、節水を行う上でも重要です。

鎌倉市では、雨水利用を積極的に進めるため、次のとおり助成制度を実施しています。

●浄化槽雨水貯留施設の設置

〈下水道河川課〉

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は、表6-10のとおりです。

表 6-10 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数

単位：件

補助金限度額	平成9～17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計
40,000円	119	6	1	2	1	0	0	129

●雨水貯留槽の設置

〈環境政策課〉

雨水貯留槽は、屋根に降った雨水を貯めて、庭の散水などに利用し、雨水浸透施設は、雨水を地下に浸透させ、地下水などの水資源を作り出す施設です。

鎌倉市雨水貯留浸透施設の設置に係る補助金交付制度を平成9年1月に創設して、雨水貯留槽及び雨水浸透施設の2つの施設に補助金を交付していました。しかしながら、平成14年度に18件、平成15年度に16件しか交付することができませんでした。このことを踏まえて、平成16年3月に制度の見直しを行い、平成16年度からは、補助対象を雨水貯留槽のみとし、それまで容量によって2段階（100%以上200%未満：補助金限度額25,000円及び200%以上：補助金限度額30,000円）に分けていましたが、100%以上600%までの地上据置型に一本化しました。また、標準工事費を廃止し雨水貯留槽本体購入価格の2分の1か2万円のうちどちらか少ない額を補助額としました。

さらに、1家屋につき2個までとしていたものも、1家屋1個を補助対象にしました。

雨水浸透施設の補助金交付件数は、表6-11、雨水貯留槽の補助金交付件数は表6-12のとおりです。

また、平成23年度末現在、雨水貯留槽購入費補助件数は累計298件です。

表 6-11 雨水浸透施設補助金交付件数

浸透ますの種類	補助金限度額	平成9～15年度累計(件)
コンクリート製	20,000円	14
合成樹脂製	10,000円	19
合計		33

表 6-12 雨水貯留槽補助金交付件数

単位：件

平成9～17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計
106	11	32	31	37	27	54	298

●市施設における雨水の利用

〈環境政策課〉

鎌倉市では表6-13のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表 6-13 市施設の雨水利用状況

	原 水	供給能力 (m ³)	利用用途
笛田リサイクルセンター	雨水	69	トイレ・散水
中央公園管理事務所棟	雨水	51	トイレ
諏訪ヶ谷住宅集会所	雨水	22	トイレ
市役所本庁舎	雨水	5	散水
台在宅福祉サービスセンター	雨水・地下水	202	トイレ・消火水槽
玉縄交流センター	雨水	15	トイレ
腰越行政センター	雨水	100	トイレ
合 計		464	

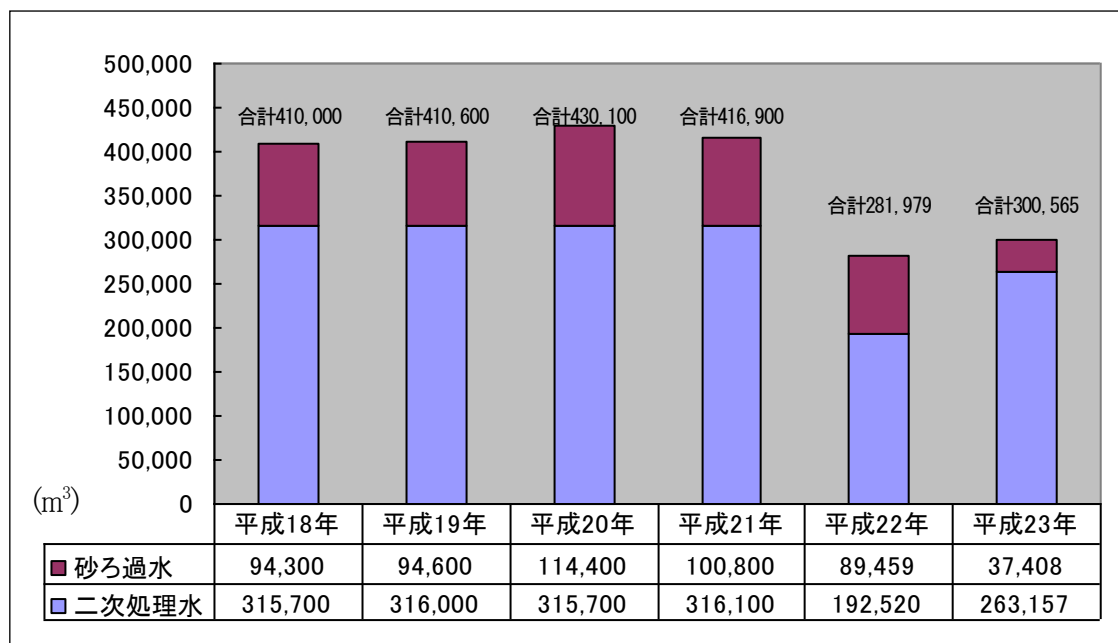
●市施設における水の再利用

〈浄化センター〉

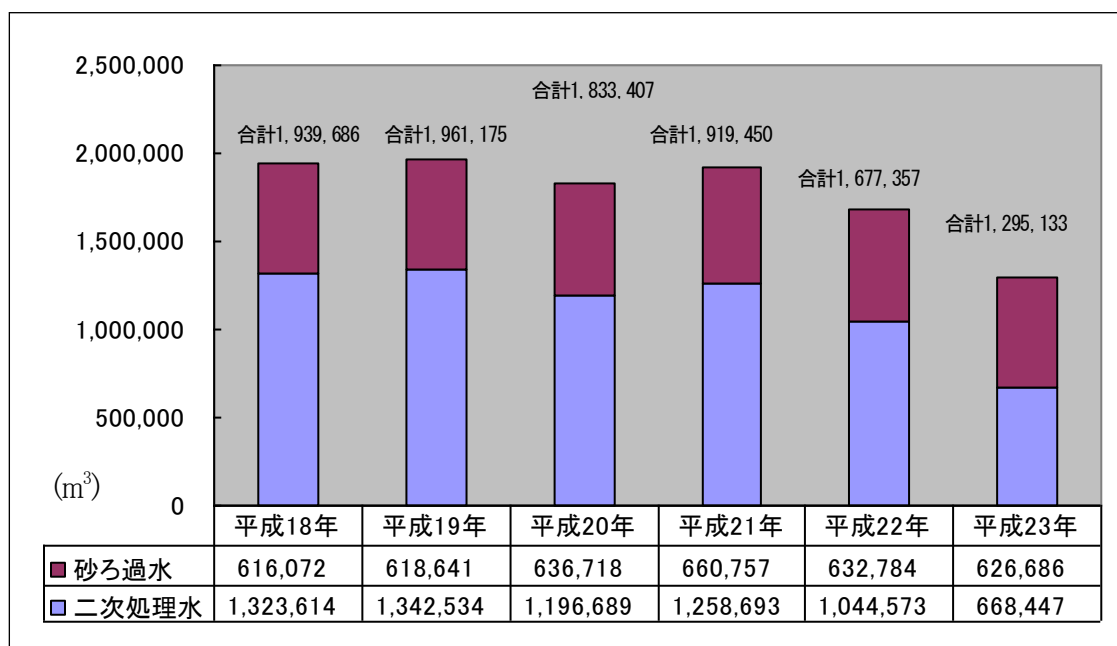
七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ6-3及びグラフ6-4のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機ろ布洗浄水、雑用水等として利用しています。

さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水や池の修景用水として砂ろ過水を利用して

グラフ 6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-4 山崎浄化センター処理水の再利用



(2) 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになってきました。

3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：家庭や事業所における省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入を促進します。

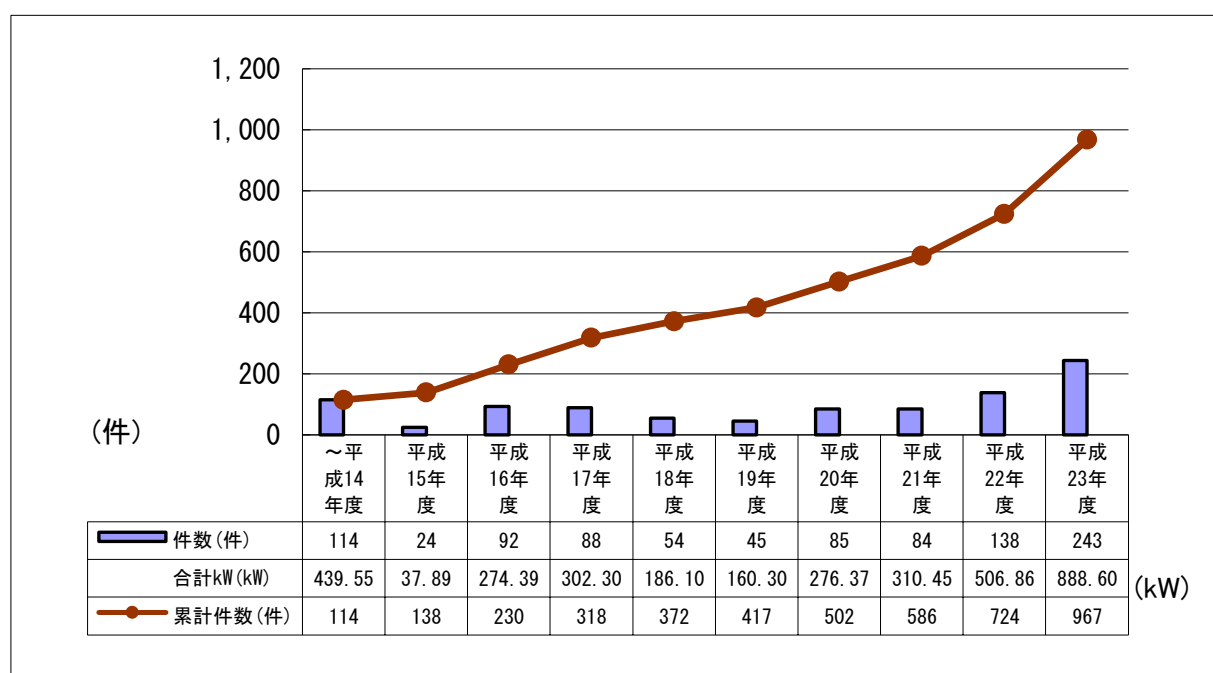
◆目標達成するための指標

太陽光発電システム設置件数	平成27年度（2015年度）までに約4,000件
環境マネジメントシステム等導入事業所数	平成27年度（2015年度）に270事業所

鎌倉市における平成23年度末の太陽光発電システム設置件数（累計）は、967件でその設備容量（累計）は約3,383kWです。引き続き節電や再生可能エネルギー等への転換に努めていく必要があります。

環境マネジメントシステム導入事業所数は延べ98事業所です。（ISO14001取得事業所を含む）

グラフ 6-5 太陽光発電システム設置件数の推移



東京電力(株)藤沢支社資料より推計（参考値）

(1) 事業所における省エネルギーの推進

石油危機を契機として経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械・器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため、昭和54年にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」)が制定され、平成10年5月には温室効果ガス排出量削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、一部改正され、平成18年4月1日に施行されました。

さらに、平成20年5月の改正により大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられ、いままで工場や事業所単位だったエネルギー管理が企業単位になりました。それに対応すべく、本市において庁内に省エネルギー検討会を設置し省エネルギーの取組に向けた庁内体制を整備しました。

平成22年度に省エネ法に基づき関東経済産業局から特定事業者として鎌倉市役所、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場として浄化センターが指定され、使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書を提出しました。

鎌倉市役所全体のエネルギー使用量の把握や、平成22年度から平成26年度の5年間で約5%以上（年平均1%以上）のエネルギー消費原単位の低減に努めます。

●市施設における省エネルギーの取組

＜管財課＞＜環境政策課＞

市役所では、平成7年から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成16年2月に「かまくらエコアクション21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。本庁舎の電気・ガス使用量は表6-14のとおり、基準年（平成15年度）に比べ平成23年度は、電気使用量が23.4%削減、水道使用量13.2%削減しています。ガス使用量の増加は、平成17年度の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したためです。

その他、市役所としてはマイカー通勤から公共交通機関への切り替え、アイドリングストップ運動、ノーカーデー、低公害車の導入など、燃料の節約による省エネルギーの取組も行っています。

表 6-14 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1㎡当たり)

年 度 \ 項 目	電気(kWh/㎡)	ガス(m ³ /㎡)	水道(m ³ /㎡)
平成15年度	110.6 (100.0)	1.46	1.44(100.0)
平成16年度	115.1 (104.1)	1.33	1.34 (93.1)
平成17年度	120.6 (109.0)	3.46	1.34 (93.1)
平成18年度	109.4 (98.9)	*7.48 (100.0)	1.40 (97.2)
平成19年度	113.3 (102.4)	*6.90 (92.2)	1.34 (93.1)
平成20年度	113.7 (102.8)	*6.75 (90.2)	1.19 (82.6)
平成21年度	113.7 (102.8)	*6.57 (87.8)	1.26 (87.5)
平成22年度	115.2 (104.2)	*6.28 (84.0)	1.31 (91.0)
平成23年度	84.7 (76.6)	*5.26 (70.3)	1.25 (86.8)

()内は平成15年度を100とした指数

* 平成17年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年として、指数100とします。

●省エネルギー等の利用促進

＜建築住宅課＞

鎌倉市では、新設・改修工事において、LED照明器具の使用、廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯及び、節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用等、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品を積極的に採用しています。

(2) 家庭における省エネルギーの推進

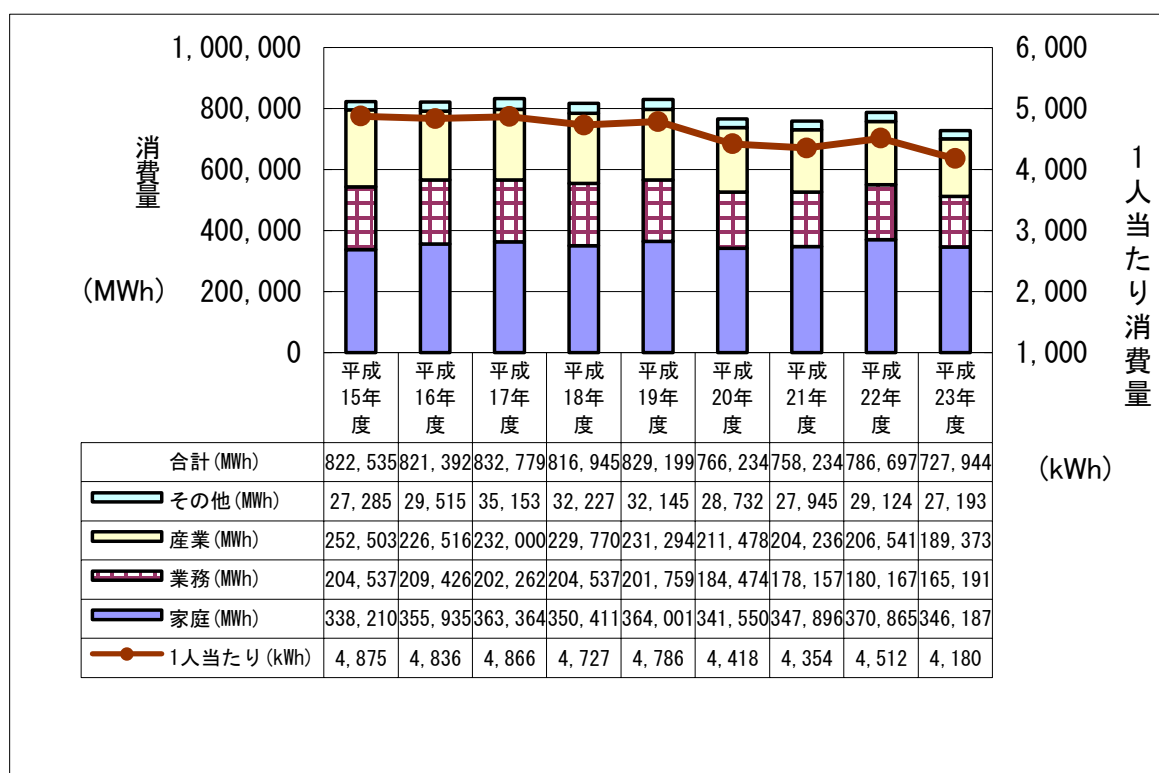
●省エネルギーの普及啓発

<市民・事業者><環境政策課>

鎌倉市では「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を平成20年3月に策定、平成23年3月に改訂をし、同計画を推進するため市民、事業者、環境保全団体の各主体で構成された「かまくら環境保全推進会議」のエコライフ認識プロジェクトにおいて省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、緑のカーテン設置による省エネ対策のために緑のカーテン栽培講座を開催し、ゴーヤ苗の無料配布や、映画会、イベント、パネル展示、環境学習等、広報紙やホームページなどによる情報提供による普及啓発を行いました。

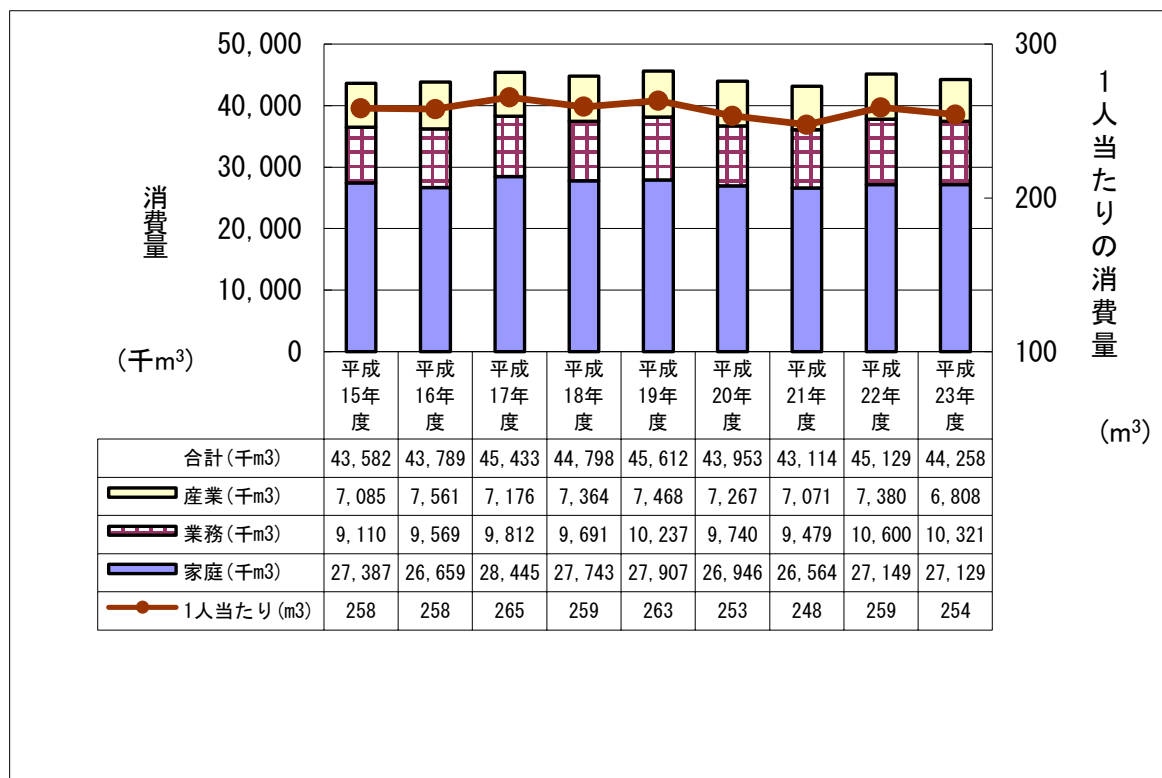
鎌倉市域における用途別の電力・ガス消費量の推移はグラフ6-6及びグラフ6-7のとおりです。

グラフ 6-6 用途別年間電力消費量の推移



東京電力(株)藤沢支社資料より推計 (参考値)

グラフ 6-7 用途別年間ガス消費量の推移



東京ガス(株)神奈川西支店資料より

(3) 再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギー等とは、太陽、風力、バイオマス、水力、地熱、海洋資源などから生成される「再生可能エネルギー」のうち、その普及のために支援を必要とするものを指します。地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出抑制のため、「省エネルギー」対策と平行して「再生可能エネルギー等」の導入を進めていくことも重要です。

長期的な視点で見た場合、再生可能エネルギー等の導入による環境負荷の低減が期待されますが、他のエネルギーと比較してコストが高く、しかも太陽、風力などは自然条件に左右されます。今後、導入や利用等を促進させるため、技術開発や普及のための取組が進められています。

●住宅用太陽光発電システム設置費の補助

〈環境政策課〉

平成21年度から、地球温暖化の防止に向けて、再生可能エネルギー等の有効利用を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方へ、設置費用の一部を補助する制度を設けています。平成23年度は、市内の住宅用太陽光発電システム設置する世帯105件に補助しました。

表6-15 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数 (件)	62	43	105

●市施設における再生可能エネルギー等の導入

〈環境政策課〉

市の施設では、表6-16及び表6-17、表6-18のとおり、廃棄物エネルギーや新設の施設を中心に太陽光・熱を有効利用するための設備を導入しています。

表 6-16 廃棄物エネルギー導入施設

施設名	設備	導入時期
名越クリーンセンター	施設内給湯	昭和58年2月

表 6-17 再生可能エネルギー等（太陽光発電）導入施設

施設名	発電容量	平成23年度の 発電量	設備	導入時期
山崎中央公園	18W	—	外灯 1基	平成8年1月
市営諏訪ガ谷ハイツ	90W	—	外灯 5基	平成8年1月
玉縄小学校	20kW	20,783kWh	校内照明	平成8年3月
笛田リサイクルセンター	4kW	4,467kWh	系統照明	平成9年2月
たまなわ交流センター	9kW	7,088kWh	館内電力	平成10年5月
深沢中学校	10kW	11,563kWh	校内電力	平成22年3月
防災備蓄倉庫	約60W	—	倉庫内換気・照明	平成22年1月
第二中学校	3.3kW	—	校内電力	平成23年2月

表 6-18 再生可能エネルギー等（太陽熱）導入施設

施設名	設備	導入時期
今泉さわやかセンター	太陽熱利用（給湯）	昭和62年3月
大船保育園	太陽熱利用（給湯）	平成8年11月
笛田リサイクルセンター	太陽熱利用（給湯・暖房）	平成9年2月
たまなわ交流センター	太陽熱利用（給湯）	平成10年5月
御成小学校	太陽熱利用（暖房）	平成10年3月
腰越行政センター	太陽熱利用（暖房）	平成11年2月

●「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」の整備

〈環境施設課〉

市では平成20年11月に市民、事業者にごみを分別していただき資源化する施設として山崎浄化センター用地内に下水汚泥とごみ等を混合してメタン発酵し、エネルギーを回収する「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」を整備することを決定しましたが、平成23年1月20日に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設を整備しないで、ごみを減量・資源化する方策を決定しました。

平成23年6月13日に新たな方針変更による環境基本計画（中間見直し）が行政方針となったため、バイオマスエネルギー回収施設の整備に代わってごみ減量施策を推進することとなりました。メタン発酵のバイオマス施設や堆肥化施設等について、引き続き情報収集や研究を進めます。

第7章 環境教育の推進

1 環境教育（目標の項目⑮）

目標：環境保全の重要性を認識し、自ら意欲的に行動し、活動の場を広げていけるよう、体系的な環境教育を推進します。

◆目標達成するための指標

環境教育推進計画の運用

環境教育アドバイザー等派遣人数

平成27年度までに延べ1,700人

持続可能な社会を構築していくためには、すべての人が様々な場所で環境保全に向けた実効性のある取組を実践することが必要であり、このためにはすべての人を対象とした環境教育の充実が不可欠であることから、平成15年に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）が制定され、平成23年には協働取組の推進等を盛り込み、題名を、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律として改正されました。

自然的環境と歴史的環境に恵まれた本市では、環境に対する市民の意識が高く、幅広い分野で市民による自発的な環境保全活動が行われています。

今後は、地域の身近な環境に関する環境教育を推進するとともに、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働や、地球温暖化問題など地球環境を視野に入れた環境教育について、なお一層充実させることが必要です。

本市では、平成19年12月に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し、学校等へ環境に関する専門的な知識を有する環境教育アドバイザーを派遣するなど、環境に関する講習会を実施し環境教育の推進を図っています。

平成23年度末、環境アドバイザー等の派遣人数は延べ942人です。

（1）環境教育をする場、素材の整備

●環境教育素材の作成

〈環境政策課〉

ガスと電気の二酸化炭素排出量を前年と比較し、省エネ・光熱費削減にチャレンジする「鎌倉市チャレンジ環境家計簿」を作成し、イベントなどで配布、環境政策課窓口にて配架して地球温暖化対策の普及啓発を図っています。

●生涯学習ガイドブック

〈教育総務課〉

毎年発行している「生涯学習ガイドブック」には、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、どんなことでも学べるように、講座・催し物、自主学習グループ・サークル、生涯学習指導者などの情報が掲載されています。また、この生涯学習ガイドブックでは、自然や環境の分野にかかわりのある講座・催し物・グループ等の情報についても紹介しています。

●教育資料の刊行

＜教育センター＞

学校における副読本など、環境分野の教材の充実に努めています。小学校3・4年生社会科学習用副読本「かまくら」や中学校社会科学習用副読本「私たちの鎌倉」、中学校理科学習用副読本「鎌倉の自然」において、市の環境政策の概要や市内に生息する動植物・地質などについて紹介しています。また、環境教育研究会では平成13年3月に総合的な学習の時間などで活用できる「かまくら環境教育ハンドブック」を作成しました。現在、様々な場面で活用されています。

●子ども酸性雨調査

＜環境保全課＞

子どもたちが調査を通じて大気環境の実態を学習し、大気保全の重要性を理解することを目指し、市内の小中学校等を対象に酸性雨調査を平成9年度から毎年実施しています。平成23年度は、23の小中学校等、778名が参加しました。

調査の結果、酸性雨のpHはここ数年横ばいの状況が続いています。児童・生徒たちからは、「酸性雨で色々な影響があるとは知らなかった」「酸性雨にならない生活を心がけたいと思った」「鎌倉の自然は立派な文化財なので、みんなでもっと守る努力をしなければいけないと思った」などの感想が寄せられました。

酸性雨調査結果はパンフレットにまとめ、調査に参加していただいた生徒へ配布するなど環境学習の資料として使用しています。

表 7-1 子ども酸性雨調査参加者数とpH平均値

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数(人)	995	694	868	828	778
pH全校平均値	5.3	5.3	5.4	5.5	5.4



写真 7-1 酸性雨パンフレット

(2) 啓発の推進、環境教育の実践

●広報かまくら

<秘書広報課>

市の情報提供媒体として、原則毎月2回発行している広報紙「広報かまくら」があります。平成23年度中の主な環境関連情報記事として、環境づくりの施策などを見直し、太陽光発電設置費を一部補助、クリーンアップ鎌倉開催、地域に大型生ごみ処理機の設置呼びかけ、緑のカーテン栽培講座、節電の呼びかけ、チャレンジ環境家計簿、清掃施設の理化学検査結果、光化学スモッグの啓発、ごみ処理基本計画の改定、生ごみ処理機展示説明会、エコワットのモニター募集、環境調査の結果、節電アイデア・実践例を募集、節電に協力依頼、クリーンセンター基幹的整備改良工事に伴う生活環境影響調査縦覧、グリーン購入市役所の実績、かまくらエコアクション21報告書発行、こちら環境通信局（連載）などを掲載しました。

●鎌倉ごみ減量通信

<資源循環課>

鎌倉市のごみ減量・資源化施策の紹介する鎌倉ごみ減量通信を、年2回の通常号、また、年1回特集号を発行しました。

●鎌倉ケーブルテレビ

<秘書広報課>

鎌倉ケーブルテレビの「鎌倉市からのお知らせ」の中で、市の環境政策などの様々な情報について紹介しています。この鎌倉市からのお知らせの放映は、毎月1日～10日、11日～20日、21日～その月の末日の各約10日を1サイクルとして1日4回、週28回です。

●かまくらFM

<秘書広報課>

かまくらFMの市政情報番組「かまくらじお」でも、市の環境政策などの様々な情報について放送しています。放送は月曜日～金曜日は1日6回、土・日曜日は1日2回です。

●市ホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)

<秘書広報課>

インターネットを活用し、環境関連など様々な情報を発信しています。従来、紙媒体で提供していた情報から電子情報への切り替えによる紙資源の節減などを通じて循環型社会の形成に役立っています。

また、生活環境のページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/index.html>) では、「鎌倉市の環境政策」、「かまくら環境白書」、「環境調査データ集」などのデータのほか、その時々々の環境トピックスも掲載しています。

なお、ごみ・リサイクルのページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/gomi/index.html>) でも、「資源物とごみの分け方・出し方」などを掲載し、循環型社会の形成に向けて情報を公開しています。

●環境に関する図書館資料の充実

<中央図書館>

鎌倉市立図書館には、環境をテーマとした資料が2,804点(図書2,576点、雑誌196点、AV資料32点)(平成24年4月現在)あり、市民の環境学習を支援しています。

●学校における環境教育の取組

<教育指導課・環境政策課>

身近な自然環境や生活環境等に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身に付けたりするという、いわゆる「生きる力」の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市内小・中学校において、総合的な学習の時間での環境教育・学習の充実を図っています。また、私立学校、公立高等学校においても環境教育の推進を図っています。

表 7-2 公立小・中学校における環境教育の取組

学 校 名	内 容	学 年
第一小学校	ビオトープで活動しよう	全学年
	海とのふれあい	1～5年
	野山を歩こう	1～5年
	鎌倉を調べよう	3・6年
第二小学校	環境学習（分別収集と救援活動）	1～6年
	身近な地域（川探検）	3・4年
御成小学校	生物の飼育	3年
	季節の野菜や草花の栽培について	全学年
	田んぼ作り・米作り	5年
	リサイクル 生ゴミを土にしよう	4年
稲村ヶ崎小学校	稲・野菜の栽培	全学年
	生物の飼育(田んぼの生きもの)	1・2年
	牛乳パックリサイクル、ごみの分別	全学年
	海岸清掃	6年
	校庭清掃	3年
七里ガ浜小学校	生物の飼育、稲・植物の栽培と収穫	全学年
	海を調べよう 環境を考える	4・5年
	広町の自然と触れ合う	1～4年
腰越小学校	稲・野菜の栽培	1・2・5年
	海に学ぶ（ワカメの種付けと収穫） （タイの稚魚の放流）	5年 2～6年希望者
	学校の木について	2年
	緑のカーテン	3年
	神部川の調査	4年

学 校 名	内 容	学 年
	広町の生き物調べ	4年
	地産地消を考える	4年
	ヨモギ団子づくり	5年
	エコクッキング	5・6年
深沢小学校	稲・野菜・草花の栽培と収穫	1～5年
	環境学習（酸性雨について）	4・5年
	環境学習（ペットボトルのリサイクル）	6年
	生物の観察・飼育	1・2・3・5年
	緑のカーテン	5年
小坂小学校	稲作り体験	5年
	野菜の栽培・収穫	1・2・3・4年
	エコキャップ活動	4年
	牛乳パックで紙すき、玉ねぎの皮を染料にTシャツを染める	4年
玉縄小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	生き物の観察とふれあい	1・2・5年
山崎小学校	地域の自然観察・調査	4・5・6年
	稲・野菜の栽培	全学年
	生物の飼育	3・5年
	谷戸の学習	全学年
西鎌倉小学校	稲・野菜・花の栽培	1・2・5年
	食について理解する活動	全学年
	生物の飼育や観察	全学年
	環境学習（地域探検活動）	2・3・4年
	学校の身の回りでできるエコ活動	全学年
	酸性雨の調査	4年
今泉小学校	土作りや草花、野菜の栽培	全学年
	生物の観察や育成	1～3年
	地域探索	2～5年
	牛乳パックリサイクル活動	全学年
富士塚小学校	牛乳パックリサイクル活動	全学年

学 校 名	内 容	学 年
	環境学習（酸性雨、水の調査）	5年
	鎌倉の自然を調べる	全学年
	エコキャップ活動	全学年
関谷小学校	稲・野菜・草花の栽培	全学年
	関谷川の調査	6年
大船小学校	稲・野菜・花の栽培 苗木作り	全学年
	環境学習（ごみ・上下水道について）	4年
植木小学校	稲・野菜の栽培	全学年
	ごみの分別収集の学習 牛乳パックリサイクル	全学年
	学校花壇	全学年
第一中学校	環境学習（修学旅行で自然や環境保全の必要性について）	3年
	地域学習（自然や環境の保全、磯の観察）	1年
	和賀江島の清掃	3年
	内藤家の墓清掃	サッカー部
第二中学校	作物の栽培（畑づくり）	1年
御成中学校	自然体験プログラム（谷戸の草刈り、湿地復元作業）	1年
	さつまいも栽培、学校林の手入れ、中央公園での体験学習	1年
	環境学習（節電レポートの作成）	2年
	自治体の環境への取組 緑地保全	3年
	緑のカーテン	特別支援学級
腰越中学校	作物の栽培・収穫	1年
	自然体験学習（環境比較）	2・3年
	酸性雨調査	社会科研究部
深沢中学校	校地緑化活動	全学年
	中央公園 下草刈り	3年
手広中学校	環境問題学習	1年
	地域清掃活動	全学年
	学校緑化・緑のボランティア	全学年

学 校 名	内 容	学 年
大船中学校	地域学習(環境についての調査活動)	1年
玉縄中学校	環境をテーマとした緑地保全、谷戸の環境観察、リサイクル・リユース学習	1・3年
	植栽の剪定	1・2年
	酸性雨の調査	3年
	コンポストの使用	全学年
岩瀬中学校	地域の自然環境をテーマとした調べ学習	1・2・3年
	自然学習(里山の保全活動)	3年

私立学校における環境教育の取組

学 校 名	鎌倉学園中学校高等学校	代表者	竹内 博之
<p>取組状況</p> <p>本校ではゴミの分別を生徒にしっかりと実施してもらうために、ホームルームの時間を使ってゴミ関係の話をしています。また、理科や国語の時間に授業と関連づけて地球の温暖化、環境破壊といった内容の教育ビデオを見せて生徒たちが環境問題に関心を持つことも行っています。体験学習としては中学1年生と2年生で6月の海開き前に材木座と由比ヶ浜の海岸清掃を実施しています。また、中学生では年に数回クラス単位で、道徳教育も兼ねて北鎌倉から本校までの通学路の清掃を実施しています。生徒たちにいかに多くのゴミが捨てられているかを知ってもらうとともに、自分たちはゴミを捨てないという意識を持ってもらおうと思っています。そのほか、環境問題に関心を持ってもらうために中学生に夏休みの宿題として美化に関するポスターの作成を課します。高校生ではインターアクト同好会が、ボランティア活動の一環として鎌倉の通学路や海岸の清掃、さらに標識を磨くことなどを行っています。</p>			
			

学 校 名	北鎌倉女子学園	代表者	又木 正登
<p>取組状況</p> <p>鎌倉三大緑地のひとつである台峯緑地に囲まれ、自然に恵まれた本校では、中学1年生を中心として、その豊かな自然を利用して環境教育を行っています。まず、中学1年生時に学習する理科2分野の「身近な植物の観察」を学校周辺野外にて行います。近頃の子どもたちにとっては珍しい様々な「雑草」を観察することができます。また夏には野辺山合宿を行い、登山を通して北鎌倉とは大きく異なった自然に接しています。そして学年末には「北鎌倉の景観を後世に伝える基金」のボランティアの方々に講師をお願いして、北鎌倉山歩きを行います。耕地から自然に戻った様子を実際に見ることができます。こうして一年を通して自然本来の姿を理解し、人間と自然の共存を学ぶ機会としています。他に中学3年生が水質調査（COD）を学校周辺の野外、小袋谷川にて行います。また科学部では、環境保全課で主催している酸性雨調査に毎年参加しています。高校3年生が学園内の芝地の植生調査を行っています。</p>			
			

学 校 名	鎌倉女学院中・高等学校	代表者	錦 昭江
<p>取組状況</p> <p>中1</p> <p>「富士五湖周辺自然観察」で、2泊3日で次のような研修を行い、環境学の基礎として、自然に関心を持ってもらいました。</p> <p>第1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士湧水の里水族館にてワークシートを用いた淡水魚の観察 ・ インストラクターの解説を聞きながら、青木ヶ原樹海ウォーク <p>第2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトルを使って山中湖の生物を採集 ・ 山中湖畔に落ちている釣り糸の回収 ・ 山中湖をきれいにするための方法について話し合い、班ごとに発表 <p>第3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県環境科学研究所及び生物多様性センターの見学 <p>中3</p> <p>「環境」という授業を1年間行い、環境問題について班ごとに調べ、次のようなテーマで発表してもらいました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミとリサイクル ・ エネルギー問題 ・ 地球温暖化 等 <p>高2</p> <p>4泊5日の「フィールドワーク沖縄研修」で、事前のリサーチや事後のレポート提出を通して、沖縄の自然や環境問題について学びました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前リサーチでは、授業や書籍、インターネットで沖縄の環境問題について学びました。 ・ 4泊5日の研修ではマングローブの観察や海洋生物の観察を通して沖縄の自然を体験的に学びました。 ・ 事後のレポートでは、さんご礁の被害など海洋生物の問題について報告しました。 <p>高3</p> <p>英会話の授業の中で、4技能を使いながら、リサーチ、ディベート、プレゼンテーションを通して世界の環境問題に関するプロジェクトに取り組みました。</p> <p>中学生</p> <p>次の「土曜講座」で自然観察の仕方を学びました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ビーチコーミング」では、材木座海岸の漂流物を観察 ・ 「バードウォッチング」では、鎌倉八幡宮周辺の鳥の観察 			

公立高等学校における環境教育の取組

学 校 名	神奈川県立大船高等学校	代表者	校長 古川 美智夫
<p>取組状況</p> <p>創立30年目の大船高等学校は、緑豊かな野鳥の声の響く高野台にあり、目の前に朝焼け・夕焼けに染まる富士山を堪能できる、本当に環境のよい学校です。そんな本校における環境教育に関する様々な取り組みの中から、昨年に引き続き3点を紹介します。</p> <p>○ 新聞委員会における環境に関する連載「緑特集」は32回目をむかえ、ますますパワーアップしました！</p> <p>今年も高等学校文化連盟全国大会に参加する大船高等学校新聞委員会は、ずっと以前から環境に関する記事を掲載し続けており、昨年10月14日号で「緑特集」は32回目となりました。</p> <p>第102号(緑特集32弾)「鎌倉の緑を守る人々」では、数年前に鶴岡八幡宮の樹齢千年の大銀杏が突風で倒れた後、枝一步に至るまで保存し再生に尽力する関係者の皆さんのことを取材しています。</p> <p>また、鎌倉市役所景観部みどり課の職員の方々に取材し、緑地の保全に取り組むための施策や活動を紹介しています。鎌倉市において緑を守るために27億円の税金が使われていることについて、鋭い記者の眼をむけたコラムを書いています。さらに、北鎌倉駅から本校へ向かう通学路にある洞門山を守りぬいた人々の努力に敬意を表する数年越しの取材も行っています。</p> <p>このように、最低でも年1回は環境に関する特集記事を書いている新聞委員会の活動は、大船高校生が環境問題に関する意識を高めることに一役かっています。</p> <p>○ ゴミの分別とエコキャップ運動に生徒が今年も取り組んでいます！</p> <p>大船高校生徒会組織の一つである美化委員会は、校内のゴミの分別の徹底や自動販売機の容器回収はもとより、「エコキャップ運動」を熱心にすすめています。平成23年4月28日には24,000個(60キログラム)のエコキャップを回収しNPO法人に寄付しました。今までの累計数は60,800個で、これまでに479キログラムのCO2の削減に協力し、76人分のポリオワクチンを寄付できたこととなります。今年もその活動を地道に行っています。</p> <p>○ 家庭科における環境に関する課題解決授業を紹介します！</p> <p>1年次には夏休みに全生徒が自らの生活の中に課題を見つけ、解決に取り組む「ホームプロジェクト」を行っています。「環境家計簿で省エネチェック」「死蔵被服の復活大作戦」「環境に優しい食生活～エコ・クッキング」「節電の工夫と電気に頼らない生活」「ゴーヤで夏を涼しく健康に」「環境を守る第一歩、できることから始めよう」など、昨年度も労作が出され、お互いに発表しあうことで知識や体験を共有し、環境問題への意識を高めあうことができました。</p>			

学 校 名	神奈川県立鎌倉高等学校	代表者	校長 柏木 隆良
取組状況			
1) 国語			
国語総合の授業などで環境問題に関連した項目について随時取り組んだ。			
2) 社会			
現代社会			
○地球環境問題			
①地球環境問題の現状と相互関係・・・地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化			
②環境問題への国際的な取り組み・・・人間環境宣言、持続可能な開発、地球温暖化防止京都議会議			
③次世代に繋げたい環境・・・ラムサール条約、世界遺産条約、ナショナルトラスト運動など			
④身近な問題から世界環境問題について現状を理解させ、先進国や途上国の主張の違いを踏まえながら環境に対する世界的取組や自分たちにできることを考えた。			
○資源・エネルギー問題			
①限りある資源・・・エネルギー資源の利用			
②新エネルギー・・・「環境にやさしい」クリーンエネルギー			
③循環型社会に向けて・・・3R→5R環境型社会形成推進基本法、個別リサイクル法など			
政治・経済<日本国憲法の基本原理「基本的人権の保障」>			
①新しい人権・・・環境について訴訟問題の判例を取りあげ考察した。			
<現代社会の仕組み>			
①企業の活動・・・現代の企業がISO14001の取得や環境にも配慮していることを学ばせた。			
②企業の社会的責任・・・CSRとして環境保護活動や環境配慮型商品の生産をしていること具体例をあげ理解した。			
<市場経済の機能と限界>			
①市場の失敗・・・公害が外部不経済の典型であることを理解させ、社会的費用をどのように負担すべきかを考察させた。			
3) 理科			
生物ⅠⅡ<生態系の保全>			
①授業の中で「環境問題」に関するビデオを見て、各自の考えをまとめ関心を高めた。			
化学Ⅰ<酸・塩基>			
①酸性雨についての説明や身近な物質のpHの例を挙げて、酸性雨の環境への影響について学んだ。			
4) 英語			
環境に関連した教材から環境問題を身近な問題として捉えました。			
英語Ⅰ<Legendary Speech in Rio>			
セヴェン・スズキが地球環境のためにリオデジャネイロの「地球環境サミット」で行ったスピーチを通して、地球温暖化や持続可能な開発、生物多様性の重要性について認識を深め、我々が日常生活の中でできる活動や一人ひとりの意識変革や勇気が、問題解決に通じることを生徒に考えさせる機会とした。			
英語Ⅱ<Mars-The Only Way Out?->			
①火星の自然環境を知り、その地球との類似点を学び、人間が住む環境として適切かどうか等、「人間と環境の関わり」を学んだ。			
②火星を『地球化』する計画を取り上げ、地球温暖化のメカニズム、人間の住む環境条件を考えた。			

5) 保健・体育

環境と健康＜地球を守るための私たちができる具体的な対策＞

- ①光化学大気汚染の発生するメカニズム・人体への影響
 - ・運動時、外出時の対策
 - ②水質汚濁（食物連鎖と生物濃縮）ビデオ学習
 - ・生活の水質は？ 地域の生活排水は？
 - ③土壌汚染の人間への影響を調査学習し、レポートにまとめ発表した。
 - ④産業廃棄物処理の流れと神奈川県の実態
- ※地球保健保全貢献度チェックを行い、環境保全について考えた。

6) 家庭科（家庭科基礎）

- ①資源を生かす
自分たちの生活が環境に及ぼす影響を考え自覚させ、自然に負荷を与えず家庭生活を営めるよう、衣生活の被服実習において「マイクロファイバークリーナー」を制作し、繰り返し使うことにより資源の無駄を省き、環境に負荷を与える洗剤を使用せず家庭環境を整える実践的な取組を行った。
- ②食生活を営む
家族の食事計画や調理実習を通して、生ごみ・廃棄物を減らす取組を実践し、日常生活にも生かせる意識を持たせた。

●環境教育の人材派遣

〈環境政策課〉

平成19年4月1日に体系的な環境教育の推進を図るため、学校等の環境教育の場へ環境に関する専門的な知識を有する又は活動経験を有する環境教育アドバイザーを派遣する制度を創設しました。平成23年度は、市内の小中学校、その他の団体に延べ40回環境教育アドバイザー等を244人派遣しました。

表7-3 環境教育の人材派遣実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計
回数 (回)	18	29	25	25	40	137
派遣人数 (人)	101	208	189	200	244	942
参加人数 (人)	1,739	2,325	1,708	1,869	2,782	10,423

●環境出前講座

〈環境政策課〉

主に小中学校からの要望に基づく環境出前講座を実施しました。講師は市職員と事業者で、平成23年度は8回開催し、受講者数は合計224人でした。

平成23年度は表7-4、表7-5のとおり実施しました。

表7-4 環境出前講座実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回数 (回)	17	16	14	22	7	11	8
受講者数 (人)	1,049	756	774	1,242	475	862	224

表7-5 環境出前講座 平成23年度の内訳

No.	月日	対象者	人数	場所	内容
1	6月22日	富士塚小学校5年生	36	富士塚小学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
2	6月24日	御成中学校1年生	10	御成中学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
3	7月1日	西鎌倉小学校4年生	130	西鎌倉小学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
4	7月1日	第二中学校	14	第二中学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
5	7月10日	若宮ハイツ自治会	10	若宮ハイツ集会場	熱中症対策及び節電対策
6	8月5日	鎌倉女子大初等科2年生	1	環境政策課及び急速充電器前	電気自動車について
7	9月22日	かまくら食育クラブ員養成講座	17	玉縄学習センター料理実習室	鎌倉市における環境への取組(家計にやさしいエコライフ)
8	10月26日	箱根中学校2年生	6	鎌倉市役所	鎌倉の環境について

●かまくら食育クラブ員養成講座

＜市民健康課・環境政策課＞

「かまくら食育クラブ員養成講座」（地域で鎌倉の食育を推進するボランティアを養成する講座）において、食を通して環境を考える単位を設けています。

この中で「食の3Rを考える」と題した講話や環境に配慮した調理実習を行い、併せて環境政策課職員が地球温暖化の現状やその対策などについて話し、省エネ行動・環境にやさしい生活の普及啓発を行いました。

●「収穫まつり」における環境保全、地産地消PR活動

＜資源循環課・市民健康課＞

毎日の生活の中で、ごみダイエットや省エネ行動などを心がけることで、鎌倉にも、地球にも、そして、体にも優しい環境づくりを考えていただくことを目的とするPR事業として「からだ元気・かまくら元気・地球元気 in 収穫まつり」のブースを設置しました。（秋の収穫まつり実行委員会主催 「収穫まつり」会場・大船中学校） また、かまくら食育クラブ（地域で鎌倉の食育を推進するボランティアのネットワーク）の協力で、鎌倉で育った農作物（関谷で収穫したさつまいも）を利用したメニューの提供を行い、地産地消をPRしました。

●鎌倉市職員の環境教育

＜環境政策課＞

市では、環境保全に関する職員の資質を高めるため研修等を実施しています。平成23年度は表7-6のとおり実施しました。

表7-6 エコアクション事務局により実施した環境保全に関する研修

研修等の名称	対象・参加人数	内容
平成23年度鎌倉市役所エコアクション21内部環境監査研修会	内部環境監査員及び 実行推進員 23名	鎌倉市役所エコアクション21の有効な活用方法
不要紙類分別	実行推進員 46名	不要紙類分別回収業務を体験

●環境保全に関する作品コンクール

＜環境保全課・みどり課・下水道河川課＞

夏休みの自由研究として、平成7年度から毎年、市内の小学校4～6年生と中学生を対象に環境保全に関するポスターの「作品コンクール」を実施しています。

夏休みの自由研究として、平成7年度から毎年、市内の小学校4～6年生と中学生を対象に環境保全に関するポスターの「作品コンクール」を実施しています。

平成23年度は「緑」（小学生4～6学年、中学生対象）と「まちの美化」（中学生対象）という二つのテーマで実施しました。応募作品（ポスター）は、緑に関するものが228点、まちの美化に関するものが446点で、その中から「美化」では、26点、「緑」では41点が優秀作品として選ばれました。

小中学生及び一般の方を対象に9月10日の「下水道の日」にちなみ、公益社団法人日本下水道協会及び(株)日本水道新聞社主催で、「下水道いろいろコンクール」が実施されました。

●環境保全関連講座の開催

＜教育総務課・青少年課＞

市民や青少年を対象に、環境保全に関心を持ってもらうため、表7-7のとおり講座を開催しました。

表 7-7 環境保全関連講座開催状況

講座名	開催期日・主催	参加者数
猛暑・節電の夏を乗り切るための衣服のあり方	平成23年7月30日(土) 鎌倉生涯学習センター	9人
大使館シリーズ「キリバス・ツバル」	平成23年10月7日(金) 鎌倉生涯学習センター	45人
鎌倉の桜と名木の鑑賞	平成24年3月17日(土)・24日(土) 腰越学習センター	51人
大人のための宇宙講座	平成23年5月19日(木)・26日(木) 深沢学習センター	55人
子どもの科学 ひろい宇宙はどんなところ	平成23年7月24日(日) 深沢学習センター	51人
Eco Peopleになろう 地球を守るのは私達	平成23年7月3日(日)・10日(日)・17日(日)・ 24日(日)・31日(日) 大船学習センター	35人
北極・超高層大気とオーロラ	平成23年8月28日(日) 大船学習センター	28人
大人のための宇宙講座	平成23年9月1日(木)・8日(木) 大船学習センター	53人
海藻に親しむ	平成23年5月15日(日) 玉縄学習センター	22人
こども科学教室「宇宙」	平成23年5月21日(土) 鎌倉青少年会館	21人
こども科学教室「海洋」	平成23年5月22日(日) 鎌倉青少年会館	14人
こども科学教室「環境・空気」	平成23年12月4日(日) 鎌倉青少年会館	7人
たのしい暮らしの教室「くらしの水」	平成24年3月4日(日) 鎌倉青少年会館	10人
たのしい科学「宇宙はどんなところ」	平成23年7月10日(日) 玉縄青少年会館	27人
たのしい科学「エネルギーのことを知ろう」	平成24年3月10日(土) 玉縄青少年会館	23人

●消費生活移動教室・消費生活講座の開催

＜市民相談課＞

身近な生活知識（食の安全、住生活、金融商品の知識など）をテーマに取り上げて、学習の場を提供しています。平成23年度に開催した環境問題に関連した教室等の状況は表7-8のとおりです。

表 7-8 移動教室・消費生活講座の概要（環境問題関連）

講座名	内 容	参加者
夏休み子ども教室 実験してみよう！台所排水の環境への影響・飲み物の甘さ	ジュース、菓子などに含まれている糖分を実験によって確認し、また、排水への影響などを学ぶ	28人

●こどもエコクラブ

<市民・事業者> <環境保全課>

次世代を担う子どもたちに対する環境保全活動・学習の場として、平成7年度から環境省が主唱して都道府県や市町村との連携で始まった「こどもエコクラブ」があります。こどもエコクラブは、子どもたちが自発的に楽しく継続的な活動を行うことを目的としています。

なお、市内のクラブ数は、表7-9のとおりです。

表 7-9 こどもエコクラブ登録数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
クラブ数	3	3	4	4
メンバー数	138人	204人	137人	164人

(3) 各主体の連携

「環境共生都市の創造」に向けた具体的な目標を達成していくためには、市民、事業者、滞在者、市のそれぞれが環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を理解することが重要です。市民団体等の協力を得て、環境教育・学習を推進するとともに、自発的な環境保全行動の取組を活性化し、その活動を広げ、地域社会全体に定着させていかなければなりません。

●環境保全団体活動に対する支援

<環境保全課>

市では、市内の環境保全団体の自発的な活動を促進するための支援策として、環境保全に関する学習会等を行う場合に講師を派遣する助成のほか、活動における通信費の負担を軽くし、より多くの環境保全情報を提供するため、環境保全団体の会員の方への会報などを郵送する通信助成を行っています。さらに、環境保全団体が実施する催しについての後援も行っています。後援の内容は、後援名義の使用承認、催しの施設提供、「広報かまくら」への掲載及び必要な電話の取次ぎなどです。なお、これまでの実施状況は表7-10のとおりです。

表 7-10 環境保全団体に対する支援の実施状況

年度	通信助成		講師派遣助成		後援	
	団体数	支援実績	団体数	支援実績	団体数	支援実績
平成21年度	5	1,201通	2	2回	4	8回
平成22年度	6	990通	2	2回	3	5回
平成23年度	6	1,250通	—	—	2	3回

●市内環境保全団体等の活動状況

<市民・事業者>

市内には、自然保護、美化、環境教育など環境保全に関する様々な活動を行っている市民団体があります。これらの団体から平成23年度の活動内容を報告してもらい、原文のまま掲載しました。(五十音順)

団体名	鎌倉を美しくする会	会員数	28名	代表者	高田晶子さん
活動目的	散乱ごみゼロとベンチで憩う美しいまちづくり				
【活動の内容】					
落書き・貼り紙防止：消去及び除去活動					
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 通年町中の落書き・貼り紙をチェックし担当課に報告及び情報提供 ※ 通年パトロール。平成21年度から鎌倉市と「落書きのないまちづくり」相互提案協働事業に参加し、当会の市内巡回活動も多大な貢献をしていますが、少数の常習犯の犯行が続いており、落書きゼロには至っていません。 ※ 平成15年度違反屋外広告物除去協力員制度が発足し当時8,600枚/年だった違反広告は、H21年324年/年、H22年276枚/年と年々少なくなっていたところ、H23年1,122枚/年になり、がっくり。内訳は、ハガキ大のヤミ金広告1,079枚、違反地図広告42枚、立て看板1枚。大量に貼られたヤミ金融の貼り紙を市と一緒にはがす労力を余儀なくされました。 					
展示・研修等					
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「日本を美しくする会 in 伊東」参加。トイレ清掃シンポジウムと実践 ➢ 市民活動の日フェスティバル・パネル展示「鎌倉学園 まちをみがく/部活動」支援者の善意を紹介 ➢ 「屋外広告の日鎌倉駅東口界限キャンペーン」都市景観課主催。当会協力員3人参加 ➢ 第14回アダプト・プログラムシンポジウム参加 					
散乱ごみ防止・清掃活動					
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5月連休（5/3、4、5）若宮大路とその周辺 ➢ 正月三が日若宮大路とその周辺啓発清掃 ➢ 花火大会散乱防止啓発活動 ➢ 通年 バス停ベンチ設置周辺の見回り、清掃と管理 ➢ 通年 大船駅笠間口周辺の清掃と除草 ➢ 通年 大船駅周辺まちみがき（貼り紙跡の除去清掃） 					
ベンチ維持活動・ステッカーの更新張替					
え					
<p>➢ 09年度から設置したベンチのメンテナンスを始めました。2011年度は18台のベンチを対象の支援金を募り、ステッカーの更新、表面磨き清掃を行い、5年経過したとは思えないほどきれいになりました。この活動も多くの方の善意の支援があつてのことです。思いがけなく環境部からの支援もあり、12台のベンチに3Rのマスコットキャラクターのステッカーも使用させていただきました。</p>					
特記事項					
<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災合同バザー：市役所駐車場 売上金22,700円を寄付 ○県立鎌倉高校総合学習「落書きのないまちづくり講演」 「落書き発見隊」から早速落書きの報告がありました。 ○川崎市立平小学校社会科研究校 4年生授業に鎌倉を美しくする会の活動が教材になりました。 ○横浜市立平沼小学校4年生 単元「神奈川を知ろう。大勢観光客が訪れる鎌倉市がきれいなのはなぜ？」当会webが取持つ縁で先生の取材に対応。生徒の質問にもwebで回答。生徒達は住んでいる平沼の落書きを消したいと実践。生徒の学習にも協力しました。 ○鎌倉を美しくする会が市から表彰されました。 					

団体名	鎌倉を楽しくする会	会員数	77名	代表者	伊藤泰三郎さん
活動目的	「鎌倉の歴史を背にしてボランティア」とのキャッチフレーズに鎌倉の文化を探求をしながら、まちの散乱ゴミを13年間拾ってきた。				
<p>【活動内容】</p> <p>鎌倉の歴史は、鎌倉市内に留まらずに、旧鎌倉郡内にその文化・歴史を刻んでいる。隣の藤沢市や横浜市栄区等にもその名残が多く残っている。鎌倉は世界遺産登録の運動中であるが、この地域を含めた運動展開にしなければならない。</p> <p>運営経緯 今から12年前、この会を立ち上げるに当たって、次のような方針を立てました。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鎌倉には沢山の文化史跡が残っている。その史実を正しく知ろう。 (イ) 鎌倉を正しく知る為には、神社の宮司や、お寺の住職から、直接講話を戴こう。 (ウ) 講話を戴いたら…その御礼として近隣の散乱ゴミを拾おう。そして、それも終わったら、近くで、「美味しいご馳走を食べて」…、解散しよう。 <p>活動は、月一回、幹事担当は、輪番制で、同じ人が何回も幹事をしないこと。 ★この方針で12年、今まで152回実行してきた。</p> <p>結 果</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鎌倉の歴史を、楽しみながら、事実として認識できるようになった。 (イ) 鎌倉の諸文化財は、美しく守られており、まさに世界遺産候補であろう。 (ウ) 副次的な成果…街の散乱ゴミが無くなって来た。 (エ) 街の「美味しい店」は、結構、繁盛している。 					

団体名	鎌倉自主探鳥会グループ	会員数	142名	代表者	岩田晴夫さん
活動目的	自然観察、自然保護、水質・動植物調査、環境教育、エコアップ作業、政策提言				
<p>【活動の内容】</p> <p>私達は、(公財)日本野鳥の会・神奈川支部の趣旨に基づき、野鳥を通じて自然に親しむと共に、自然の保護と住環境のアメニティーの向上をはかることを目的として活動を実施しています。</p> <p>① 一般市民対象の定例自然観察会「鎌倉自主探鳥会」を毎月2回実施。 自然観察の精神と方法の普及、自然観察会リーダーの養成、地域的な自然保護活動の促進、都市公園と緑地のエコアップ(生息環境向上)を図ること等が目的です。コースの途中、佐助川の清掃・エコアップ・水質と水生生物調査、佐助稲荷のエコアップ(1993年5月～)、源氏山公園の野鳥用水場の清掃、台峯緑地と鎌倉中央公園の動植物調査やエコアップ(1993年5月～)等の作業を実施。</p> <p>② 源氏山公園の野鳥誘致施設の管理(1984～)。</p> <p>③ 鎌倉市傷病鳥獣保護搬送システムへの協力を委託されています(1993～)。</p> <p>④ 平成6年以降、鎌倉市から鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)指導員の委嘱を受け、鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)の活動を年間10回指導。</p> <p>⑤ 鎌倉市道水路管理課から道路・河川維持管理協力員の委嘱を受ける(1997～)。 佐助川のエコアップ活動・水質調査・水生生物調査・清掃・草刈り等を実施しています。</p> <p>⑥ 鎌倉中央公園の管理運営協力団体として、鎌倉中央公園の管理に対し、既存の野生動植物ができるだけ保全されるように、基礎データを提供すると共に、具体的な方法を提示し、エコアップ作業と環境モニタリング調査を実施。</p> <p>⑦ 「鎌倉の海岸動植物の生息分布調査」をかまくら環境会議・鎌倉市緑のレンジャー指導員と協力し、鎌倉市の後援を得て実施し(1996～)し、海岸動植物の保護策を提言。</p> <p>⑧ 神奈川県藤沢土木事務所による坂ノ下の災害復旧工事後のモニタリングを継続実施し、貴重種の保護と管理上の留意点を助言。</p> <p>⑨ (公財)日本野鳥の会の全国一斉ガンカモ調査に協力(1月)。</p> <p>⑩ 鎌倉市内を春秋に通過するタカ類の渡り調査、鎌倉市内の自然環境台帳作り、酸性雨調査、河川の水質と水生生物調査、緑地のモニタリング調査等を実施。</p> <p>⑪ 自然保護団体や自治会・学校関係の自然観察会等に講師を派遣。</p> <p>⑫ 鎌倉メダカの保護増殖。市役所前のビオトープ池の管理・モニタリング調査に協力。</p> <p>⑬ 鎌倉市のアライグマとタイワンリスの防除実施計画に協力。</p> <p>⑭ 神奈川県藤沢土木事務所による柏尾川の護岸整備工事に際し、野生動植物の生息環境の保全の面から助言を行った。</p> <p>【活動の成果】</p> <p>鎌倉中央公園の湿性花園内に既存動植物の保全区域を維持しています。主要緑地における環境モニタリング調査と湿地環境のエコアップ作業を継続。近郊緑地保全区域や開園後の夫婦池公園等の自然環境調査結果から、神奈川県と鎌倉市の管理・整備に対しアドバイスし、既存の野生動植物の保全に寄与しました。柏尾川・古館橋下流に、住民への啓蒙を目的に、神奈川県藤沢土木事務所が野鳥の解説板を設置する際に、原案の作成・資料提供を行いました。</p>					

団体名	かまくら環境会議	会員数	34名	代表者	大道不二子さん
活動目的	自然保護、調査活動、環境啓発、環境学習支援、学習会、情報発信				
【活動の内容】					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 鎌倉市の河川維持管理協力団体として、扇川の生物・水質調査を原則として奇数月の土曜日に、水部会を中心に年5回実施しました。その他、ホテルの観察会を1回開催しました。また、扇川の清掃及び草刈を1回行いました。 ○ 2月に学習会「ごみの戸別収集と有料化」を計画し、市職員2名を講師に鎌倉市のごみの現状について学習しました。 ○ 海洋生態観察として、5月に「海岸調査」を実施し、鎌倉の海の現状を知りました。 ○ 大気中の窒素酸化物測定を6月と12月に年2回実施しました。 ○ NPOセンターフェスティバルに展示参加し会のアピールをしました。 ○ まち美化運動連絡会に参加し、美化活動に協力しました。 ○ 4月と9月に神戸川環境調査を実施しました。 ○ かまくら環境保全推進会議に団体委員として参加し、市の環境政策推進に協力しました。 ○ 広町の水質調査及び生きもの調査を計画したのですが雨で中止しました。 ○ 「扇川だより」を発行しました。 ○ 会報「エコ・コミュニティ」を2回発行しました。 ○ 石原谷戸と関谷川の環境調査を1回実施しホテル観察会を行いました。 ○ 関谷小学校6年生の環境教室に講師として参加しました。 ○ 3月に見学会「境川遊水地公園」を計画したのですが雨で中止しました。 ○ 5月の総会の後で「玉縄さくら」の学習会を、講師、渡辺邦昌さんをお迎えし開催しました。 ○ 腰越小学校環境教室に協力しました。 ○ 行政主催の環境教室に協力しました。 ○ 立教大学社会学部現代文化学科のフィールド演習に協力しました。 					
【活動の成果】					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 扇川の水質・生物データを市に提供し、共有することができました。 ○ 環境教育では、市民や子供達への支援をすることで、啓発の一端を担えました。 ○ 行政や企業、また他の市民団体との協働により、意識の共有ができました。 ○ 環境保全やまち美化に貢献できました。 ○ 「よへい屋敷谷戸の会」にアドバイザーとして参加しました。 					

団体名	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会	会員数	235名	代表者	相川明子さん
活動目的	鎌倉中央公園の貴重な谷戸景観や多彩な動植物を保全する市民活動				
<p>【活動の内容】</p> <p>「鎌倉中央公園」第一工区開園(1997年)以来、運営協力してきた谷戸ボランティアの会10団体の各活動を継承し、準備会議を重ね2004年4月に全面開園に合わせて行政との協働で本会を発足させた。2008年4月より特定非営利活動法人団体となる。</p> <p>当会は7つの活動班①田んぼ班(湧き水を利用した伝統的作業の米作り)②畑班(根菜・豆・麦等を中心に、堆肥を利用した循環型の無農薬農法)③雑木林管理班(下草刈りや間伐などの雑木林の手入れなど)④農芸班(農産物・谷戸資源の加工)⑤自然遊び班(農作業の手伝いを含む子どもの自然遊び)⑥生態系保全班(動植物の観察や調査、小動物が住みやすい環境作り)⑦植物育成班(谷戸に自生する植物の保護、育成)を設け、この班活動を中心に鎌倉中央公園内の谷戸において、昔ながらの農林作業や保全作業を行いながら、谷戸の景観と自然生態系を守り育て、里山の復活再生を目的とする。</p> <p><年間の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> 7つの班(上記参照)により、季節に応じた保全活動を実施(267回) ※そのうち、70回は(公財)鎌倉市公園協会との協働事業 事務局の運営(木曜を除く毎日6時間、交代制で実施)会員、一般市民、各種団体の問い合わせ対応・案内、行政交渉、広報活動、各メディアからの取材対応、谷戸パトロール、各班の平日補助作業等 谷戸まつりを開催し(年2回)、公園で収穫した農産物や加工品を参加者に頒布 会報の発行(年6回) 谷戸塾開催(全45回 内訳:田んぼ、畑、雑木林管理班の作業各13回、谷戸講座6回実施) 環境省主催モニタリングサイト1000里地調査 事務局員向け勉強会開催 7回 <p><行政、公園課、公園協会との協働など></p> <p>公園利用者懇談会(1回)、鎌倉中央公園管理運営協議会(1回)、3者協議に出席(4回)</p> <p><主要事業及び(公財)鎌倉市公園協会との協働事業></p> <p>理事会(4回)、谷戸まつり(2回)、お泊り里山体験、活動連絡会議の開催(1回/月)、「ホテルの紙芝居」とパトロール(6/17~7/10まで全12回)、春の七草・どんど焼き</p> <p><体験学習の受け入れなど></p> <p>鎌倉市環境政策課へ環境アドバイザーに登録し、学校との連携を深めている。毎回、事前に学校、担当者間で打合せを行い、実施後は担当者・体験学習スタッフ間で反省会を行い、活動記録を作成・保管している。子ども達が学校でまとめた活動ごとのふりかえり(感想文)と活動記録をもとに、さらに学習、活動が充実するように努めている。</p> <p>(受け入れ校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 深沢小学校5年生 「谷戸田の米作り」(7回) 深沢小学校2年生 「谷戸となかよし」(4回) 特別支援教室ひだまり 「昔ながらの畑(さつまいもと小麦)」(10回) 富士塚小学校4年生 「地元の昔暮らし、昔の遊びを知る」(2回) 御成中学校1年生 「谷戸保全活動」(2回) 湘南学園中学2年生A組 「谷戸保全活動」1回 市川市立福栄中学2年生 「谷戸保全活動」1回 大船中学校1年生 「谷戸保全活動」1回 深沢中学校3年生 「下草刈り」1回 玉縄中学校3年生 「下草刈り」1回 その他、深沢小学校教員補助作業 (1回) 鎌倉市保育士講座 (1回) 					

<他団体の受け入れなど>

- ・てらこや「めざせ！里ヤマスター☆」9回・
- ・かながわコミュニティーカレッジ 環境ボランティア講座協力
- ・横須賀「水と環境」研究会、横須賀市職員視察訪問受け入れ
- ・自然環境復元協会主催 若手ボランティア(トーキョーレンジャーズ)受け入れ (4回)
- ・市民健康課主催「食育講座」の畑体験受け入れ
- ・PHD研修生 谷戸体験の受け入れ
- ・かまくら子育て支援グループ懇談会と共催 かまくらママ「スカレッジ「サトイモとどろんこ」開催
- ・青空自主保育「やんちゃお」の年間作業「谷戸の畑」(毎月1～2回)
- ・青空自主保育「ここにこ会」の年間作業「谷戸田の米作り」(4回)・「谷戸の保全作業」
- ・青空自主保育「なかよし会」の「谷戸保全作業」(3回)
- ・横浜国立大学土壌生態学研究室による年間田んぼ調査 随時
- ・神奈川県環境科学センター講座 協力
- ・かまくら認知症ネットワーク「かまくら散歩」受け入れ(2回)
- ・JR東日本 保全活動受け入れ
- ・日本自然保護協会主催 日刊両生類市民シンポジウム 韓国市民団体視察受け入れ
- ・ボランティア受け入れ団体に登録
(自然環境復元協会、三島ランドワーク、かながわトラストみどり財団)
- ・逗子教員研修受け入れ

<他団体への訪問・交流・会議出席など>

- ・山崎夏祭り参加協力
- ・パタゴニア主催交流会(市内事業者交流会)出席
- ・神奈川県環境農政局 水源環境保全課「もり・みず市民事業支援事業」事例撮影受け入れ及び、フォーラム発表参加
- ・PTA行事「深小ふれあい広場」にて、炊き出し、農産物の提供、交流
- ・「かながわ子ども・子育て支援プロジェクト」交流会に参加
- ・山崎の北野神社にて、賀詞交歓会に参加
- ・(公財)鎌倉市公園協会との新年会に事務局員参加
- ・西ヶ谷被災者交流会(柞の森音楽祭実行委員会主催)に参加(3回)
- ・市と柞の森音楽祭実行委員会共催にて市内被災者交流会「鎌倉の秋の食を味わおう」開催の協力
- ・かまくら子育て支援グループ懇談会の定例会議に出席(全12回)
- ・深小ふれあい広場に向けての打ち合わせ会に出席(5回)
- ・(公財)鎌倉風致保存会 緑の感謝デー 参加
- ・かまくら認知症ネットワーク「認知症サポーター養成講座」参加

<講演会・事例発表など>

- ・よこはま里山研究所NORA 10周年フォーラムにて講演、参加
- ・横浜国大環境研究所「生態系と人間～地域と描く里山・里海の未来～」にて、ブース展示とセッション実施

<PR・展示活動>

- ・NPOセンターフェスティバルにて、パネル展示、会報などパンフレット設置
- ・鎌人いち場にて、パネル展示(2回)、会報などパンフレット設置
- ・NPOセンター地下道ギャラリーにパネル展示
- ・かまくら子育て支援グループ懇談会・鎌倉女子大共催の「かまくらパパ・ママカレッジ」にパネル展示、会報などパンフレット設置

<取材・掲載>

- ・鎌倉FMにて毎月第2第4水曜日「おはよう かまくら」にライブ出演
- ・KC TV(年間数回)
- ・タウンニュース(年間数回)

<農産物の寄付提供>

(農産物の寄付)

特定非営利活動法人ひがし鎌倉市地域活動支援センター、かまくら子育て支援グループ懇談会、被災者支援団体 柞の森音楽祭実行委員会、深沢地区社会福祉協議会、鎌倉風致保存会、深沢小ふれあい広場、てらこや、教育支援教室ひだまり、鎌倉風致保存会、かまくら子育て支援グループ懇談会

(米の寄付)

梶原山町内会、大平山丸山町内会、かまくら認知症ネットワーク、被災者支援団体 柞の森音楽祭実行委員、かまくら子育て支援グループ懇談会、青空自主保育なかよし会、青空自主保育にこにこ会、青空自主保育やんちゃお、第3地区社会福祉協議会、てらこや、山崎町内会、深沢小ふれあい広場、腰越地区社会福祉協議会

(その他)

山崎地区の方3名へ、農作業の指導のお礼として、藁を提供

<道具の貸し出しなど>

御成小(糶摺り機)、大平山丸山町内会(プロジェクター)

<放射能対策>

市に要望して、米、小麦、さつまいもについて測定し、ホームページで公表した。その後、公園協会と薪、落ち葉、わらの測定を行い会報に掲載した。活動内容は市、公園協会と協議し遂行した。

【活動の成果】

- ・かながわ力大賞に応募、『大賞』を受賞
- ・かながわトラストみどり財団「森林及び里山における活動支援」に応募。‘平成23年度「父と子の里山体験」4回’が支援対象となり助成金を取得。
- ・「もり・みず市民事業支援補助金」に応募。‘平成23年度 谷戸塾（雑木林講座、保育）’にて助成金取得。
- ・助成金取得により事業の充実化が図れた。
- ・かながわコミュニティーカレッジ連続講座「里山ボランティア講座」（全6回）を昨年に引き続き開講。

昨年度の座学のみ講座から、今年度は座学を2回、実地体験講座を4回と講座形式を変え実施。参加者への里山保全活動伝搬の向上化を図った。

- ・体験学習の受け入れは、例年参加の近隣の小中学校の定着化に加え、事務局員によるPRなどで体験学習申込み校が増加した。より多くの小中学生に保全活動や谷戸の昔ながらの暮らしが伝搬できた。
- ・より多様・広域な方面からの他団体の受け入れを行うことで、会の活動が広く周知された。
- ・他団体受け入れなどによる人手（参加者）の増加により、谷戸（里山）保全の維持管理の充実を図る事が出来た。

- ・事務局員の充実化（2名増員）を今年度も図る事が出来、より多くの業務を遂行出来た。

- ・HPで会の事を知り、問い合わせが増えてきたことを認識し、HPを改善し充実化を図った。

団体名	鎌倉の自然を守る連合会	会員数	7自治・町内会会員 4,200世帯	代表者	横井 競一さん
活動目的	<p>① 連合会（7自治・町内会）は25年にわたり、広町緑地の開発反対運動を展開し、その開発を阻止し保全を獲得した成果をふまえ、同緑地の都市林公園の構築に寄与し、これを次世代に継承していく。</p> <p>② 広町緑地の保全・維持・管理活動に参加・支援し、周辺自治・町内会の意見を喚起・集約し、都市林公園構築に反映させていく。</p>				
<p>【活動内容】</p> <p>1) 都市林公園構築に参画——広町緑地の都市林構築に関して、基本構想、基本計画、基本設計に関与してきた。今後の実施設計にも周辺自治会の意見を集約し、反映させていく。</p> <p>2) 連合会加盟自治・町内会の意見吸収——当会の加盟自治会は同緑地の4つの出入りに接し、広町緑地を利用する機会が多い。広町緑地の出入り口の整備を市に要請し、今まで2箇所の出入り口の整備が実現した。</p> <p>3) イベントを通して加盟自治・町内会の交流をはかる——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「桜と春の草花を愛でる会」を開催。広町の自然や花々に親しむ機会を設けた。 ・「ドングリで遊ぼう」を開催。子供達が広町の自然と遊ぶ機会を作り、当会子供会に呼びかけ親子で参加する機会を設けた。 ・「広町案内人チーム」をつくり、月1回勉強会を開催。案内できる人材を養成し、いつでも広町を案内できる体制をつくりした。今後も加盟自治会以外の人も含めて広町案内の企画をしていく。 <p>4) 広報活動——「連合会ニュース」、ホームページ、で当会の活動を広報している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治・町内会の掲示板を活用して、広町緑地の「今月の花」情報を毎月提供している。 ・「ソウケンニュース」に広町情報を掲載している。 ・広町の現状を当会住民にお知らせするために「広町は今」の映像を各加盟自治・町内会を巡回して上映し、説明会を行っている。 ・「広町ガイドブック」を作成し、会員や子供達への広町緑地の周知に努め、都市林公園構築に資する。無料配布の予定。 <p>5) 運動史発刊に伴う講演——広町緑地開発反対運動の攻防の25年間の歴史を後世に伝えるため「鎌倉広町緑地はかくて守られた」を発刊・販売した。これにつき各団体や学校で講演し、今後の保全運動の参考に資する活動をした。その記録編も発刊を予定している。</p> <p>6) 渉外活動——他団体との交流のため、NPOセンター利用登録団体との懇談会・交流会に参加。各自治・町内会との交流、市との交流を図る。</p> <p>7) 広町緑地の現場における保全・維持・管理活動への参画——、市民団体や市の公募市民が広町維持管理活動をしている5つ会（田んぼの会、畑の会、森の会、自然観察の会、散策路の会）に当会は参加・協力・支援している。</p> <p>【活動の成果】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、当会の長年の広町緑地の保全運動の経験を語り、他の緑保全運動に寄与した。 2、イベントを通して加盟自治会の交流をはかった。 3、個人として、自治会として広町緑地維持管理活動に参加。 					

団体名	鎌倉の海を守る会	会員数	役員20名 (会員システムをとっていないため)	代表者	河合涼太さん
活動目的	鎌倉の海浜とその周辺の自然環境及び景観を保全しできるだけ人工の手を加えず後世に伝えることを目的とする。				
<p>【活動の内容】 会報発行年2回（4月、12月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5/5 ビーチクリーンアップ：参加人数722名。配布ゴミ袋数は可燃ゴミ袋468枚、不燃ゴミ袋415枚。 5/21 海岸の植物を楽しむ会：七里ヶ浜から稲村ヶ崎までの間を歩いて観察。ボタンボウフウ、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマダイコン、テリハノイバラ等がみられた。一方砂利のような砂が入れられ凝固剤で固められた場所ができ、ハマヒルガオの生育できる環境が減っていた。 6/18 第13回磯の自然観察会：参加者8名。姥ヶ谷の磯で、講師の指導のもと生物を観察、海藻で押し葉を製作。終了後は採取した生物を生きたまま海へ返した。 8/13, 14 豆腐川アカテガニ観察会：参加者両日とも各10名。夏の繁殖時期に河口に下りてくるアカテガニの生態について学び、大潮の満潮の時間帯に行われる放仔（産卵）の様子を観察した。 7/12～18 活動発表展示： 鎌倉駅地下道にて会の活動を発表した。ビーチクリーンアップのごみのデータや浜の植物観察会など、活動の様子、磯の観察会参加者が作った海藻押し葉などを展示。 9/23 ビーチクリーンアップ： 秋のビーチクリーンアップでは、世界ゴミ調査キャンペーンの一環で、回収ゴミの集計もあわせて行った。参加総数1039名。配布したゴミ袋数は、可燃ゴミ828枚、不燃ゴミ666枚。ペットボトルのキャップが多く回収されたほか、台風12号の影響で紀伊半島から流出した木や瓦礫、台風15号が関東を横断したことによるゴミの漂着が見られた。 11/7 校外学習受け入れ：千葉県市川市福栄中学校2年生18名、教員1名、総合学習の一環。ゴミが人間生活から出るものであること、プラスチックゴミが動物の命を奪うものであることや海岸清掃の仕組みを説明後、ゴミの種類と数を記録しながらのビーチクリーンアップを体験。 <p>【活動の成果】 ビーチクリーンアップ： 会の活動で最も長いものの一つ。1997年以来、市内海岸全域で年2回行っている。「クリーンアップ鎌倉」海の部の実施団体となっている。</p> <p>浜の植物を楽しむ会： 市内海岸でほとんど失われた浜の植物群落を、七里ヶ浜海岸で観察する。海と陸の接点に生育し潮風や飛砂を防ぐ役割を担っている海岸性植物の重要性を知り、分布状況をモニタリングして、より多くの方に関心をもってもらうことを目的としている。</p> <p>磯の自然観察会： 海に親しむ機会の少ない方々を対象に磯の観察方法などをわかりやすく解説する。鎌倉在住で小さいお子さんを持つ家族の参加が多く、鎌倉の海の豊かさや身近な自然の大切さ、保護の重要性を理解するきっかけになっている。毎年5～6月の大潮の週末に行く。</p> <p>校外学習受け入れ： 次世代へ地元の海の自然を守る大切さを伝える機会として、総合学習で訪れた生徒を受け入れた。</p>					

団体名	NPO法人 鎌倉広町台峯の自然を守る会	会員数	276人	代表者	大橋 圭介さん
活動目的	鎌倉の自然を守る。				
<p>【活動の内容】</p> <p>四季折々の鎌倉の自然を観察する会を開催しています。 とりわけ、広町台峰の里山復元ボランティア活動によって、荒れた風景が美しい風景にかわることを知ってもらいます。 そして、楽しく田んぼ畑づくり、自然観察、散策路づくり、森の定入れのボランティア活動に加わっていただく気持ちをかもし出します。 子供たちにも、ドロンコになって遊ぶ楽しさを体験してもらい、それを親と一緒に絵をかく、作文を書く活動に発展させています。</p> <p>【活動の成果】</p> <p>行事への参加者に子供たちが加わってきて、自然の不思議への関心が高まっています。人にやさしい人格づくりと、科学の心が豊かになる教育になってきました。</p>					

団体名	NPO法人 鎌倉広町の森市民協議会	会員数	902人	代表者	家原義靖さん
活動目的	① 広町緑地の都市林公園の開設に向け、市民の意見を喚起、集約して、実施設計に反映 ② 広町緑地の保全・維持管理・利用に積極的に参画・参加および支援し、市民主体の自立した運営組織の確立を目指す。 ③ 広町緑地の諸活動を通じて、次世代育成と青少年の環境教育を支援				
【活動の内容】 1. 活動方針（基本姿勢） ① 現場活動の更なる強化（三現主義） ② 現場活動要員の育成・強化 ③ 会員とのコミュニケーションの充実と組織・財政基盤の強化 2. 活動内容 (1) 市、広町緑地関連市民団体との連携により、「5つの会」を市が設立し、保全活動を推進 ① 樹林地の手入れ、植林、などー「広町森の会」（2回/月） ② 田んぼの復元の拡張と谷戸の乾燥化防止に着手ー「広町田んぼの会」（4回/月） ③ 畑の作物の多様化ー「広町畑の会」（4回/月＋α） ④ 樹林地および谷戸の動・植物の観察と生育環境の整備ー「広町自然観察の会」 ⑤ 緑地内の散策路の整備と樹名板の設置ー「広町散策路の会」（2回/月） ⑥ 各会による共同活動：収穫祭の開催、谷戸の乾燥化対策、など (2) 市民協議会独自の活動 ① 実施設計の検討 ② 緑地保全・維持管理のための「広町パトロール」（2回/週） ③ 活動リーダー・要員育成のための「広町から学ぶ会」（2回/月） ④ 「かまくら緑の探偵団」の運営（定例会：1回/月）と次世代の育成 ⑤ 御所谷入口の「トイレの清掃・管理」（土・日曜、祭日）と維持管理活動の用具購入・管理 ⑥ 各種イベントの開催（数回/年）と広町緑地のガイド（随時） ⑦ 「協議会ニュース（隔月）」、「広報誌：広町の風（季刊）」の発行、 HP（ http://www.hiromachinomori.org ）などによる広報活動 ⑧ 「広町の森への道順と散策マップ」を西鎌倉駅と御所谷入口に設置 ⑨ 小・中・高校の生徒を対象とする「環境教育（総合学習など）」への協力（随時） ⑩ 広町緑地の未購入土地（含む、室ヶ谷エリア）の購入または借地のための「トラスト活動」 ⑪ 「緑の羽根・緑の募金」活動 ⑫ 理事会の開催（1回/月） (3) 都市林公園の実施設計の検討を市及び5つの会との協議に拡大 【活動の成果】 1. 保全・維持管理活動の活発化 ① 谷戸の田んぼ、畑の復元の拡大に目処。森の手入れ区域の拡大。 ② 植樹祭、田植祭、収穫祭などを通じて一般市民の参加が増加 2. 実施設計の策定に意見した 3. 近隣小学校、中学校および高校の生徒の受け入れの定例化					

団体名	鎌倉ホタル保存会	会員数	10名	代表者	前山洋子さん
活動目的	環境美化を目的に環境指標生物のホタルの育成と保存の啓蒙				
<p>【活動の内容】</p> <p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査 ・ カワニナの放流、セリを植える。 ・ 草刈り、缶やゴミ拾い。 ・ 地元の人達へのホタルの一生セミナー <p>環境、景観の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年は、例年より5日早く、5月24日に飛び始めました。いつもですと梅が終わり、川の中のしょうぶが咲き終わると飛び始めるのですが、しょうぶがまだ咲いている内に飛び始めました。子供達も毎晩のように見に来ています。 ・ 川の護岸にコンクリで築いてしまったので、景観がこわれ、困っています。 <p>【活動の成果】</p> <p>昨年より範囲が広がって、上流の方でも飛ぶようになった。と報告がありました。</p>					

団体名	鎌倉ボランティアクラブ	会員数	904名	代表者	中山 芳信さん
活動目的	まちの美化活動・廃棄物の削減と地域との共生				
<p>1. まちの美化活動</p> <p>【活動の内容】 三菱電機（株）鎌倉製作所、三菱電機インフォメーションシステム（株）湘南事業所及び関係会社（6社）*1の有志を募り、通勤に利用させていただいている工場周辺の道路を、隔週清掃する「通い道クリーン活動」を行っています。 また、鎌倉市が共催する「クリーンアップ鎌倉2011」にも有志を募り参加しています。</p> <p>【活動の成果】</p> <p>(1) 定量的な成果</p> <p>①通い道クリーン活動：2011年度904名参加 ・清掃範囲：工場周辺</p> <p>②クリーンアップ鎌倉：2011年度 合計167名参加</p> <p>(2) 環境への効果 タバコの吸殻、ゴミを拾う清掃活動により、工場周辺の美化維持及び公共河川の汚染防止が図れた。 また、鎌倉市の美化活動にも貢献できた。</p> <p>(3) その他の成果 クリーンかまくら条例の「事業者の責務」を実践することにより、従業員へのより一層の条例周知へとつながっている。</p> <p>2. 廃棄物の削減</p> <p>【活動の内容】 各社員、関連会社員が読み終え不用となった本（DVD・CDを含む）を持ち寄り、会社グラウンドで開催されるサマーフェスティバルにおいて『古本まつり』と題して、社員、関係会社及び地域住民の方々の希望者に無償で提供しました。その際に募った寄付金は、(財)かながわみどりトラスト財団に寄付し、県の緑化活動に活用いただきました。</p> <p>実施風景</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>【活動の成果】</p> <p>(1) 定量的な成果 回収された古本冊数：約912冊、CD、DVD枚数：約60枚 募金額：18,614円 募金額全額を、神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課を通じて、(財)かながわみどりトラスト財団に寄付しました。</p> <p>(2) 環境への効果 約915冊の古本が資源ごみ、約60枚のCD・DVDが廃プラスチックとして廃却されずリユースされ、焼却場までの輸送時、及び焼却される時にできるCO2の削減ができた。</p>					

また、募金活動を通して、地球の緑を守る活動の啓発と基金への貢献をすることができました。

(3) その他の成果

地域住民の皆様にも、参加を頂き、良好なコミュニケーションを図ることができた。これらの活動により「地域との共生」に貢献できました。

*1：関係会社

三菱電機エンジニアリング (株) 三菱電機特機システム (株)
三菱プレシジョン (株) 菱電湘南エレクトロニクス (株)
三菱スペース・ソフトウェア (株) 菱栄テクニカ (株)

団体名	NPOかまくら緑の会	会員数	45 名	代表者	高柳英磨さん
活動目的	緑化の推進、自然保護、美化清掃、環境教育				
【活動の内容】					
◇若宮大路グリーン・クリーン運動 平成6年度より、世界環境月間に当る6月の第一日曜日、または5月の最終日曜日に、若宮大路のクリーン運動を行っています。例年、若宮大路歩道や植栽帯の清掃、手入れ、花植えを行政や市内の環境団体、地域住民、市民と協力して行っています。平成23年度は5月29日に行いました。					
◇若宮大路と鎌倉駅東口の花植えと手入れ 鎌倉駅東口周辺と若宮大路に続く県道鎌倉停車場線、若宮大路の二の鳥居から下馬間の歩道の花壇やプランターに花を植え、手入れを行なっています。駅東口周辺は鎌倉駅東口街路樹愛護会の方々と協力し、年に3回ほど花植えと補植を行ないました。活動日は毎月第2木曜日と第3土曜日のほか随時で、年間40日以上。					
◇植樹 市の木ヤマザクラを市内各所に植樹しています。23年度は1月と3月に鎌倉山、3月に市内二階堂の史跡永福寺跡に市の木ヤマザクラの植樹を行ないました。					
◇視察・見学 鎌倉市内をはじめ他の市町村の緑や自然環境の様子を知ること、また会員同士の親睦を深めるために行なっています。 23年度は①ウォーキングをしながら市内の桜の名所を訪ねる。②三浦半島に秋を訪ねる。③身延山の桜見学 等を行いました。					
【活動の成果】 23年度は、若宮大路での活動に対し、日本道路協会より表彰されました。 クリーン運動や講演会には大勢の方の参加を頂き、市民の環境への関心の深さを感じています。また、若宮大路や駅周辺の花壇の花は市民だけでなく、観光客にも喜ばれており、「潤いのある町づくり」を目指す当会の活動にうれしいお声も頂きました。 そして、鎌倉の世界遺産登録は市民の願いではありますが、コアゾーンである若宮大路での活動を通じ、世界遺産登録の重要性を考えて頂けたのではないかと思います。					

団体名	NPO法人 鎌倉リサイクル推進会議	会員数	122名	代表者	木村陽子さん
活動目的	ごみの発生抑制、減量や資源化の市民意識の啓発、廃棄物の再利用促進活動を推進				
【活動の内容】					
○展示部会					
◆常設展示 (通年)					
◆秋のリサイクル作品展 (10月)					
◆鎌倉駅地下道ギャラリー展示 (6月・3月)					
○情報部会					
◆かわら版 (行事日程とその内容案内) 毎月発行					
◆会報「ラ・ラ・ラ」 (会の活動紹介) 21号 年1回発行					
◆情報シート (リサイクル実践に役立つ情報提供) 年1回発行					
◆ホームページの更新 (毎月)					
◆研修：環境展 (5月)、エコプロダクツ (12月)					
◆回収拠点：ペットボトルキャップのリサイクル 778kg					
○学習部会					
◆ごみ発生抑制、減量・資源化の促進を目的に学習会を年2回企画・実施					
1. 鎌倉市ごみ処理施設見学会 (8月)					
2. リサイクル施設の見学とごみの分別について (3月)					
○イベント部会					
◆リサイクルマーケット (年4回/5・7・9・11月/毎回約60店舗)					
◆こどもリサイクルマーケット (7月、リサイクルマーケットと同時開催)					
◆古着・古本リサイクル市 (年1回/3月)					
○生活の知恵教室					
◆全211教室を開催。					
・生ごみ減量教室 (8回)					
・修理修繕教室 (4回)					
・衣類リフォーム教室 (27回)					
・リサイクル工作教室 (18回)					
・裂き織り、布ぞうりづくりその他教室 (62回)					
・廃食油石けん教室 (5回)					
・リサイクル手芸教室 (67回)					
・衣類お直し教室 (20回)					
(注：活動内容は鎌倉市からの受宅事業と自主事業を合計したものです。)					
【活動の成果】					
事業実績数は受託事業257回・2,103人、自主事業 (89回・3,365人) 合わせて236回の事業を実施し、参加人数は延べ5,468人でした。					
【特記事項：不用品登録協働事業 (愛称 リユースネットかまくら)】					
本会とNPO法人鎌倉シチズンネット・鎌倉市の三者による協働事業。市民の「譲ります」「譲ってください」情報をインターネットに公開。その橋渡しの活動					
・登録申し込み 1,266件					
・応募 1,450件					
・成立674件					

団体名	キープ鎌倉クリーン推進会議（略称 KKC）	会員数	26名	代表者	高田晶子さん						
活動目的	まち中の散乱ごみと落書きゼロをめざした美しいまちづくりと人づくり										
<p>【活動の内容】</p> <p>1 まち美化／まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 5/20～5/22 市民活動の日フェスティバル参加・パネル展示 テーマ「H22 年度鎌倉市/KKC 協働事業 落書きにNO! これは事件です！」 <input checked="" type="checkbox"/> 12/5～12/14 鎌倉 NPO 主催 鎌倉駅地下道ギャラリー・パネル展示 <input checked="" type="checkbox"/> 6/28 協働事業報告会（KKC 第2回目 パワーポイント 17 シート資料を基に発表） <p>1-1 ポイ捨て防止／散乱ごみ清掃 清掃活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 若宮大路(正月三が日)〔自主〕 <input checked="" type="checkbox"/> 若宮大路(GW3日間)〔自主〕 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 散乱ごみの量・ごみ箱の状況・観光客の様子等、現場の報告。 <input checked="" type="checkbox"/> 課題の抽出と次年度に向けた改善策の提案。（関連行政担当窓口、観光協会等） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 防止活動 <input checked="" type="checkbox"/> 市役所から駅まで「通い道クリーン運動」（毎月、定例会時）〔自主〕 ＊11 年実施。経年変化が把握でき有効 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 市役所職員の「通い道クリーン運動」への参加拡大、働きかけ。10 年以上経過。未だ実らず残念 </td> </tr> </table> <p>2 落書きのないまちづくり協働事業スタート(単年・3年継続 2年目)</p> <p>【活動の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内全域を会員で分担しパトロールし落書き・貼り紙をチェック。月次報告としてまとめ市に報告。 未処理については、市から消去等の依頼をする。公共施設は施設管理者が消去。民間はKKCがサポート。原則その月毎に処理完遂し、常に落書き・貼り紙がゼロになるよう心掛けた。 2. 鎌倉高校に落書き発見隊が結成された。KKCサポート <p>【落書き消去活動】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常時通年、落書き・貼り紙ゼロの活動をKEEPしている。 但し落書き犯エンドレスのこの活動に限界を感じている。 <p>【助成】</p> <p>県ともしび運動の対象「ごみ袋と軍手」の助成を受けた。</p> <p>【達成できた点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パトロール実施ルートと分担とで毎月の件数や実態が定量的に把握・整理・分析できた 2. 追跡調査などフォローアップができるようになった 3. パトロール時の発見、ノウハウの共有と蓄積ができた 4. 今後への提言と課題の整理ができた <p>【提言】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松尾市長に提言「落書き防止県条例制定を市長会から県に要望して欲しい」：実現 2. 「第2次落書きのないまちづくり行動計画策定」協働作業 3. 「落書き防止と消去の手引き」作成提案 						<input checked="" type="checkbox"/> 若宮大路(正月三が日)〔自主〕 <input checked="" type="checkbox"/> 若宮大路(GW3日間)〔自主〕	}	<input checked="" type="checkbox"/> 散乱ごみの量・ごみ箱の状況・観光客の様子等、現場の報告。 <input checked="" type="checkbox"/> 課題の抽出と次年度に向けた改善策の提案。（関連行政担当窓口、観光協会等）	防止活動 <input checked="" type="checkbox"/> 市役所から駅まで「通い道クリーン運動」（毎月、定例会時）〔自主〕 ＊11 年実施。経年変化が把握でき有効	}	<input checked="" type="checkbox"/> 市役所職員の「通い道クリーン運動」への参加拡大、働きかけ。10 年以上経過。未だ実らず残念
<input checked="" type="checkbox"/> 若宮大路(正月三が日)〔自主〕 <input checked="" type="checkbox"/> 若宮大路(GW3日間)〔自主〕	}	<input checked="" type="checkbox"/> 散乱ごみの量・ごみ箱の状況・観光客の様子等、現場の報告。 <input checked="" type="checkbox"/> 課題の抽出と次年度に向けた改善策の提案。（関連行政担当窓口、観光協会等）									
防止活動 <input checked="" type="checkbox"/> 市役所から駅まで「通い道クリーン運動」（毎月、定例会時）〔自主〕 ＊11 年実施。経年変化が把握でき有効	}	<input checked="" type="checkbox"/> 市役所職員の「通い道クリーン運動」への参加拡大、働きかけ。10 年以上経過。未だ実らず残念									

【活動の実績】

[平成23年度(2011)落書き・貼り紙発見処理一覧表]

資料作成:キープ鎌倉クリーン推進会議

月(H23年度)	落書き形態		貼り紙形態		月合計	処理有無	
	タグ	絵	手書き	印刷		処理済	未処理
4月	25		5	2	32	26	6
5月	13		9	7	29	29	0
6月	25		21	16	62	62	0
7月	62		82	9	153	153	0
8月	92	1	72	12	177	177	0
9月	36		15	3	54	54	0
10月	32		14	4	50	50	0
11月	16		11	4	31	31	0
12月	13		15	3	31	31	0
1月	6		6	2	14	14	0
2月	8		9	1	18	18	0
3月	21		7		28	28	0
累計	349	1	266	63	679	673	6
合計	350		329				
総合計	679						

7月から9月にかけて常習犯が腰越海岸の擁壁に落書きをし、書かれては消すバトルを4回繰り返した。所管の藤沢土木は落書きしてもふき取りやすいように、900㎡の擁壁に下地を含め、4層の塗料を施し、徹底した鎌倉の落書き防止活動に応じてくださった。

今後の見回りを密にし、良好な景観を維持したい。

団体名	湘南・省エネネットワーク	会員数	12名	代表者	前島 仁さん
活動目的	地球温暖化防止対策の普及啓発、環境教育等の地域での省エネルギー推進				
<p>【活動の内容】</p> <p>1. 広報事業：イベントへの出展 「かまくら市民活動の日フェスティバル」 （5月20～22日、鎌倉生涯学習センター地下ギャラリー、NPO 鎌倉市市民センター運営会議/鎌倉市共催 主催者発表 73 団体参加、延入場者数：2,500 人） 展示内容は、「この夏の節電作戦」をパネルや配布物などで紹介し、市民活動団体との交流を深めました。 時節柄、最も切迫感のある内容でしたので、来場者の関心をいただきました。 また、鎌倉市でも各種行事や集会などの場で配布いただけ、6月下旬から7月にかけては市役所ロビーでのパネル展示において配架されました。</p> <p>2. 普及事業：環境教育 逗子市立逗子小学校（5年生、159名）において、「エネルギーとは、日本のエネルギーの問題点、暮らしと電気」について1時間行いました。 また、海老名市立上星小学校（5年生、97名）においては、「地球温暖化の話、生活の中の省エネの実験、照明（白熱電球・電球型蛍光灯・LED電球）の比較実験」を延べ6時間行いました。 尚、授業は延べ2校で7時間ほど出前授業として講義し、合計256名が聴講されました。</p> <p>3. 地域貢献：会員の諸活動</p> <p>(1) 鎌倉市の要請への協力</p> <p>① 鎌倉市の「かまくら環境保全推進会議」の委員として参画し、鎌倉市エコライフ実践プロジェクト部に各2回出席しました。</p> <p>② 鎌倉市立大船中学校改築の基本計画検討に際し、鎌倉市教育委員会からの要請で協議会の環境部門での検討委員として参画し、2回出席しました。改築に当たって基本理念と基本方針などについて討議しました。特に環境面では、「エコスクール作り」へ向けて、校庭の緑化とグリーン校舎作りの実現を提案しました。</p> <p>③ 「かまくら環境白書」に平成22年度の活動内容を紹介した記事が掲載されました。</p> <p>④ 鎌倉市が「節電のアイデアや実践例」を募集しており、日ごろの取り組みや提案など応募しました。尚、環境政策課ホームページにはほぼそのまま掲載されました。</p> <p>(2) 会員の多様な活動事例</p> <p>① 神奈川県地球温暖化防止活動推進員横須賀三浦地区会議の代表として、推進員間で活動情報を共有しました。</p> <p>② 神奈川県は、東日本大震災・福島原発事故による電力供給不足対策として全県の節電の普及を企画し、実行に先立ち、6月22日全県域一斉の社会実験を行い、会員の家庭の節電の実践ぶりがNHKの全国ニュースで紹介されました。</p> <p>③ 神奈川県の節電チャレンジの一翼を担い、鎌倉市内の48世帯（夏季）、47世帯（冬季）に「節電チャレンジシート」を配布、節電の普及に努めました。</p> <p>④ 夏の「節電チャレンジシート」の活動報告と回収分を集計した具体的事例を含め総括報告がありました。</p> <p>⑤ 冬の節電チャレンジシートを近所の方を中心に配布した、期間中の中頃に回収効率を良くする対策として「家庭の節電メニュー」（資源エネルギー庁）を配布しました。</p> <p>【活動の成果】 地球温暖化防止対策の普及啓発、環境教育など地域での省エネルギー推進に取り組んだことにより市民に省エネルギーへの取り組みを促進することができました。</p>					

団体名	かまくら桜の会	会員数	50名	代表者	高柳 英麿さん
活動目的	鎌倉市の木であるヤマザクラを中心に、市内の桜の保持、育成、市民へのPR活動を行う。				
【活動の内容】					
◇植樹					
かまくら桜の会は、市内の桜を大切に思い活動しているグループと個人が集まり、平成20年に発足しました。以来、行政や日本さくらの会のご指導を頂き、市内各所に植樹を行っています。23年度は1月と3月に鎌倉山、3月に市内二階堂の史跡永福寺跡に市の木ヤマザクラの植樹を行いました。					
◇若宮大路の桜手入れ					
若宮大路に植えたサクラの手入れを、毎月第2木曜日と第3土曜日に行っています。若宮大路は「日本のサクラ100」にも選ばれた場所ですが、近年特に弱った木が目立ちます。そのような場合は専門家の指導を頂いて適切な処置をとったり、管理する行政機関へ連絡するなどしています。					
◇視察・見学					
鎌倉市内をはじめ他の市町村の緑や自然環境の様子を知ること、また会員同士の親睦を深めるために行っています。23年度は①ウォーキングをしながら市内の桜の名所を訪ねる。②三浦半島に秋を訪ねる。③身延山の桜見学 等をNPOかまくら緑の会と共に行い、会員や参加者に好評でした。					
【活動の成果】					
23年度は日本さくらの会より「さくら功労賞」を頂きました。市内にはたくさんの桜愛好家・グループがあり、それぞれが地域で活動していますが、鎌倉の桜を大切にしたいという気持ちは同じで、お互いのグループの活動に参加したり、協力して作業を行ったりしています。今後は先進地を観たり、桜の文化を楽しみながら学んでゆきたいと思います。					

第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

環境共生都市の創造に向けて、環境基本計画に掲げられた施策を市民、事業者、滞在者、市が協働して推進していく必要があります。このため、次の体制が整備されています。

●鎌倉市環境施策推進協議会

〈環境政策課〉

鎌倉市環境基本条例第18条第1項に基づき、市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として「鎌倉市環境施策推進協議会」が組織されています。この協議会は、副市長を会長とし、教育長、全部長等で構成され、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、鎌倉市役所エコアクション21などの環境保全施策を推進しています。

●かまくら環境保全推進会議

〈環境政策課〉

鎌倉市環境基本条例第18条第2項に基づき、市・市民・市民団体・事業者等が協働するための体制として「かまくら環境保全推進会議」が組織されています。この会議は、環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して、環境保全施策を積極的に推進するための組織で、平成9年8月1日に設置されました。委員の構成としては市民10名、環境保全団体の代表4名、事業者4名の計18名で構成されています。

かまくら環境保全推進会議は、「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を推進するための「地球温暖化対策地域協議会」の役割を有していることから、平成20年度に設置した「エコライフ認識プロジェクト」「エコライフ実践プロジェクト」「エコ企業プロジェクト」の3つの行動プロジェクト部会において、温室効果ガス排出量削減に向けて取組の検討や事業を行います。平成23年度主な取組事項は、緑のカーテン栽培講座（ゴーヤ苗無料配布付き）の開催、地球温暖化パネル展示、地球温暖化対策普及啓発映画会「クヌート」上映会の開催、夏休み子供向け自然観察会の開催、鎌倉市チャレンジ環境家計簿の実施、LEDを使った工作教室の開催などです。

写真8-1 夏休み子供向け自然観察会



写真8-2 LEDを使った工作教室

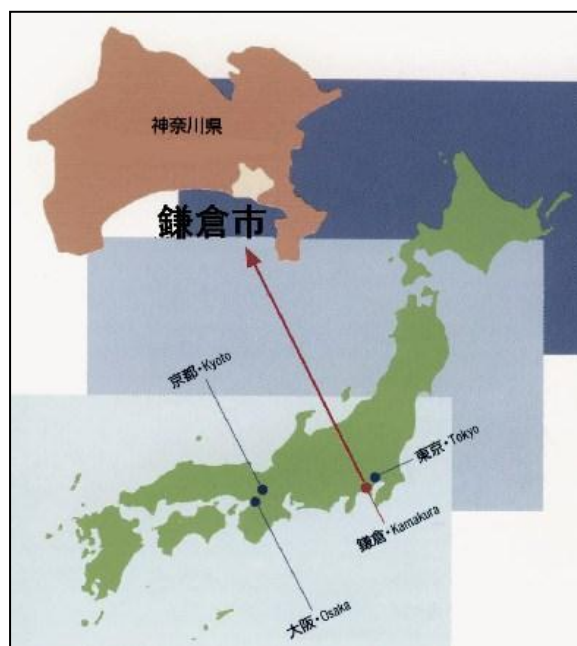


資 料

本市は、関東地方神奈川県南部に位置する、人口約17万4千人の小規模な都市です。東西8.75km、南北5.20km、面積は39.53km²であり、南は相模湾に面し、三方を多摩三浦丘陵群の小高い山々に囲まれた美しい自然環境に恵まれています。

自然の好条件を生かし、1192年に鎌倉幕府が開かれてから、伝統あるゆたかな文化と歴史的遺産が育まれてきました。近代では、急激な宅地造成がすすむ一方で、歴史的風土を守る為に市民運動が高まり、古都保存法発祥の地となりました。このように、鎌倉では環境への関心が高い市民が多く暮らしています。

また、豊かな環境資源に恵まれたため観光都市として栄え、現在では全国世界各地より年間約1,811万人(2011年)もの人々が訪れています。



(1) 気 象

表 8-1 月別平均気温 (単位℃)

(平成22年)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
鎌倉市	7.5	6.9	9.7	12.7	18.2	22.3	26.3	28.3	24.7	19.0	13.9	10.4	16.4
横浜市	7.1	6.6	9.1	12.2	18.4	22.8	27.1	28.6	24.7	18.6	13.4	9.9	16.5

※鎌倉の統計及び横浜市統計ポータルサイトより

神奈川県は気候が温暖で、平地や山地など様々な環境があるために、生物多様性や個体数が豊富だといわれています。鎌倉の気候はその中でも、南に面する海からの影響が大きく、内陸に比べて夏は涼しく冬は暖かい、県下でも気候にめぐまれた地域となっています。また風向きは、夏には南風が、冬には北風が吹く傾向があり、海岸に近い場所では一年中風通しがよいのが特徴です。

表 8-2 気象状況

年	区分	気温(℃)			降水量 総量(mm)	湿度 年平均(%)
		年平均	日最高	日最低		
	平成16	16.7	35.8	-1.5	1,790.0	75.0
	17	15.8	31.7	-1.9	1,278.0	78.8
	18	16.0	31.3	-2.9	1,651.0	80.0
	19	16.5	33.0	-0.8	1,509.0	78.2
	20	16.3	33.2	-2.0	1,623.5	73.3
	21	16.4	32.7	-1.0	1,708.0	75.9
	22	16.7	36.5	-2.0	1,830.5	79.7

※鎌倉の統計より

(2) 人口

本市の人口は、昭和30年代後半から40年代にかけて大きく増加しました。我が国の社会経済環境が変化するなかで、昭和50年代以降、本市の人口増加は沈静化し、平成14年から微増傾向でしたが、9年ぶりに減少に転じました。また、核家族等の世帯数は徐々に増加し、さらに65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は27.6%と、年齢構成のバランスが懸念されます。

表 8-3 人口 (各年10月1日現在)

年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口の増減 (人)
	平成16	68,984	169,866	1,142
	17	69,384	171,122	1,256
	18	70,540	172,820	1,698
	19	71,335	173,263	443
	20	72,039	173,439	176
	21	72,886	174,164	725
	22	72,463	174,314	150
	23	72,884	174,250	-64

※鎌倉の統計より

(3) 産業

本市の産業構成は、第3次産業が一番多く、次に第2次産業、第1次産業となっています。本市の商業の構成は、小売業が占める比率が高く、また観光都市という立地条件から飲食店と食料品小売業の比率が高いのが特徴です。工業は、少数の大規模事業所があるほか、市全体では小規模事業所が今日では一部の住宅と混在しており、これに対応するために環境の調和を図りながら集団・共同化をめざしていく必要があります。

表 8-4 産業 (平成18年10月1日現在)

年	区分	第1次産業 〈農業・林業・漁業〉		第2次産業 〈鉱業・建設業・製造業〉		第3次産業 〈運輸業・飲食店・サービス業など〉		総数	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
平成13		2	8	781	14,083	6,504	55,453	7,287	69,544
18		4	18	637	11,817	6,226	54,282	6,867	66,117

※鎌倉の統計より

(4) 土地利用

大正時代末期の鉄道の電化、工業の立地、道路整備等により、大船地域などでも市街化が始まり、昭和40年代から首都圏のベッドタウンとして、急激に市街化が進みました。現在は緑豊かな住宅都市となっています。

表 8-5 市街化区域および市街化調整区域

区分	市街化区域	市街化調整区域	総計
面積(ha)	約2,569	1,384	3,953
比率(%)	65.0	35.0	100.0

※平成21年9月18日神奈川県告示

表 8-6 用途地域別面積

区分	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積 (ha)	1,294	515	1.7	268	108	23	86	31	77	133	33	2,569
比率 (%)	50.4	20.0	0.1	10.4	4.2	0.9	3.3	1.2	3.0	5.2	1.3	100.0

※平成21年9月18日神奈川県告示

(5) 交通の状況

道路交通状況は、横浜横須賀道路、国道1号、国道134号などの広域幹線道路が市の外側または外縁部に位置し、市域を囲んでいます。また、公共交通の状況として、JR、江ノ電、湘南モノレールがあり、市の規模から見ると充実しています。バスのルートは、ほぼ市内の各所をカバーしており、サービス水準は高いものの、交通渋滞等による定時運行の困難さと運行速度の低下、一部の住宅地でのバス利用の困難さ、などが問題となっています。

(6) 財政

本市の財源は、自主財源の割合が大きく、財政的に比較的自立した地方自治体であると言えます。全体のうち市税収入が64.1%を占めていることも大きな特徴です。

表 8-7 一般会計決算額 (歳入)

(平成23年度)

区分	自主財源					依存財源				総額
	市税	担金	分担金及び負	財産収入	諸収入	その他	地方譲与税	交付金交付税	国県支出金	
決算額(百万円)	34,741	575	1,570	2,103	3,080	343	2,547	9,333	3,066	57,358
比率 (%)	60.6	1.0	2.7	3.7	5.4	0.6	4.4	16.3	5.3	100.0

表 8-8 一般会計決算額 (歳出)

(平成23年度)

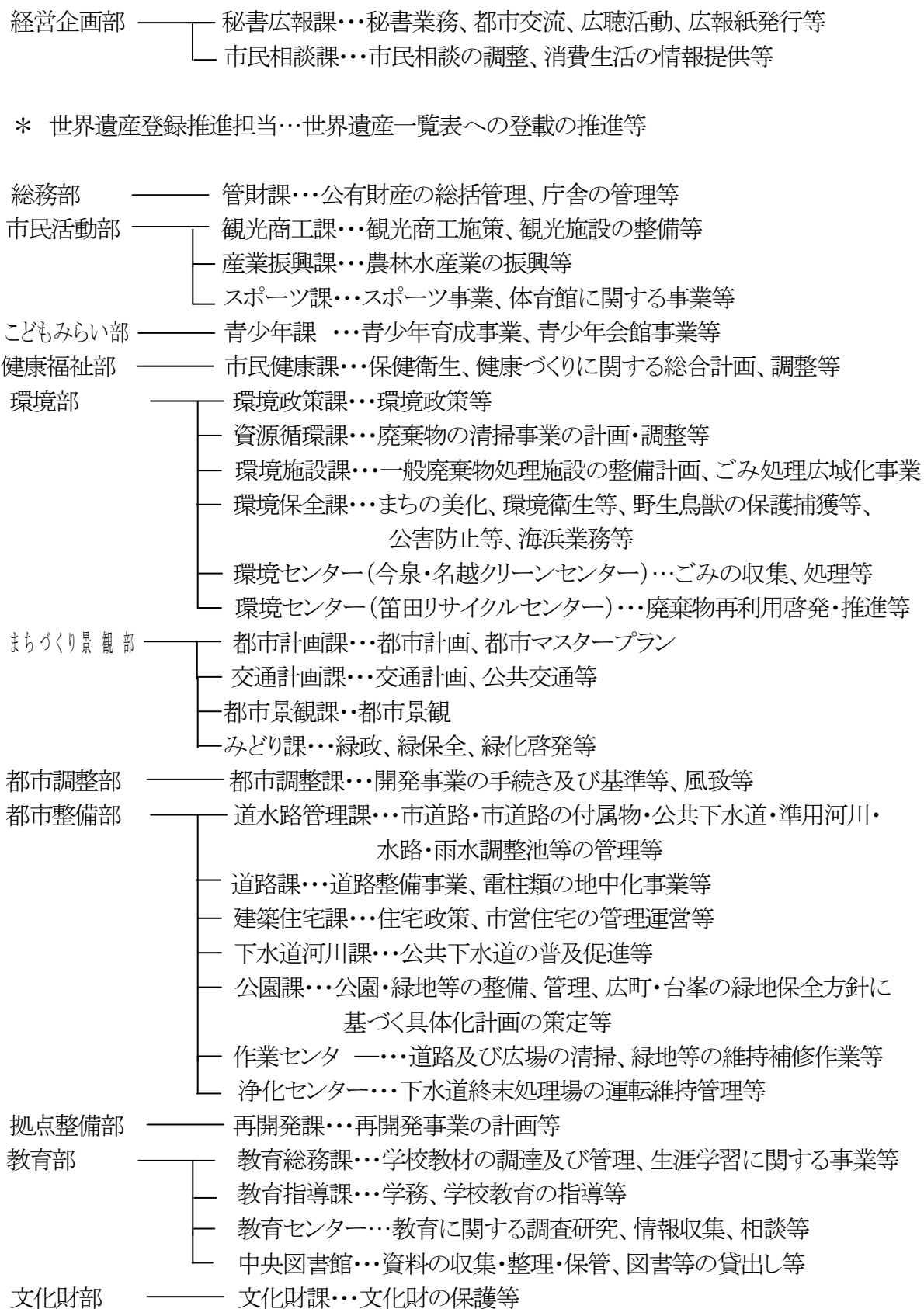
区分	総務費	民生費	衛生費	土木費	消防費	教育費	公債費	その他	総額
決算額(百万円)	7,311	18,136	5,131	8,932	2,666	5,349	4,970	2,990	55,485
比率 (%)	13.2	32.7	9.2	16.1	4.8	9.6	9.0	5.4	100.0

表 8-9 環境対策に係る主な決算概要（平成23年度）

単位：千円

事業名	事業内容	事業費
減量化・資源化の経費	循環型社会の構築事業	1,049,380
	・分別収集運営事業	
	・減量化資源化運営事業	
	・植木剪定材堆肥化事業	
	・その他	
環境政策の経費	環境基本計画推進事業	14,896
	・環境基本計画の進行管理	
	・環境保全に関する啓発事業	
	・地球温暖化対策に関する事業	
	・かまくらエコアクション21推進事業	
	・住宅用太陽光発電システム設置補助 ・雨水貯留槽設置助成	
公害対策一般の経費	公害防止事業	6,524
	・地盤沈下精密水準測量調査	
	・自動車排出ガス等環境調査	
	・河川水質調査	
	・二酸化窒素大気環境調査	
	・有害大気汚染物質調査	
	・深夜花火禁止啓発事業	
	・子ども向け酸性雨調査 ・その他	
緑政の経費	都市緑化の推進	155,196
	・緑政運営事業	
	・緑地維持管理事業	
	・緑化啓発事業	
	・街路樹維持管理事業	
	・樹林維持管理事業	
	・緑地保全事業 ・風致保存会助成事業	
景観の保全と公園の経費	・都市景観形成事業	1,983,970
	・風致地区事務	
	・公園運営事業	
	・公園維持管理事業	
	・公園整備事業	
合計		3,209,966

表 8-10 かまくら環境白書作成に携わる関係各課の組織図（平成24年4月1日現在）



*は特命担当

